

秋田県公文書館

研究紀要

第30号

報 告

秋田県公文書館開館三十周年記念事業について

……………開館三十周年記念事業企画委員会 … 1

史料紹介

秋田県庁文書群「公務控」

…………… 畑 中 康 博

公文書館講座「記憶の護り人 養成教室」受講者 … 66

令和5年度 活動報告

…………… 94

令和6年3月

〈報告〉

秋田県公文書館開館三十周年記念事業について

開館三十周年記念事業企画委員会

はじめに

本報告は、令和五年度に秋田県公文書館（以下「本館という」。）が実施した開館三十周年記念事業の全容について述べるものである。

本館は、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録の保存、利用及び調査研究並びに永年保存文書等の保存に関する事務を行うことを目的として「公文書館法」第四条第一項に規定する公文書館として、平成五年（一九九三）十一月二日に開館した。県レベルの公文書館では東北初、全国では二十番目に開館した施設である。

県民に公文書館の存在と重要性を認識してもらうため、開館当初より、企画展や各種講座を毎年開催したほか、平成二十一年度からは映像資料を活用した「県政映画上映会」の開催、同二十九年度的にはツイッター（現X）を活用した情報発信を行ってきた。（表1）

平成二十一年制定の「公文書の管理に関する法律（公文書管理法）」第二十三条（利用の促進）では「国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第十六条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない」と定められており、本館における普及活動はこの法律にも則っている。

令和五年度は開館三十周年の節目にあたるため、記念事業の開催を計画した。この計画は令和三年度から始まり、館長を中心とした委員会を組織し、検討を重ね次の方針が定まった。

- ① 県民に「社会の記憶装置としてのアーカイブズ」をアピールすることを念頭に置いた事業とする。
- ② 市町村と連携し、五月から十一月にかけて、県内いずれかの地で本館主催の展示を実施しているようにする。
- ③ 「出羽一国御絵図」（レプリカ）展示会を実施する。

〈表1〉秋田県公文書館30年のあゆみ

年	事項	年	事項
昭和45年	・県立秋田図書館で文書館構想策定	平成17年	・歴史講座開始
昭和54年	・公文書館設置に向け、県庁内に検討班設置		・公文書館懇話会発足(～平成23年)
昭和59年	・「秋田県立図書館・公文書館基本構想策定委員会(仮称)」の基本報告まとまる		・市町村公文書保存状況調査開始(～平成19年)
平成2年	・「秋田県立図書館・公文書館建設計画」策定	平成18年	・『宇都宮孟綱日記』翻刻本刊行開始 (平成25年に全8巻完結)
平成3年	・複合館建設着工		・Webサイトに『国典類抄』検索目録、及び所蔵公文書仮目録(簿冊・件名データ)を掲載
平成5年	・3月「秋田県公文書館条例」公布 ・11月2日 秋田県公文書館開館 (総務課・公文書課・古文書課) ・開館記念特別展開催		
平成6年	・県内歴史資料所在調査開始(～平成13年) ・古文書解読研究会開始(現:古文書解読講座) ・企画展開催(以後、毎年度開催) ・「公文書館だより」創刊(令和5年6月 第43号刊行)	平成19年	・公文書館新中期計画策定(H19～H23)
		平成20年	・閲覧室に利用者用資料検索システムを設置 ・県内歴史資料所在調査再開 (平成の市町村合併後の再調査)
		平成21年	・各行政委員会の公文書引渡し開始 ・県政映画上映会開始 ・古文書相談日開始 ・古文書目録第6集『秋田県庁旧蔵古文書』刊行
平成7年	・『御亀鑑』翻刻本全7巻完結 ・「研究紀要」創刊(令和5年3月 第29号刊行) ・古文書目録第1集『加賀谷家文書目録』刊行 ・市町村史料保存実務担当者会議開催 ・歴史資料保存利用推進会議	平成23年	・古文書目録第7集『佐竹文庫目録』刊行
		平成24年	・公文書館中期業務ビジョン策定(H24～H28) ・古文書目録第8集『佐竹北家文書・佐竹西家文書目録』刊行 ・閲覧室に絵図検索データベースを設置
		平成25年	・デジタルアーカイブ開設 ・閲覧室に東京大学史料編纂所画像閲覧システムを設置(「秋田藩家蔵文書」の画像) ・開館20周年記念行事開催(記念展示、記念講演) ・古文書目録第9集『戸村家文書目録』刊行
平成8年	・『渋江和光日記』翻刻本刊行開始 (平成17年に全12巻完結) ・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第22回全国大会開催(秋田市)	平成26年	・『岡本元朝日記』翻刻本刊行開始 (令和3年に全8巻完結)
平成9年	・古文書目録第2集『秋田藩家蔵文書目録』刊行		
平成11年	・古文書目録第3集『絵図目録』刊行		
平成12年	・公文書館Webサイト開設	平成27年	・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 ・第41回全国大会開催(大仙市)
平成13年	・古文書目録第4集『系図目録Ⅰ』刊行	平成28年	・公文書館新中期業務ビジョン(H29～H30)策定
平成14年	・古文書目録第5集『系図目録Ⅱ』刊行 ・古文書班を図書館に移管		
平成15年	・公文書館中期計画策定(H14～H18) ・教育庁の公文書引渡し開始		
平成16年	・『秋田県庁文書群目録』刊行開始 (平成23年に全8集完結) ・3月「今後の公文書館の在り方検討会」設置 ・11月上記検討会の報告書を提出・公表	平成29年	・公式Twitter(現X)の運用開始
		平成30年	・公文書館中期業務計画(H31～R5)策定
		令和2年	・資料検索システムを更新し、業務支援システムに改称
平成17年	・古文書班を公文書館に移管 ・「古文書倶楽部」発行開始	令和3年	・「古文書倶楽部」100号発行「公文書館だより」に統合
		令和4年	・『野上陳令日記』翻刻本刊行開始 ・記憶の護り人養成教室(資料整理講座)開始
		令和5年	・開館30周年記念行事開催(出羽一國御絵図展示、市町村連携展、Akita Archives Fes 2023)

「出羽一国御絵図」は、江戸時代前期、秋田藩主が江戸幕府に提出した出羽国の国絵図の控で、現在の山形県を含む藩政期の出羽国の様子が描かれている。この絵図が広く県民に公開されたのは昭和二十五年（一九五〇）で、大きな感動を巻き起こした。また「出羽一国御絵図」の公開は、県民の間に、歴史資料保存の重要性を認識認識させた。

「出羽一国御絵図」実物大レプリカは、平成二十五年度に本館開館二十周年を記念して作成し、平成二十六年度に秋田市御



▶平成五年十一月二日、開館初日の本館玄関



▶同日の祝賀会で配布された式次第・記念品

所野テルサで、同二十七年度には秋田市生涯学習センター及び大仙市大曲交流センターで展示会を開催し、好評を博した。

しかし、一〇メートルを超える大型絵図であることから、展示には広い会場が必要であるほか、令和に入り新型コロナウイルス感染拡大等の影響もあり、展示の機会を得られなかった。そこで、三十周年記念事業では「出羽一国御絵図」を余裕をもって広げることが出来る外部会場で展示し、観覧者に実物大ならではの迫力を味わってもらおうと考えた。

④教育委員会や学校に働きかけ、展示会に児童・生徒をいざない、展示資料を用いた授業を実施する。

⑤本館特別展示室で開催する企画展は、県内のアーカイブズ機関と連携した展示とし、各地域に赴かなければ見ることでできない資料を展示する。

⑥外部会場で記念講演とシンポジウムを開催する。

⑦開館三十周年記念事業のテーマは「アーカイブズのチカラ」とする。「アーカイブズ」という言葉には大きく二つの意味がある。一つは「選別され、誰もがアクセスできる過去の記録」である。

私たちは個人であれ組織であれ、この世に存在する限り「記録(records)」を生み出す。そして私たちは、日々膨大に発生する「記録(records)」をふるいにかけて、必要なものだけを残している。このふるいにかけて残した記録が「個人記録」や「組織記録」で、これを「アーカイブ(archive)」という。しかし選別

〈表2〉秋田県公文書館開館30周年記念事業

No.	種類	名称	開催期間
1	連携展	アーカイブズのチカラ-おらだの記憶展 in東成瀬村-	4月22日～6月22日
2	連携展	アーカイブズのチカラ-おらだの記憶展 in大仙市-	6月27日～8月17日
3	連携展	アーカイブズのチカラ-おらだの記憶展 in横手市-	8月19日～10月19日
4	展示会	出羽一國御絵図展示会	6月9日～6月11日
5	企画展	アーカイブズのチカラ	8月24日～11月5日
6	イベント	Akita Archives Fes2023	11月3日

して残した「アーカイブ」であつても、個人や組織だけしか見ることができなければ、単なるコレクションに過ぎない。この「アーカイブ」が公的機関に収蔵され、誰もが見ることができるようになったものが「社会的記憶」又は「集合的記憶」と呼ばれる「アーカイブズ (archives)」である。

そして「アーカイブズ」のもう一つの意味は、誰もが利用可能な「記録」の保管施設である。公文書館の英訳が「アーカイブズ」といういわれはここにある。つまり公文書館とは社会の記憶装置といえるのである(1)。

選別され、今に伝わる歴史資料は、私たちの今を生き抜く力となり、歴史資料を保存する公文書館は、その活力の源となる。開館三十周年記念事業全体を貫くテーマとして「アーカイブズのチカラ」と掲げたのは、この思いを込めたからである。



▲平成25年度公文書館開館20周年事業のポスター

⑧ポスター・チラシのデザインは、週刊誌の中吊り広告風にする。これは「アーカイブズのチカラ」における展示会等では、定まったテーマを設けずに、県内各地域の多彩な歴史的資料を数多く展示することから、多くの情報量を含みながら視線を集めやすいデザインであることを狙いとしたからである。

以上八つの方針に基づき、令和五年度、本館が実施した事業は〈表2〉のとおりである。本稿は〈表2〉の各事業について写真を織り交ぜながら振り返るもので、関係職員の協力を仰ぎながら、本館古文書班の畑中康博が執筆に当たった。

1 連携展

県と市町村の連携展は次のコンセプトにより計画を進めた。

①県が連携をもちかける市町村は、第一にアーカイブズ機関をもつ自治体、そして第二に住民が地域資料の保存・利用・公開に積極的に取り組む自治体とする。

②市町村で実施する展示会の開催期間は二か月とし、八月から十一月にかけて本館特別展示室で開催する企画展にも市町村の資料を列品する。展示会に列品する資料の選定は、本館と市町村それぞれが行う。ただし展示のデザインを統一するため、ポスターとチラシの作成は本館が行う。また展示のパネル・ラベルについては、原稿を自治体から提出してもらい本館が作成する。

③展示テーマは「アーカイブズのチカラ おらだの記憶展 自治体名」とする。

④市町村はそれぞれの広報媒体を用いて展示の宣伝を行う。

現在秋田県内における市町村のアーカイブズ機関は、秋田市総務部文書法制課歴史資料閲覧室（平成二十九年一月十六日設立）、大仙市アーカイブズ（平成二十九年五月三日開館）、横手市公文書館（令和二年五月一日開館）である。また地域資料の保存・利用・公開に地域住民が熱心に取り組んでいる市町村として東成瀬村があげられる。アーカイブズという概念を県民の間に浸透させる上で、本館収蔵資料を自治体の施設で展示するにあたり、本館から遠隔の地で開

催するのが効果的であると考え、大仙市アーカイブズ館長、横手市公文書館長、東成瀬村教育長へ連携展の開催を打診したところ快諾を得られ、開催先が決定した。このうち東成瀬村教育委員会は、連携展を児童・生徒の教育の場として使いたいという意向が当初からあったことから、展示の開催期間を学校の授業の進度に合わせ四月から六月とした。これにより大仙市アーカイブズには六月から八月の開催、横手市公文書館には八月から十月の開催ということで承知していただいた。

次に展示名称である。先に展示テーマは「アーカイブズのチカラ」である旨を述べたが、市町村の担当職員から秋田市から離れた地域に住む住民は「公文書館」という施設や名称のみならず概念までもなじみがなく、親しみやすい名称をつけて欲しいという要望が寄せられた。そこで「アーカイブズのチカラ」に「おらだの記憶展」という副題をつけることにした。「おらだ」とは「私たちの」という話し言葉の方言である。展示名称に方言を使用したのは、地域における集合的記憶や記録の保存がアーカイブズの社会的使命であるという理解を促すためである。

以下、それぞれの連携展について述べてみたい。



▲東成瀬村ふる里館入口

秋田県公文書館 東成瀬村教育委員会

おらだの記憶展 in 東成瀬村

アーカイブズとは…おらだの御先祖様が生きた証だ

秋田県公文書館 開館30周年記念 開館35周年記念

令和5年 4月22日(土) 6月22日(木)

秋田県公文書館所蔵の 秋田藩関係の古文書・公文書 東成瀬村の古文書

特別公開

徳川家康の武家諸法度 どうした家康？

秋田藩 佐竹義厚が少将にならないうちに 500両の金銀を盗った手は誰か？

一歩勘定代 秋田藩 20万両の金銀庫の門

古本帝國憲法

これが秋田県に下賜された 大日本帝國憲法一冊

猫絵の掛軸

東成瀬村の歴史を物語る

会場 東成瀬村ふる里館

午前9時～午後4時30分

休館 毎週月曜日

秋田県公文書館 東成瀬村教育委員会

〒010-0952 秋田県山王町14-31 電話 018 (866) 8301 FAX 018 (866) 8303 E-Mail koushuhokan@pref.akita.lg.jp

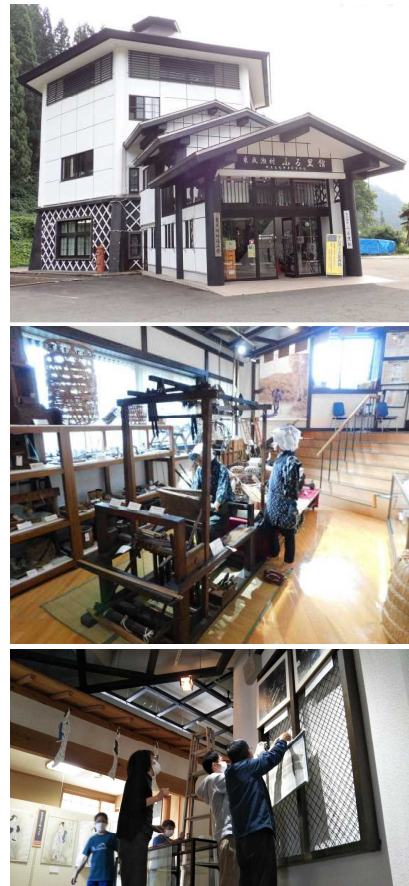
▲連携展「アーカイブズのチカラ おらだの記憶展 in 東成瀬村」のポスターデザイン

(1) 連携展「アーカイブズのチカラ おらだの記憶展 in 東成瀬村」 ア 展示の概要

本展示は、令和五年四月二十二日から六月二十二日にかけて、東成瀬村ふる里館で実施し、四六八名の方が足を運んでくださった。

同館は平成元年（一九八九）八月に開館した教育委員会所管の郷土資料館である。同館は村の考古・歴史・民俗資料に加え、郷土の偉人資料の収集・保存・公開を行っており、公文書館の類縁施設といえる。

資料は館内の展示室や随所に置かれたガラスケースに分散して展



◀上からふる里館外観・内部・列品作業の様子

示したため、両館の資料が渾然一体となる雰囲気を出した。

イ 展示資料

本展示は本館が東成瀬村教育委員会へ連携展の実施を持ちかけた直後から、同委員会から同村の児童・生徒に授業の一環として展示を見学させたいという意向が示された。そこで展示資料は、第一に小学校六年生の社会科（歴史）の学習内容に沿うものにする、第二に東成瀬村の成り立ちを物語るものにした。（表3）は本館出品の一覧であるが、この他に村の教育委員会が現在整理作業を進めている「菅原家文書」三点が出品された。

ウ 展示資料による授業

〈表3〉連携展「アーカイブズのチカラ-おらだの記憶展 in 東成瀬村-」展示資料一覧

No.	資料番号	資料名	作成年代
1	吉沢761	関ヶ原付近略図	
2	AS322.5-04	武家諸法度	慶長20年(1615)
3	AS317-007-1	権現様御判物	慶長7年(1602)
4	AS317-50	有徳院様御判物	享保2年(1717) 8月11日
5	県C-168	久保田城御城下絵図	寛文初年(1661頃)
6	県C-4	湯沢絵図	享保13年(1728)
7	吉田23	江戸御上屋敷之図	
8	AH317-064	天保九戊戌年十二月義厚公少将御昇進二付 惣御入方取纏目録	天保9年(1838)12月
9	混架541-076	天保十亥八月七日院内銀山御女中御出入之図金銀楼 成美画	
10	混架423-6-7	石井忠行日記7	文久2年(1862)
11	県C-251	百三段浜田村之内中村御台場絵図	
12	県C-603	出羽一國御絵図	
13	930103-13488	各郡全図(雄勝郡)	
14	930103-5771	土木課道路掛事務簿 雄勝道路之部 全	明治14年(1881)
15	A290-190-2-17	羽後国雄勝郡田子内村絵図 (羽後国雄勝郡町村別絵図 2)	明治18年(1885)
16	A291.9-1-02	羽後国雄勝郡村誌 二	明治18年(1885)6月
17	930103-9586	市町村制取調事務簿 市町村区域下調之部	明治21年(1888)
18	930103-9590	市町村制取調事務簿 編成事由之部	明治21年(1888)
19	930103-9591	明治22年 秋田県町村区画	明治22年(1889)
20	930103-9594	明治22年 秋田県町村区画	明治22年(1889)
21	930103-7827	明治16年7月～17年1月 勸業課農業掛事務簿 雄勝郡共進会之部 全	明治16～17年 (1883～1884)
22	930103-01962	東成瀬尋常小学校図面 (小学校校舎図面 雄勝郡第六号)	明治25年(1892)
23	930103-01962	平良分教室図面 (小学校校舎図面 雄勝郡第六号)	明治25年(1892)
24	930103-01962	岩井川分教室図面 (小学校校舎図面 雄勝郡第六号)	明治25年(1892)
25	930103-01962	椿台分教室図面 (小学校校舎図面 雄勝郡第六号)	明治25年(1892)
26	930103-01962	大柳分教室図面 (小学校校舎図面 雄勝郡第六号)	明治25年(1892)
27	山844	雄勝郡学校沿革調査書	昭和16年(1941)
28	930103-13485	大日本帝国憲法	明治22年(1889)
29	官報621	日本国憲法(秋田県公報 昭和22年)	昭和22年(1947)

展示資料を用いた授
 業は五月二十五日に実
 施した。対象は東成瀬
 中学校一年生三十六人
 である。授業は、事前
 に配布した学習シート
 に記入する形で実施し
 た。導入は生徒に「命
 の次に大切なものは何
 か。但し空気・水・お
 金は省く」を問いかけ
 ることから始めた。こ
 の問いを生徒に答えさ
 せた理由は「記憶・記
 録」を導き、アーカイ
 ブズの重要性に思いを
 めぐらせるためであ
 る。
 授業の展開である
 が、まずは「関ヶ原付
 近略図」から、徳川家
 康がなぜこの戦争に勝

下絵図」では、生徒に絵図を見て気づいた点を発表させ、江戸時代の城下町の特徴を捉えさせた。佐竹義厚の少将昇進に関する資料と農民・町人が武士身分を獲得するための料金表（「石井忠行日記」）からは、お金を払いさえすれば官位や身分の上昇が可能だったことを説明し、教科書には書かれていない江戸時代の特徴の面白さを説明した。また、明治二十二年（一八八九）東成瀬村誕生に関する公文書から養蚕業と共にあった村のあり方を考えさせた。「勸業課農業掛事務簿 雄勝郡共進会之部 全」は、明治十六年（一八八三）八月、湯沢町の雄勝郡役所で開催された繭と生糸の品質を競う「雄勝郡繭生糸共進会」についての公文書である。出品者一一七〇人中、生糸二等に田子内村の菊地忠七・平良直松・瀧澤勇が選ばれた。右の三名は、高品質の生糸の生産を目指して改良に取り組んでおり、その成果が受賞に結びついた。このうち平良直松は、初代の東成瀬村長となり、ふる里館には平良村長の肖像写真と共に、養蚕関係の



▲展示資料を使った授業の様子

つことができたのかを説明し、大坂夏の陣の後に発した「武家諸法度」から、戦国時代終焉の時代像を捉えさせた。

「久保田城御城



▲建物の構造上、ガラスケースの向こうに囲炉裏がある不思議な展示コーナーとなった

民俗資料も展示されているため、村の発展に寄与した先人を身近に感じることができたのではないかと考えている。

授業の最後は、十五分間で各自気になる資料を二点見つけ、学習シートに記入させた。

授業終了に

際して、生徒からは、実物の資料を見て歴史を学ぶことができ、本当に楽しかったという声をいただいた。

(2) 連携展「アーカイブズのチカラ おらだの記憶展 in 大仙市」

ア 展示の概要

本展示は、令和五年六月二十七日から八月十七日にかけて、大仙市アーカイブズで開催し、一七三名の方が足を運んでくださった。同館は平成二十九年（二〇一七）五月に開館した大仙市の公文書館で、市町村レベルの公文書館としては東北地方最初の館である。同館では大仙市の公文書・地域資料・広報写真等を保存し、公開している。展示は専用の展示室二室のうち一室を使用し実施した。また開催期間が学校の夏季休業期間に当たっていることから、親子での観覧を想定し「自由研究学習シート」を展示室内に置いた。

▲連携展「アーカイブズのチカラ おらだの記憶展 in 大仙市」のポスターデザイン

イ 展示資料

展示資料は東成瀬展同様、小学校六年生以上であれば理解できる資料と、大仙市に関する資料を展示した。（表4）に展示資料の一覧を示したが大仙市に関するものは、江戸時代のものにはアーカイブズ付近の絵図、明治時代のものは旧仙北郡（現大仙市・仙北市）の温泉の資料、大曲農学校（現県立大曲農業高等学校）関係資料を中心とした。

大仙市アーカイブズが立地している周辺は、江戸時代、秋田藩領・亀田藩領・旗本生駒氏領が隣接しており、寺館尻引地区は相給（一つの村に複数の異なる領主がいる状態）の村だった。



▲建物外観と遮光カーテンが引かれた展示室の様子

〈表4〉連携展「アーカイブズのチカラ-おらだの記憶展 in大仙市-」展示資料一覧

No.	資料番号	資料名	作成年代
1	混7-249-1	新著聞集(蒲生氏郷紀行之略)	
2	AS317-007-2	権現様御判物	慶長7年(1602)
3	AS322.5-04	武家諸法度	慶長20年(1615)
4	吉田23	江戸御上屋敷之図	
5	AS209-226	御参勤御道中御手控	万延元年(1860)3月
6	中安29	御参勤御道中御手控	万延元年(1860)3月
7	県C-168	久保田城御城下絵図	寛文初年(1661頃)
8	県C-091	仙北郡刈和野一円之図	享保13年(1728)
9	AH317-064	天保九戊戌年十二月義厚公少将御昇進二付惣御入方取纏目録	天保9年(1838)12月
10	混架423-6-7	石井忠行日記 七	文久2年(1862)
11	県C-251	百三段浜田村之内中村御台場絵図	
12	A290-114-139	従国見峠善知鳥迄角館御山役河原田新右衛門深谷市右衛門御境峰通初而指出候絵図	享保7年(1722)
13	県C-48	秋田領峰吉川同領寺館村矢島領寺館尻引村地境争論絵図	延宝8年(1680)
14	県C-54	嶺吉川村寺館尻引村絵図	
15	県C-62	出羽国山本郡宿村及強首村野論裁許絵図	寛文12(1672)
16	県C-88	湯沢強首両村新川堀替絵図	
17	県C-81	強首村絵図	
18	930103-13488	各郡全図(羽後国仙北郡全図)	
19	930103-3337	第三課学務係事務簿	明治36年(1903)
20	930103-6270	農業学校建築工事関係書類	大正3年(1914)
21	930103-6270	秋田県立秋田農業学校玄関正面図	大正3年(1914)
22	940108-00111	衛生課司薬掛事務簿 雑之部	明治14年(1881)2月
23	940108-00111	[パネル]生保内村字黒湯沢温泉場略絵図面	明治14年(1881)2月
24	940108-00111	[パネル]鶴温泉場略画図	明治14年(1881)2月
25	940108-00111	[パネル]蟹ノ湯温泉	明治14年(1881)2月
26	940108-00111	[パネル]鳩ノ湯温泉	明治14年(1881)2月
27	940108-00111	[パネル]峰吉川小平沢上段冷泉	明治14年(1881)2月
28	940108-00111	[パネル]湯元温泉	明治14年(1881)2月
29	940108-00111	[パネル]外小友村湯神台	明治14年(1881)2月
30	940108-00111	[パネル]中淀川村瀧ノ沢冷泉	明治14年(1881)2月
31	940108-00111	[パネル]大滝温泉	明治14年(1881)2月
32	AH288.6-3	佐竹藩小旗帖 全	
33	A280-71-1	花押藪	



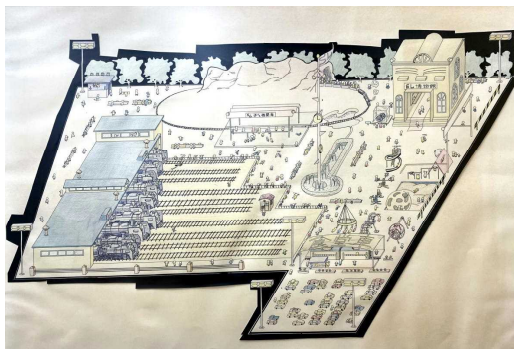
▲大仙市南外地域で現在も営業している温泉の絵図



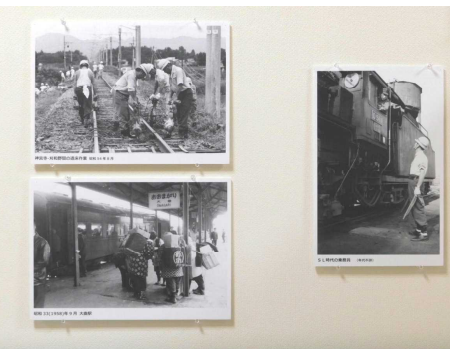
▲展示室中央は、大仙市アーカイブズに近い刈和野の絵図

地域住民の間で起きる土地・用水・採草地等をめぐる争いは、秋田藩・亀田藩・旗本生駒氏との間の争いとなり、幕府が何度も裁定を下している。そのため絵図や文書が多く作成され、それが時代を経て、今日、古絵図や古文書として本館に収蔵されている。展示を見る観覧者が、自らの権利を守るために作成された文書や絵図が、時間を経る中で当事者間での効力を失い「古」という文字がつき「古文書」や「古絵図」となり、その地域のかげがえのない歴史資料になること、そして、それらの歴史資料を保存し、未来へ継承することがアーカイブズの役割であることとを、来館された観覧者の皆さまに理解していただけたらと思う。

温泉の絵図は「衛生課司薬掛事務簿 雑之部」に綴じられたものである。明治十四年（一八八一）五



▲昭和40年代SL廃止の流れの中で構想されたSL公園の図と田宮利雄資料



月、ドイツで開催される鉱泉学博覧会に伴い、ドイツ公使は政府に日本各地の鉱泉水の出品を要請し、内務省は全国の府県に鉱泉水の提出を命じた。秋田県では、県内各地の温泉の湯質・効能・湯治客数・伝来を調査した。このときの調査結果が「衛生課司薬掛事務簿 雑之部」で、現在の大仙市と仙北市域を合わせて八か所の温泉が記載されている。地域住民の生活に根づいた温泉が、明治時代に作成された公文書に絵図として残っていることに新鮮な感動を得ていただいたものと考えている。

本展示で大仙アーカイブズが出品くださったのは、鉄道関係資料である。同館は、本県における鉄道史研究の第一人者だった田宮利雄氏の収集した資料を中心に膨大な鉄道資料を所蔵している。展示では田宮氏撮影の写真資料とともに、昭和四十年代、大曲駅近くに建設構想があったSL公園の図も列品されていた。

ウ 展示の工夫

(ア) DXの活用



▲書見台の上に複製資料を置き、観覧者が手に取って見ることができるようにした

公文書館の利用者に対するサービスは、図書館と同様、利用者が資料を手にとって見ることができることにある。しかし、展示となると博物館同様、利用者はガラスケース越しにしか資料と接することができない。従って歴史資料の展示では、公文書館と博物館の差異が理解しにくくなる。そこで、大仙市アーカイブズにおける展示では「佐竹藩小旗帖 全」と「花押藪」の複製資料を書見台に置いた閲覧コーナーを設置した。この措置により、公文書館はじかに歴史資料に触れることができる施設であることを示した。

また、右の資料と観覧者が興味を惹きそうな資料については、資料ラベルについたQRコードを観覧者お手持ちのスマートフォン等で読み込むと、資料の全丁が画面に表示されるようにした(2)。

(イ) 学習シートの設置



▲「愛護マンガ双六」(山957)は、戦後秋田の農村風景や日常が描かれている

大仙市アーカイブズにおける連携展示の間は、小中学生・高校生の夏季休業期間に当たっていることから、展示の見学が学校の課題である自由研究等に活用できるようにするため、閲覧コーナーに学習シートを設置した。シートは、展示資料を利用したクイズ

ラリー形式で、難易度は社会科で歴史を学ぶ小学六年生に合わせた。そして、戦後の秋田の日常が描かれた、池田さぶる作「愛護マンガ双六」(山九五七)を印刷し、参加者のプレゼントとして配布した。

(3) 連携展「アーカイブズのチカラ おらだの記憶展 in 横手市」
ア 展示の概要

本展示は、令和五年八月十九日から十月十九日にかけて、横手市公文書館で開催し、一〇七名の方が足を運んでくださった。
横手市公文書館は令和二年（二〇二〇）五月に開館した秋田県内二番目の市町村公文書館で、公文書約二二〇〇〇点、刊行物六〇〇点、記録写真・映像約六〇〇点を収蔵している。展示は同館の展示スペースで開催した。展示室の広さから、展示構成は旧横手城下町への懐古にテーマ焦点を絞った。

▲連携展「アーカイブズのチカラ おらだの記憶展 in 横手市」のポスターデザイン

イ 展示資料

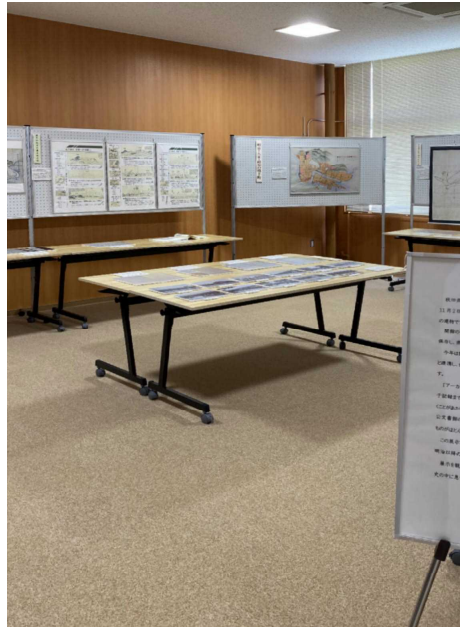
展示の冒頭は横手市公文書館が担当し、大雪で知られる横手でも特に記憶に残る昭和四十八年の豪雪（四八豪雪）の記録写真を展示した。城下町を貫流する旭川（横手川）が完全に雪で埋もれ、両岸がつながった空前絶後の豪雪である。

当館の展示資料一覧は（表5）のとおりで、旧横手城下に焦点を絞り、住人たちが何に関心を持ち、何を身近に感じ、何を懐かしむかを考えて構成を行った。

最初に戦国時代の横手城主である小野寺義道と横手に配流された本多正純について記述のある本館所蔵の県指定有形文化財「秋田藩家蔵文書」と「梅津政景日記」を展示した。続いて城下町の日常の



▲横手市公文書館外観



▲展示室の様子

暮らしに寄り添い続ける川にスポットを当てた展示コーナーとなる。これは、昭和の時代、横手市のキャッチフレーズが石坂洋次郎の「山と川のある町」だったことにちなんだものである。展示では、城下絵図、横手木綿、人命救助、大水害、サーカス興行など、各コーナーに旭川とかかわるものをちりばめてみた。最後に地元の古文書所蔵者や郷土史研究会が自主的に刊行した古文書の翻刻本と関連する当館所蔵資料を紹介した。これは、地域に記録保存の根を育てようとする本館講座「記憶の護り人養成教室」の趣旨にも通じたもので「アーカイブズの底デカラ」と題して展示構成した。

ウ 展示解説会

展示解説会は九月十二日に開催した。観覧者の多くは旧城下町地域の地理に通じており「横手城の大手の七曲の坂は今も昔と同じ形だ」「市立病院の前の道路は、江戸時代は馬場だった」「蛇の崎橋の

横の杉並木は二十年前まで残っていた」など展示資料について説明した際、該当する場所がすぐに思い浮かぶようで大変盛り上がった。特に、享保十三年（一七二八）の「横手絵図」に見入る方が多かった。また、明治二十七年（一八九四）の水害被災範囲の地図は、観覧者の方々がもつ昭和四十年（一九六五）の大水害の記憶と重なるようで、興味深くご覧になっていた。

解説会担当者が特に力を入れて説明したのは、大正十一年（一九二二）横手馬検場で開かれた有田洋行会のサーカス団のポスターであり「一度見ておいたほうが良い大正期の大衆芸能を示す逸品」と紹介した。（22頁参照）

展示解説会では横手市公文書館の館長からも横手市公文書館所蔵資料の閲覧と利用方法について丁寧な説明があった。参加者のアンケートには「公文書館は、図書館や博物館に比べ近づくに良かったが、公文書館の展示を見て身近になった」との感想があり、秋田県と横手市の公文書館の連携によって「アーカイブズのチカラ」を横手市においても広げることができたと感じている。

また、展示では、幕末に樺太のクシユンコタンの警備に派遣された横手の武士石井源太忠克の蝦夷日記も紹介した。石井源太の子孫は市立横手南小学校で教諭を勤めた故石井恵子氏で、本展には石井学級の教え子たちが集まった。「アーカイブズのチカラ」が、半世紀前の小学校の学級を再び一つにまとめた姿といえよう。

〈表5〉連携展「アーカイブズのチカラーおらだの記憶展in横手市ー」展示資料一覧

No.	資料番号	資料名	作成年代
1	県C-21	横手絵図	享保13年(1728)
2	県C-24	出羽国秋田領横手城絵図	宝暦9年(1759)
3	930103-12134	皇太子殿下行啓関係綴	大正14年(1925)
4	A280-69-8-62	秋田藩家蔵文書8 戸村十太夫義連并組下横手給人家蔵文書 小野寺義道書状	
5	AS209-171-13	国典類抄 軍部十三	
6	混架7-380-18	岡本元朝日記十八	元禄16年(1703)
7	A292-31	蝦夷地絵図	
8	混架乙-153	増毛御陣屋御任地西境内略図	
9	01-246	丹正子編著『石井源助忠克記 安政三年 蝦夷日記』	平成13年(2001)
10	A288.2-590-1	諸士系図 イノ上(伊)	
11	930103-11528	士族卒明細短冊 横手分 26号	明治5年(1872)
12	吉沢720	高山名山眺望図 巻之一	年代不詳
13	AT312-850	大政奉還関係記録	慶応3年(1867)
14	出版掲載成果品	『横手郷土史研究会 平成27年度年報(その2)』	平成29年(2017)
15	県C-157-82	横手市街図	明治7年(1874)
16	930103-09590	市町村制取調事務簿 編成事由之部 仙北・平鹿・雄勝	明治21年(1888)
17	930103-09592	秋田県新町村区域表	明治22年(1889)
18	930103-13488	各郡全図	明治18年(1885)
19	930103-08532	庶務課処務掛事務簿 賞与献金等之部 五番ノ五	明治15年(1882)
20	930103-08373	水災事務簿	明治27年(1894)
21	吉沢497	秋田県平鹿郡横手町水害実況地図	明治27年(1889)
22	930103-07857	第三回奥羽六県連合物産共進会書類	明治31~32年 (1898~1899)
23	930103-07845	第一部農商課事務簿 第三回勸業博覧会之部 十三番	明治22年(1889)
24	930103-03337	第三課学務係事務簿 雑款之部 貳番	明治36年(1903)
25	吉沢510	写真	
26	伊澤876	掟(宿泊、食事料金の取り決め)	明治40年(1907)
27	伊澤1219	[リーフレット]横手の菊人形まつり	昭和44年(1969)
28	伊澤1183-7	澄宮殿下御前金澤柵址講演書類	昭和6年(1931)
29	伊澤1051-2-1	1926年式ネラカーModel“A”&“B”双輪自動車明細仕様	昭和2年(1927)
30	吉沢238	有田洋行ポスター	大正11年(1922)
31	930103-04005	横手中学校図面	明治31~36年 (1898~1903)
32	930103-03693	秘書綴	昭和4年(1929)
33	山1245	郷土文学選	昭和10年(1935)
34	930103-03481	大館横手両高等女学校建築費寄附二関スル書類	大正13年(1924)
35	吉沢508	写真	
36	吉沢509-1	写真	
37	吉沢510	写真	



▲「出羽一國御絵図」のポスター

2 「出羽一國御絵図」展示会

(1) 展示の概要

本展示は、令和五年六月九日から十一日に秋田市の秋田総合生活文化会館・美術館（アトリオン）で開催し、一七七一名の方が足を運んでくださった。

「出羽一國御絵図」は、正保元年（一六四四）秋田藩主佐竹義隆が三代將軍徳川家光により提出を命じられた出羽国の国絵図である。佐竹義隆は同四年幕府に提出したが、提出した絵図は、明暦三年（一六五七）一月の「明暦の大火」で焼失した。しかし秋田藩では提出



▶「出羽一國御絵図」

した絵図とは別に控を作成しており、これが「出羽一國御絵図」である。絵師は狩野定信で、縦五・三五×横一二・二五メートルの巨大な絵図で、八郎湖や雄物川、鳥海山をはじめとする出羽国（鹿角郡を除く秋田県と山形県）の山河が鮮やかな色彩で描かれ、国郡境・城下町・村名・村高・道路・一里塚・海上航路などを確認することができる。

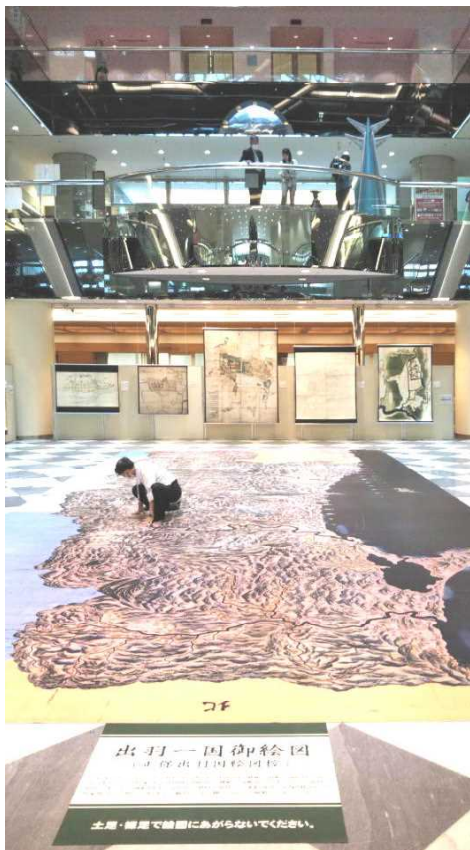
「出羽一國御絵図」の箱書には「慶応四年（一八六八）戊辰戦争の際、江戸から秋田へ向けて『出羽一國御絵図』を船便で送ったところ、秋田藩と敵対関係にあった仙台藩に拿捕され、そのまま宮城県に所蔵となった。明治三十九年（一九〇六）宮城県参事官から秋田県内務部長に転任し

た小山巳熊が返還に尽力したことで、絵図は宮城県から秋田県に移された」とある。

「出羽一國御絵図」が、歴史資料として高く評価されたのは昭和二十五年（一九五〇）で、総務部文書課長の事務引き継ぎの際、旧秋田県庁の書庫で巨大な箱に収まった状態で再発見されたことによる。同絵図は、昭和二十七年（一九五二）秋田県重要文化財に指定され、長らく秋田県庁の書庫で保管されていたが、平成五年（一九九三）本館の開館に伴い移管され本館の収蔵資料となった。資料は五・三メートルの側に芯のある軸装で、本館へ搬入の際、クレーンで建物三階まで吊り上げ防火扉から搬入している。このように「出羽一國御絵図」は巨大なため資料現物の閲覧申請があったとしても利用に供することは難しい。そこで本館では閲覧室に絵図データベースのモニターを置き画像で公開している。また本館ウェブサイトを



◀本館開館時の「出羽一國御絵図」の搬入の様子



▲「出羽一國御絵図展示会」の様子



〈表6〉「出羽一国御絵図」展示会 展示資料一覧

No.	整理番号	資料名	作成年代
1	県C-603	出羽一国御絵図	正保4年(1647)
2	県C-178	御国替当座御城下絵図	慶長9年(1604)
3	県C-164	外町屋敷間数絵図	寛文3年(1663)
4	県C-165	御城下絵図	寛保2年(1742)
5	A214.5-31	久保田御城下絵図	
6	県C-600	城下御絵図	寛政年間(1789~1800)
7	県C-179	御国目付下向之節指出候御城下絵図	文政4年(1821)
8	県C-166	秋田久保田城絵図	文政4年(1821)
9	県C-173	出羽国秋田郡久保田城絵図	正保4年(1647)
10	県C-169	御城内御座敷廻絵図	
11	県C-599	御城下絵図	宝暦9年(1759)
12	庵-184	羽州久保田大絵図	文政12年(1829)
13	県C-182	土崎湊町絵図	文化年間(1804~18)
14	県C-6	院内一円之図	享保13年(1728)
15	県C-21	横手絵図	享保13年(1728)
16	県C-95	仙北郡角館絵図	享保13年(1728)
17	A290-114-114	能代町絵図	
18	県C-119	檜山一円御絵図	享保13年(1728)
19	県C-190	大館絵図	享保13年(1728)
20	A290-114-95	十二所絵図	

のデジタルアーカイブにおいても画像を公開している。更に本館では「出羽一国御絵図」の大きさと美しさを体感していただくことを企図して、平成二十六年に原寸大レプリカを作成した。このレプリカは、観覧者が靴を脱いで絵図に上がって見ることができるよう仕様になっており、これまで平成二十六年に秋田市、二十七年に秋田市と大仙市で展示会を開催した(3)。

公文書館開館三十周年記念事業では、外部会場を借りて「出羽一国御絵図」レプリカを展示することにした。会場は、広い床面積があり、かつ高い位置から絵図全体を俯瞰することができ、しかも集客力がある施設という三つの条件から、展示会場にアトリオンを選んだ。

(2) 展示資料

〈表6〉は展示した資料の一覧である。フロア中央に「出羽一国御絵図」レプリカを置き、絵図を取り囲む三方向に、秋田藩の本拠地である久保田城下町の建設と変遷を示す絵図や秋田藩領内の支城・給人町の絵図を掛ける形で展示した。

3 企画展「アーカイブズのチカラ」

本展示は令和五年八月二十四日から十一月五日まで、本館特別展示室で開催した企画展である。展示は本館の資料と市町村の資料により構成した。展示期間を前期・後期に分け、前期は秋田市・大仙市・横手市・東成瀬村、後期は能代市・湯沢市・由利本荘市・小坂町と連携して実施した。市町村が出品した資料は、それぞれの自治体職員が展示タイトルである「アーカイブズのチカラ」に沿ったものを選択したものである。市町村が展示する資料は、これまで県民のみならず、地元市民でさえ見たことがない資料が多く、驚きをも



▲企画展「アーカイブズのチカラ」のポスター



▲企画展「アーカイブズのチカラ」前期展の様子

(1) 前期展

って展示を見入る観覧者が多かったのが印象的だった。各市町村の展示区画を明確にするため、それぞれの自治体の展示の始まりには市町村を紹介するパネルを配置した。このパネルと資料のラベルは統一感を出すため、原稿の作成は市町村にお願いし、印刷と作成は本館が行った。また列品作業は、市町村出品の資料については、それぞれの市町村にお願いした。職員の中には、展示の列品作業を初めて行ったという方がおり、資料の利活用に関する意識を高めることができたのではないかと考えている。

前期展は八月二十四日から九月二十四日の会期で開催し、三十一八名の方が足を運んでくださった。展示資料は〈表7〉のとおりである。

本稿では、各展示区画の始まりに設置した施設や自治体の紹介パネルとともに、目を引いた資料を紹介したい。

〈表7〉企画展「アーカイブズのチカラ」(前期展)展示資料一覧

No.	所蔵機関	資料番号	資料名	作成年代
1	秋田県公文書館	個人蔵	[柱時計]精工舎 High Grade Eightday Clock	約100年前
2		010102-00020	知事祝辞挨拶	昭和51年(1976)
3		個人蔵	秋田県立図書館・公文書館(仮称)建設概要	平成4年(1992)
4		個人蔵	公文書館開館祝賀会関係資料	平成5年(1993)
5		県C-647	帝国日本郵便電信線路図	明治26年(1893)
6		吉沢238	有田洋行ポスター	大正11年(1922)
7		山1155	供出米奨励ポスター	昭和20年(1945)
8		山955	清掃美化運動ポスター	昭和21年(1946)
9		山863	児童生活指導漫画	昭和22年(1947)
10		AO317-9	大館給人分限帳	寛延4年(1751)
11		県D-8-1~5	陪臣家筋取調書	明治3年(1870)
12		930103-11512~11537	士族卒明細短冊	明治6年(1873)
13		930102-30322	免官履歴	明治13年(1880)
14		970601-71542	山林原野原由取調書	明治11年(1878)
15		930103-30523	国民体育大会会議資料綴	昭和33年(1958)
16			秋田わか杉国体ポスター	平成19年(2007)
17			秋田わかすぎ国体のぼり	平成19年(2007)
18			秋田わかすぎ国体応援紙小旗	平成19年(2007)
19		930103-12020	御巡幸関係書類	明治14年(1881)
20		930103-02397	秋田市神社明細帳	明治年間
21		県C-157-28	秋田県管轄第5大区1小区羽後国仙北郡刈和野士族愛宕町本町絵図	明治5年(1872)
22		930107-07176	水産試験場一件書類	明治42年(1909)
23		930103-21294	災害(新潟地震)復旧事業成績書綴	昭和39年(1964)
24		010102-00013	知事祝辞挨拶	昭和49年(1974)
25		00807-00056	秋田県沿岸津波実態調査報告書	昭和58年(1983)
26	翻刻刊行事業	A289-319-1~98	洪江和光日記	文化11年(1814)~天保10年(1839)
27		AS312-45-1~119	宇都宮孟綱日記	天保12年(1841)~慶応4年(1868)
28		混架7-380-1~64	岡本元朝日記	元禄8年(1695)~正徳2年(1712)
29		混架29-197-1~2他	野上陳令日記	寛政6年(1794)~弘化3年(1846)
30	修繕	AH291.5-6	秋田市近郊地図-附営業者名鑑	大正5年(1916)
31		AH291.5-22	土崎港町全図	明治末~大正頃
32	護り人の記憶		岡文庫未整理資料	
33			令和4年度整理資料	
34			令和5年度整理資料	
35	瀬東村成		[掛軸]養蚕関係(猫絵)	
36			菅原家文書 各種	
37	ア 大仙市 カ イ ブ ズ		震災御下賜金調及震災工事設計書図面	大正3年(1914)
38			赤十字社秋田支部救護所(強首小学校)	大正3年(1914)
39			震災書類	大正12年(1923)
40			構造物ノ振動並ニ其耐震性ニ就テ	大正6年(1917)~大正13(1924)年
41	秋田市		大震大火写真帖 第一東京火災之部	大正12年(1923)
42			久保田城下絵図	明治3年(1870)
43			市政三十年記念祝典書類	
44			自治制発布五十周年記念書類	
45	横手市公文書館		秋田市徽章市記念日書類	
46			道地学校公印	
47			平鹿郡西野村役場印	
48			秋田県平鹿郡深井村役場印	
49			平鹿郡第十四学区学委員事務取扱所印	
50			平鹿郡道地村役場印	
51			平鹿郡柏木村深井村西野村常野村道地村印	
52			平鹿郡柏木村組合戸長役場印	
53			平鹿郡柏木村役場印	
54			横手商店案内壽呉録	
55			福徳壽呉録	
56			横手町案内図	



県章



施設外観



貴重文書書庫



「国典類抄」
(県指定有形文化財)



講座「記憶の護り人養成教室」

秋田県公文書館

- 設立年月日 平成5年(1993)11月2日
- 所在地 秋田市山王新町14番31号
- アクセス 秋田駅西口からバス(約15分)
- 所 管 知事部局(総務部)
- 収蔵点数 公 文 書 約70,000点
行政資料 約30,000点
古 文 書 約60,000点
- 設置目的 歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、利用に供する (秋田県公文書館条例)
- 主な所蔵資料
 - ・廃藩置県以降の公文書(秋田県)
 - ・行政資料
 - ・佐竹文庫 江戸時代の秋田藩主・佐竹家所蔵の古文書
 - ・佐竹北家文書 江戸時代、角館の所預を勤めた佐竹北家の古文書 全776点の「御日記」が有名
- 普及活動
 - ・企画展 年1回の開催。今年度は「アーカイブズの子カラ」
 - ・講 座 古文書解説講座
記憶の護り人養成教室ほか

▲企画展コーナーパネル(本館)

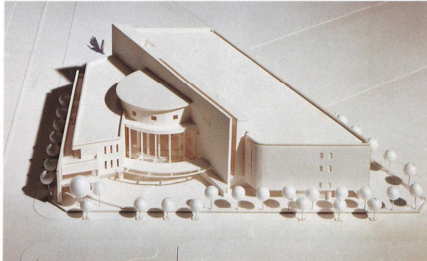
前期展における本館の展示は(表7)のとおり六つに区分した。以下、各区分と列品した資料を紹介する。

(ア) 記録資料(アーカイブズ)を保存するということ

「はじめに」で述べたように、私たちは、日々「記録(Records)」を生み出しながら生活している。その「記録(Records)」は、時間の経過とともに「選別された記録(Archives)」となり、これが公文書館の収蔵資料となり、社会全体の記録となることで「Archives」となる。この概念を視覚的に示すため、展示の冒頭に約百年前の柱時計を設置した。次いで三十年前の開館に関する資料を展示した。

ここに
情報の殿堂 図書館・公文書館
が生まれます。

「新総合開発計画」に基づき、21世紀の生涯学習社会に対応する中核的施設として、隣接の県生涯学習センター、県児童会館、県立子ども博物館と共に生涯学習ゾーンを形成し、高度で専門的な図書資料や本県に関する郷土資料(150万冊)及び歴史資料として重要な公文書・古文書・行政資料(35・2万冊)を収集、整理、保存し、県民の利用閲覧に供するほか、コンピュータシステムを導入し、情報検索、貸し出し等の迅速化、県内の公共図書館等の相互連携を図りうる施設を建設します。



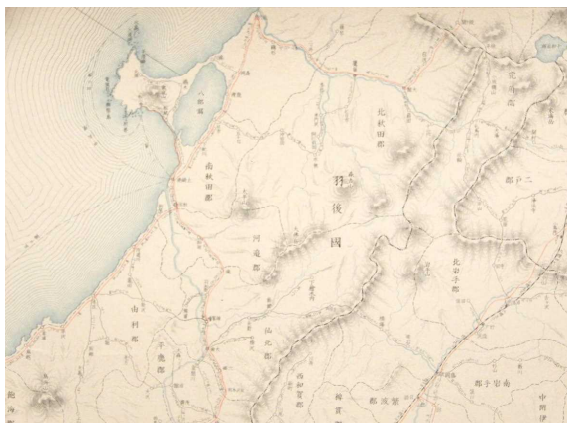
(西側上空より望む)

▲秋田県立図書館・公文書館建設概要(部分)

上は平成三・四年頃に作成された本館建設概要のリーフレットの一部分であるが、本館は「新総合開発計画」に基づき、二十一世紀の生涯学習社会に対応する中核的施設となることを期して設置されたことが記されている。

続いて、昨年度修繕を施し、本展で初めて県民の目に触れることになり、観覧者をして「秋田県公文書館にはこのような資料があるのか」と新鮮な驚きをもって見るような資料を展示した。その代表的な例として本稿で紹介したい資料は二点あり、一つは明治二十六年(一八九三)「帝国日本郵便電信線路図」で、全国の郵便局間と電信局間を結ぶネットワークが記されている。この地図は、明治時代の秋田県庁での仕用痕が著しいと見え破損がひどかったが、本展に合わせて修繕を施し初のお目見えとなった。

そしてもう一点は「有田洋行ポスター」で、これは、大正十一年(一九二二)横手町の蛇の崎橋近くの川原で催されたサーカスのポスターである。アーカイブズにおける資料保存の原則の一つに、資料を出所ごとに分けるというものがある(4)。このポスターは江戸



▲「帝国日本郵便電信線路図」の秋田県部分



▲「帝国日本郵便電信線路図」と先祖探しの必須資料

時代横手給人（横手城下に住む秋田藩直臣）で、明治時代には横手町の名望家となった吉沢家文書の中の一点である。全県的に見て、戦前のサーカス興行のポスターは珍しく貴重なものである。これが吉沢家の資料群の中に残されていたということは、横手町におけるサーカス興行は地域住民にとって大切な思い出となっていたことを示すものといえよう。

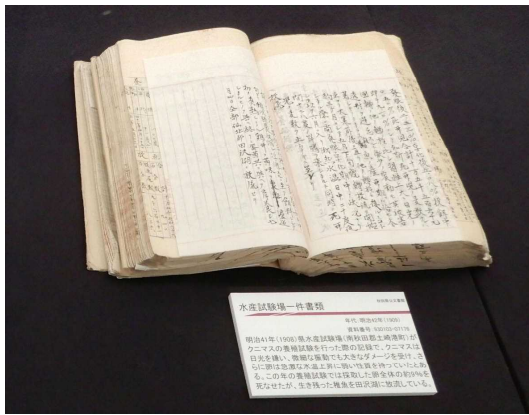
（イ）記録に残る先祖の姿

本館を訪れ資料を閲覧される方の最も多い利用目的は、ご自身の先祖探しである。私たちが過去をふりかえったとき、歴史資料の中に先祖の姿を見出すことができる場合がある。先祖が秋田藩士の場合、本館収蔵資料のうち「分限帳」や「陪臣家筋取調書」を見ると比較的に見つけ

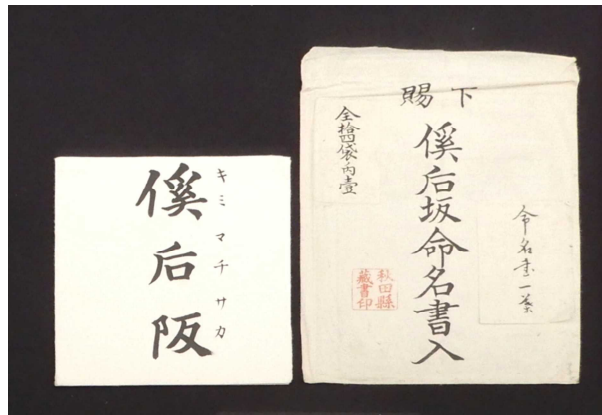


▲有田洋行ポスター（吉沢238）

大正11年(1922)8月、横手馬検場で開かれたサーカスのポスター。佐賀県有田を本拠としたサーカス団で、プリマドンナが横手出身の有田夏子。美貌と芸達者ぶりで日本を代表するサーカス団の一つに押し上げた



▲「水産試験場一件書類」



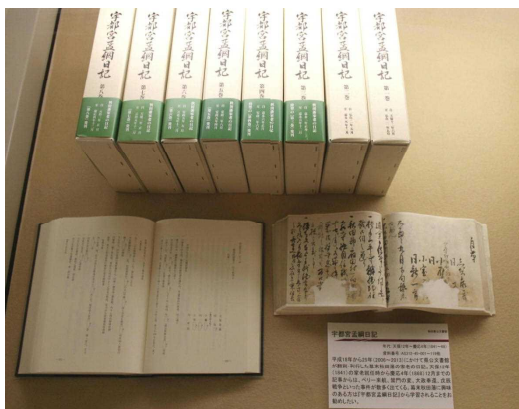
▲「御巡幸関係書類」

このことを示す資料として展示したもののうち、本紙で紹介するのは「御巡幸関係書類」と「水産試験場関係書類」である。「御巡幸関係書類」は、能代市二ツ井町にある県立自然公園「きみまち坂」が、明治天皇による命名であることを証明する文書

やすいことを紹介した。また先祖が武士以外の場合でも「山林原野原由取調書」には、江戸時代後期から明治初期の範囲で探している人を見つけることができる可能性が大きいことを紹介した。

(ウ) 行政の信頼感・安心感

本館は県民生活の様子や社会の情勢を反映している公文書等を保存し、県行政の推移が歴史的に跡付けられ、将来にわたって説明責任を果たすことを目的に設置されている。



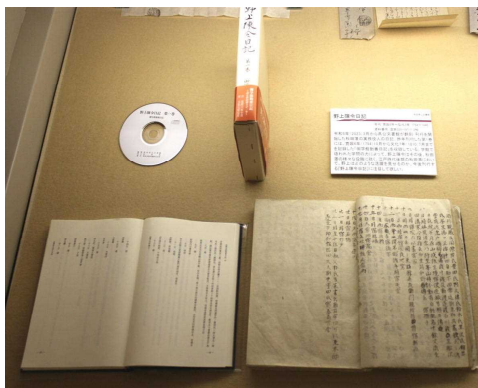
▲『宇都宮孟綱日記』



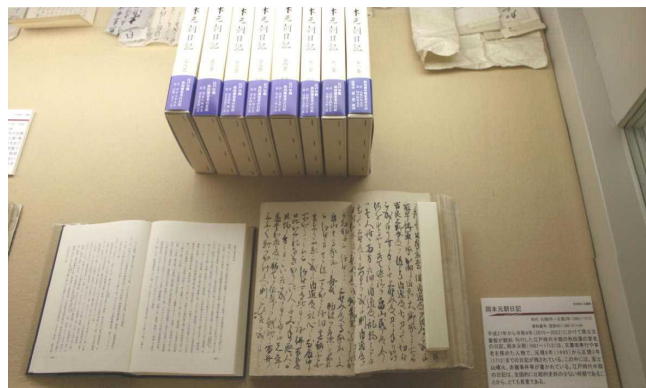
▲『福島和光日記』

「水産試験場関係書類」は、明治四十一年（一九〇八）県水産試験場（南秋田郡土崎港町）がクニマスの養殖試験を行った際の記録で、クニマスは日光を嫌い、微細な振動でも大きなダメージを受け、さらに卵は急激な水温上昇に弱い性質を持っていたとある。この文書は、田沢湖における絶滅前のクニマスの様子を記録しており、大変貴重なものといえる。

である。明治十四年（一八八一）七月から十月にかけての北海道東北巡幸で、九月に秋田県内を巡幸した明治天皇は、美しい景色の地で皇后から長旅を気遣う手紙を受け取って感動し「後坂（きみまちざか）」と自ら命名したという。展示の文書は、後に秋田県に下賜された命名書である。



▲『野上陳令日記』



▲『岡本元朝日記』

(エ) 県公文書館翻刻刊行事業 のあゆみ

本コーナーは、平成五年の開館以来、本館が継続して取り組んでいる翻刻刊行事業を紹介するものである。平成八年から十七年（一九九六～二〇〇五）にかけて翻刻刊行したのは、秋田藩上級藩士である渋江和光の日記である。渋江和光は、現在の「あきた芸術劇場（ミルハス）」が建っている場所に屋敷があり、家老に次ぐ御相手番という役職に就いていた。

平成十八年から二十五年（二〇〇六～一三）にかけて翻刻したのは幕末秋田藩の家老を勤めた宇都宮孟綱の日記である。日記は天保十二年から慶応四年（一八四一～六八）に及び、ペリー来航、禁門の変、大政奉還、戊辰戦争といった日本史上の事件が数多く出てくる。なお『宇都宮孟綱日記』以降

のシリーズは、購入可能となっている。

平成二十七年から令和四年（二〇一五～二二）にかけて本館が翻刻刊行したのは、江戸時代中期に文書改奉行や家老を勤めた岡本元朝の日記である。年代は元禄八年から正徳二年（一六九五～一七一二）に及び、赤穂事件、富士山噴火等が書かれている。江戸時代中期の日記は、全国的に見ても比較的少なく貴重であるといえる。

そして令和四年度から本館が翻刻刊行を開始しているのが、秋田藩の実務役人である野上陳令の日記である。野上は藩校明德館で培った学問の力によって、秋田藩の様々な役職を歴任し、最終的には藩校明德館トップの祭酒の地位に上り詰める。江戸時代後期の秋田藩において、野上はどのような活躍を見せるのか、今後刊行する『野上陳令日記』に注目して欲しい。

(オ) 修繕した資料の紹介

本コーナーでは、昨年度修繕を施した「秋田市近郊地図・附営業者名鑑」と「土崎港町全図」を展示した。両資料は「デジタルアーカイブ」で画像を見ることができたが、出納が多かったことから傷みが激しく、長く公開停止となっていた。

(カ) 県公文書館の取り組み「記憶の護り人養成教室」

本館では「古文書を整理することができる」人材を育成するために「記憶の護り人養成教室」を開講している。その教材として使用しているのが岡文庫の未整理資料で、展示ケースに、未整理の状態と整理後の状態を並べて列品した。



秋田市総務部文書法制課

市 章



施設外観



資料閲覧スペース



写真パネル展

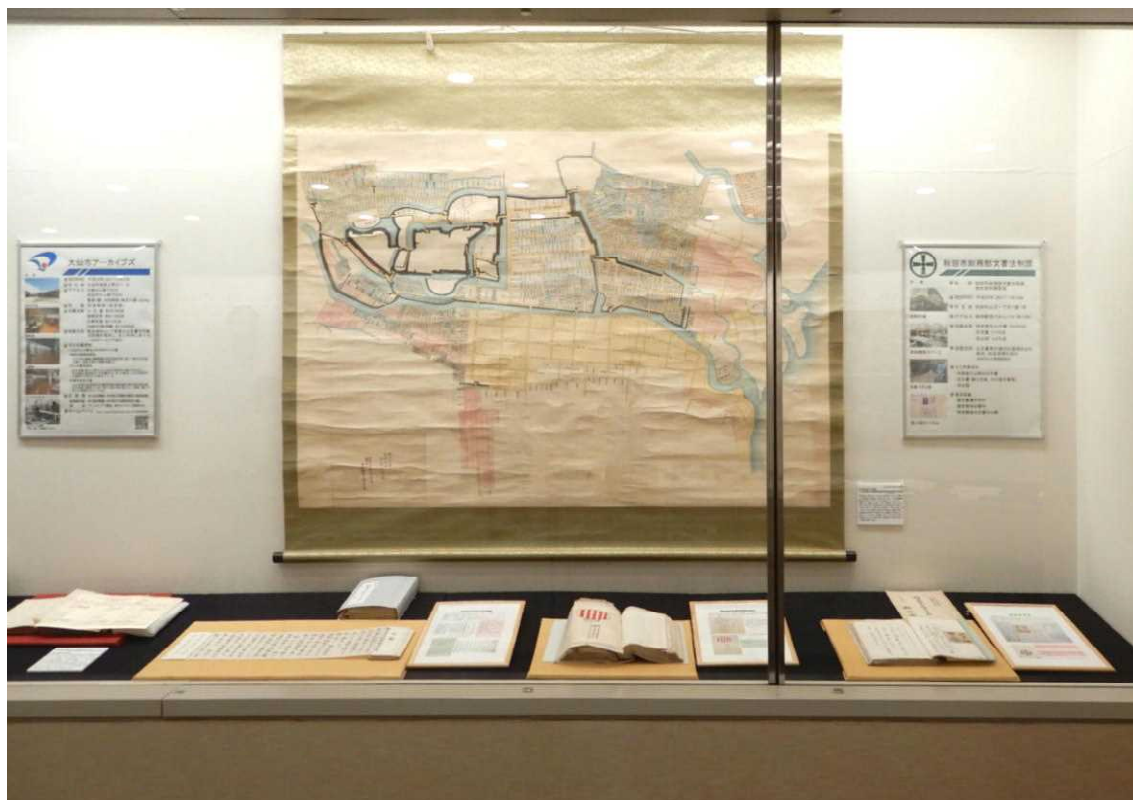


先人紹介パネル

- 名 称 秋田市総務部文書法制課
歴史資料閲覧室
- 設立年月日 平成29年(2017)1月16日
- 所 在 地 秋田市山王一丁目1番1号
- アクセス 秋田駅西口からバス(約15分)
- 収蔵点数 特定歴史公文書 24,020点
古文書 2,719点
旧公図 6,872点
- 設置目的 公文書等の適切な管理および
保存、利活用等を図る
(秋田市公文書管理条例)
- 主な所蔵資料
 - ・市制施行以降の公文書
 - ・古文書(森川文庫、川口家文書等)
 - ・旧公図
- 普及活動
 - ・歴史叢書の刊行
 - ・歴史資料の展示
 - ・特定歴史公文書の公開

▲企画展コーナーパネル(秋田市)

秋田市総務部文書法制課は、公文書館機能をもつ、いわば「ミニマム・アーカイブズ」である。秋田市出品の資料は四点で、最も観覧者の目を引いたのは「久保田城下絵図」である。これまで知られている久保田城下絵図で最も新しいのは嘉永年間のものであったが、本展示で秋田市が出品した絵図は明治三年(一八七〇)の城下の様子が描かれており、最後の秋田藩の姿を留めている。江戸時代を通して久保田城近くに大きな屋敷を構えていた大身給人が小さな屋敷に住んでいたたり、幕末秋田藩の西洋砲術伝習施設である砲術所の跡地が描かれていたりと見るたびに発見することが多い絵図だった。



▲秋田市の展示コーナー。「久保田城下絵図」は初公開の新資料で、ひととき観覧者の目をひいた



大仙市アーカイブズ

市章



施設外観



閲覧室



大書庫



令和4年度企画展「南とたかう人びと」



夏休み子ども講座
「探検！発見！人曲駅前 今もかし」

- 設立年月日 平成29年(2017)5月3日
- 所在地 大仙市強首上野台1-2
- アクセス 大曲から車で35分
秋田市から車で50分
最寄り駅 刈和野駅・峰吉川駅(送迎可能)
- 所管 市長部局(総務部)
- 収蔵点数 公文書 約26,000点
地域史料 約47,000点
広報写真 約13万点
行政庁内図書 約15,000点
- 設置目的 歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供する(大仙市アーカイブズ条例)
- 主な収蔵資料
 - ・大仙市公文書及び旧市町村公文書
 - ・物部長穂関係資料
 - 土木工学の権威、物部長穂(大仙市協和出身、明21～昭16)の日記や論文、関東大震災の調査写真など。
 - ・田口松園家資料
 - 田口松園(明16～昭31)は、近代の秋田を代表する文化人。坪内逍遙・高浜虚子・石井露月など多くの著名人との交流を数書簡や手記などが残されている。
 - ・佐藤弥助家文書
 - 大仙市西仙北地域の佐藤弥助家は亀田藩江原田村肝煎を務めた旧家。国境や入会に関する取り決め証文は、領域に暮らす村々の実態を伝えてくれる。
- 企画展 年1回の開催。今年度は「関東大震災と物部長穂」
- 新着資料展 年1回の開催。今年度は「佐藤弥助家文書」
- 講座 アーカイブズ講座、夏休み子ども講座ほか
- ホームページ <https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2014040200045/>

▲企画展コーナーパネル(大仙市)

令和五年は関東大震災から百年の節目にあたる。大仙市アーカイブズ出品の資料は、関東大震災及び強首地震に関するものだった。同館は現大仙市協和出身の建築工学者の権威物部長穂関係資料を所蔵している。大正九年(一九二〇)物部長穂は東京帝国大学に「構造物ノ振動並ニ其耐震性ニ就テ」を提出し、工学博士の学位を取得した。大正十二年(一九二三)関東大震災が発生すると、罹災状況を詳細に調査し、新たな視点で研究に取り組んだという。展示資料には、震災直後の建物被害を撮影したアルバムや大正六年(一九一七)四月から執筆し東京帝国大学に提出した博士論文を、大正十三



▲大仙市の展示コーナー。関東大震災や強首地震関係の資料が並ぶ

年(一九二四)一月まで修正して書き上げた研究論文が並んでいた。



市 章



施設外観



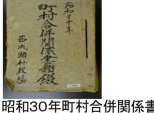
レファレンススペース



保存書庫



展示スペース



昭和30年町村合併関係書類
西成瀬村役場

横手市公文書館

- 設立年月日 令和2年(2020)5月1日
- 所在地 横手市新坂町2番74号
(旧横手市立鳳中学校)
- アクセス 横手駅下車
横手バスターミナルから約10分
(追廻入口下車)
秋田自動車道横手ICまたは
横手北スマートICより約15分
- 所 管 市長部局(総務企画部総務課)
- 収蔵点数 公文書 約22,000点
刊行物 約600点
記録写真・映像 約600点
* いわゆる古文書は所蔵対象としておりません。
- 設置目的 歴史資料として重要な公文書
その他の記録を保存し、利用に
供するとともに、継続的に後世
に伝える。(横手市公文書館設置条例)
- 主な所蔵資料
・廃藩置県以降の公文書・刊行物・記録写
真・映像等
・横手市史編さん資料
- 普及活動(年2回開催)
・1回目「公文書でたどる横手の鉄道」
(8月15日終了)
・2回目は未定
・県公文書館連携展(8月19日～10月19日)
・「公文書館だよりよこて」年2回発行

▲企画展コーナーパネル(横手市)

横手市公文書館が出品した資料は、明治時代の戸長役場時代の公印、「横手町案内図」(一九三三)、「横手商店案内録(すごろく)」、「福徳壽呉録(すごろく)」(一九三七)である。

「横手町案内図」からは、横手駅周辺の街並みは再開発事業で大きく変わったが、道路はそれほど変化していないことが分かる。また、中心部を流れる旭川(横手川)を境に、西側は繁華街が形成され、東側は公共施設や武家屋敷が立ち並んでいることが確認できる。

また昭和十二年の二点のすごろくは、かつて横手にあった書店である大澤鮮進堂が作成したもので、商店や飲食店の広告である。戦



▲横手市の展示コーナー。戦前の横手町の商店の双六は、色彩が豊かで、眺めて楽しい資料だった

前の横手の風俗を偲ばせるが、中には現在も営業を続けている店もあり、見る人を飽きさせない資料が並んでいた。



東成瀬村

村 章



ふる里館外観



館内は考古・民俗・工芸資料を中心に展示



今年度ふる里館で実施した連携展「おらだの記憶展」列品作業の様子



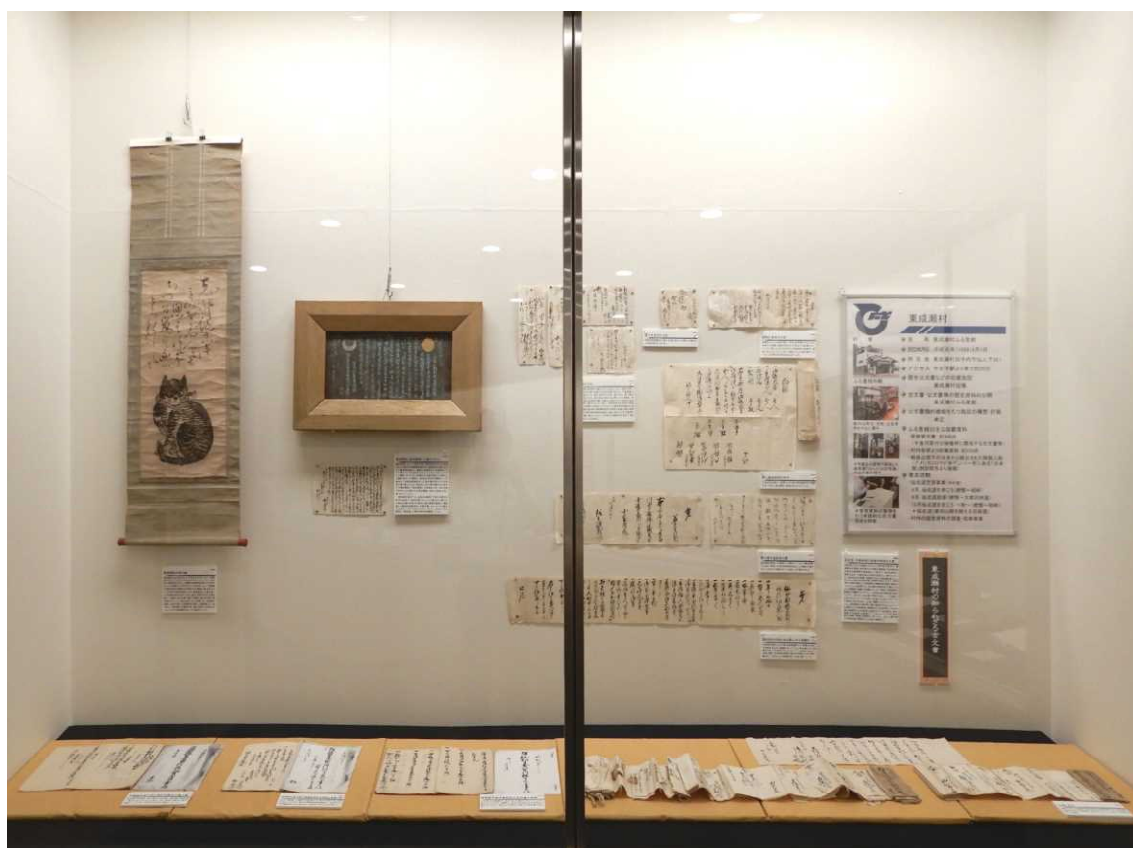
未整理資料の整理を行う実践的な古文書教室を開催

- 名 称 東成瀬村ふる里館
- 設立年月日 平成元年(1989)8月1日
- 所 在 地 東成瀬村田子内字上野67-2
- アクセス 十文字駅より車で約20分
- 歴史公文書などの収蔵施設 東成瀬村役場
- 古文書・公文書等の歴史資料の公開 東成瀬村ふる里館
- 公文書館的機能をもつ施設の構想・計画 未定
- ふる里館の主な収蔵資料
 - ・菅原文書 約300点 (手倉河原村の御番所に関係する古文書等)
 - ・村内各家より収集資料 約200点
 - ・戦後占領下の日本から輸出された陶製人形 (アメリカコロラド州デンバー市にある「日本館」創設館長より寄贈)
- 普及活動
 - ・仙北道交流事業(今年度)
 - 6月 仙北道を歩こう(姥懐～柏峠)
 - 8月 仙北道踏査(姥懐～大寒沢林道)
 - 10月仙北道を歩こう ～秋～(姥懐～柏峠)
 - * 仙北道(奥羽山脈を越える旧街道)
 - ・村内の歴史資料の調査・収集事業

▲企画展コーナーパネル(東成瀬村)

東成瀬村は、秋田藩領と仙台藩領を結ぶ街道が通る村で、番所役人を勤めた菅原家の古文書が展示された。同家の文書が展示されたのは初めてである。また、村の有形文化財に指定される予定である岩井川地区に伝わる銅板も展示された。この銅板には、岩井川村の成り立ちが記されている。

観覧者の目を惹いたのは猫の掛軸である。猫に対する崇敬の念が篤かったのは、養蚕農家にとって鼠が脅威だったからである。養蚕が村の主要産業だった頃の記憶を今に伝える資料である。



▲東成瀬村の展示コーナー。かわいらしい猫絵と仙台領へ通じる街道の番所役人の資料が並ぶ

〈表8〉企画展「アーカイブズのチカラ」(後期展)展示資料一覧

No.	所蔵機関	資料番号	資料名	作成年代
1	秋田県公文書館	個人蔵	[柱時計]精工舎 High Grade Eightday Clock	
2		010102-00020	知事祝辞挨拶	昭和51年(1976)
3		個人蔵	秋田県立図書館・公文書館(仮称)建設概要	
4		県C-613	明治戊辰役戦役賊軍侵入地図	
5		地3	陸奥出羽両国地図	
6		落1524	陣取之図	
7		県C-669	秋田県海岸之図	
8		県C-8-1	岩崎町旧県庁図	明治5年(1872)か
9		県C-287	旧亀田県庁絵図	明治5年(1872)か
10		930103-11746,11747	大礼服制表并図	明治5年(1872)
11		県C-678	秋田県公園絵図	明治29年(1896)
12		県C-604-1	千秋公園設計参考図	明治29年(1896)
13		930103-06525	第二課勸農掛事務簿 腐米之部 追加一番	明治11年(1878)
14		930103-06527	勸業課農事掛事務簿腐米改良之部 三番	明治12年(1879)
15		930103-11965	秩父宮殿下同妃殿下御成関係書類	昭和11年(1936)
16		930103-07151	水産関係規則改廃書類 水産	大正14~昭和3年(1914~1928)
17		930103-11958	秩父宮殿下同妃殿下御成関係書類 全一	昭和11年(1936)
18		930103-08394	東京地方震災二関スル一件書類	大正12年(1923)
19		AH288.6-3	佐竹藩小旗帖 全	
20		A280-71-1	花押藪	
21	翻刻事業	A289-319-1~98	渋江和光日記	文化11年(1814)~天保10年(1839)
22		AS312-45-1~119	宇都宮孟綱日記	天保12年(1841)~慶応4年(1868)
23		混架7-380-1~64	岡本元朝日記	元禄8年(1695)~正徳2年(1712)
24		混架29-197-1~2他	野上陳令日記	寛政6年(1794)~弘化3年(1846)
25	湯沢市		大正13年度作品	大正14年(1925)表記
26			昭和12年度作品	昭和11年(1936)表記
27			感謝状	明治45年(1912)
28	能代市		能代市大火災図	不明
29			能代港町明細案内図	昭和10年(1935)頃
30			昭和二十四年 昭和三十年 火災復興関係綴	
31			昭和二十九年市復興祭関係綴、昭和三十三年市復興祭関係綴	
32			火災復興に関する要望書、大火災害財政対策資料ほか	昭和31年(1956)
33			災害起債詮議	昭和31年(1956)
34			(火災関係写真)	
35	由利本荘市		領地充行状(写)	寛永2年(1625)写
36			本荘藩分限帳	
37			岩城之系図	
38			領地充行状(写)	正徳2年(1712)写
39			打越氏系譜	
40	小坂町		関ヶ原御陣之節	
41			御境御用留	
42			毛馬内通御代官所御境附小坂村新遠部古遠部両御山働中御手山御名目被下置秋田添取組中考去月奉差上候処御運上山之心得を以可申上旨御沙汰二付書上帳	嘉永元年(1848)
43			毛馬内御代官所御絵図	文化13(1816)

(2) 後期展

ア 本館

後期展は九月二十八日から十一月五日の会期で開催し、二六七八名の方が足を運んでくださった。展示資料は〈表8〉に示す。

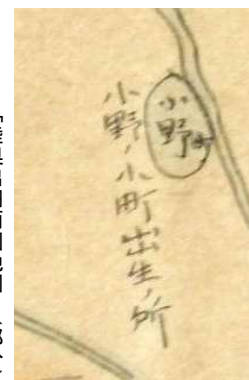
後期展は〈表8〉のように四つに区分して展示した。前期展と同じ資料を展示したのは「記録資料を保存する」ということの「の一部」と「県公文書館翻刻刊行事業のあゆみ」のみで、その他は全面的に入れ替えた。そこで各区画の代表的な資料のみ紹介したい。



▲壁面一番左の資料が「陸奥出羽両国地図」

(ア) 記録資料 (アーカイブズ) を保存するということ

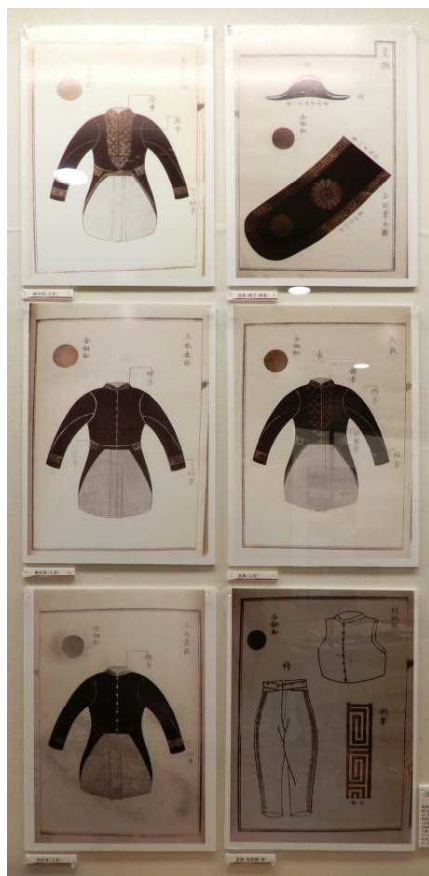
本コーナーでは、最初に昨年度修繕が完了した大型絵図を展示した。このうち「陸奥出羽両国地図」は、江戸時代の地図考証家である森幸安^{もりこうあん}が宝暦六年(一七五六)に作成した地図を、昭和七年(一九三二)児玉政雄が複製したものである。森は伊能忠敬より約四十年以上前に日本地図を作成していた人物で「陸奥出羽両国地図」を描く二年前の宝暦四年には日本図を作成しており、この頃精力的に地図作成事業に取り組んでいた。本絵図は本館開館時に県立秋田図書館から移管された絵図であるが、経年劣化・水損・折れ・軸破損等により、開館



▶「陸奥出羽両国地図」(部分)

「大礼服制表并図」は、明治四年(一

八七二) 政府が「服製ヲ改ムルノ勅諭」により定めた大礼服の図である。パネル六枚のうち、右側三枚が皇族の大礼服で、左側は上から、勅任官(天皇が勅旨で任命)、奏任官(各省の卿の奏薦に基づき勅裁を得て任命)、判任官(行政官庁の長が任命)の上着である。県庁では、大体、県令が勅任官、幹部級が奏任官でここまでが高級官吏、それ以下が判任官であり、その中にも細かい等級があった。



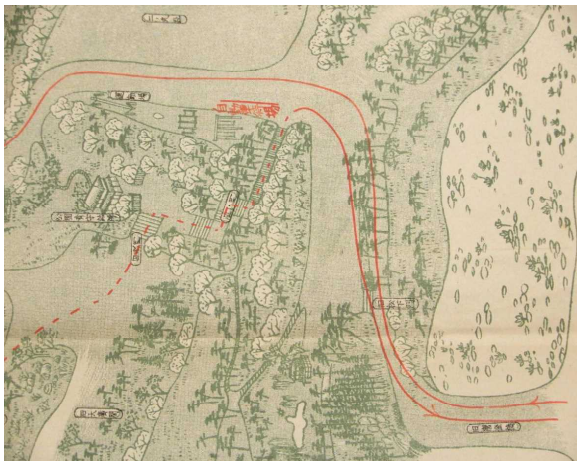
▶ 大礼服は帽子・上儀・ズボン全ての意匠が身分によって視覚的に区別できるようになっていた

以来閲覧を停止していた。目をこらして巨大な絵図を見ると、雄勝郡小野村に「小野ノ小町出生ノ所」という記載があり、江戸時代中期には小町生誕の伝説があったことがわかり興味深い。



▲壁面一番左の資料が「千秋公園設計参考図」

本コーナーの最後は、千秋公園関係の資料を展示した。千秋公園を設計した長岡安平は、明治から大正にかけて全国的に活躍した作家で、東京の芝公園をはじめ全国各地の公園を設計した。明治二十九年（一八九六）秋田県は久保田城址を公園にするため長岡に設計を依頼した。三年の工事期間と一万八千円の費用が投じられ、完成した県公園は「千秋公園」と命名された。展示では公園の設計図とともに、長岡が趣向を凝らした園内の景観や園内に建てる予定の建築物のデザイン画を六枚展示した。このデザイン画は全部で五十五枚あり、展示では全てを列品することができないので、後述する「DX作戦」によりQRコードを観覧



▲案内道筋の図

者のスマートフォン等で読み取ることにより、機器に画像が出る仕掛けを施した。
(イ) 公文書に添付された意外なもの
公文書は地味に見えるが、日々の業務の中で「これは面白い」と思う場面がある。このことを観覧者と共有したいと思い、このコーナーを設置した。その一つが「秩父宮殿下同妃殿下御成関係書類」である。これは、昭和十一年（一九三六）六月五日に秩父宮と同妃が秋田県へお成りになった際の一連の文書である。この中に、殿下・妃殿下が千秋公園を訪れた際のお迎え準備のために用意された案内道筋図があり、市販の絵図『秋田千秋公園』に朱筆で順路が書き込まれている。



▲石灯籠の図



▲明治時代の稲の標本

▲明治時代の公文書に添付されていた農業害虫を虫眼鏡で見せる

明治十一年（一八七八）の公文書「第二課勸農掛事務簿 腐米之部追加一番」には、第六大区一小区（横手市の一部）の勸業掛和知源左衛門が除虫法の説明書と共に、稲田で捕獲した害虫のサンプルを数点同封している。虫を入れた紙袋には、「此虫ハ根ヨリ少々上、水キハノ葉中ニ入り居リ申候。一夜差置候所、卵ヲ生ス候様ニ見エ申候」と観察記録を付けている。展示では百四十五年前の害虫を虫眼鏡を添えて展示した。

「勸業課農事掛事務簿 腐米改良之部 三番」は、明治十二年（一八

七九）の県の腐米改良事業に関する公文書である。明治十年代の秋田県産米は収穫後の稲束の乾燥方法が悪く「秋田の腐れ米」と悪評を被っていた。県では勸農政策の重要課題として腐米改良事業に力を入れ、仙北郡金沢西根村・平鹿郡角間川村・雄勝郡郡山村が試験村に選ばれ、定期的に県庁の勸業課農事掛に報告している。この公文書に明治十二年（一八七九）に試験田で採取した稲苗の標本が添付されている。

（ウ）デジタル画像の楽しみ



▲展示ケース内の花押藪（A280-71-1）とQRコードの案内表示

本コーナーでは「佐竹藩小旗帖 全」（佐竹氏の軍団が戦争の際に掲げる旗指物のデザイン帳）と「花押藪」（花押を写して集めたデザイン帳）を展示した。そしてQRコードを読み取ることによって両資料の全丁を見ることができ、詳しくは37頁に記す。



能代市

市章

○ 古文書などの収蔵施設



● 能代市立能代図書館

【所在地】 能代市追分町4番26号

【主な収蔵資料】

『俳聖』及び島田五空関連資料

【公 開】 『俳聖』第一巻(創刊号～第12号)

デジタル配信中



● 能代市文化財資料収蔵庫

【所在地】 能代市朴瀬字二林台65番地1

【主な収蔵資料】

旧能代市史編さん事業収集資料(平川家文書等)

【公 開】 一般公開施設ではありません。

※今後、収蔵資料目録等をインターネットで公開していく予定です。

○ 歴史的公文書などの収蔵施設



● 能代市役所本庁舎(総務部総務課行政係)

【所在地】 能代市上町1番3号

【主な収蔵資料】

能代大火以降(昭和24年～)の
永年保存公文書及び広報写真

【公 開】 閲覧の際は、能代市情報公開条例により能代市総務部総務課行政係へ
公開請求を行ってください。

▲企画展コーナーパネル(能代市)

能代市の展示は市の総務課と教育委員会の方によって行われた。展示テーマ「アーカイブズのチカラ」と聞いてイメージした昭和二十四年(一九四九)二月二十日と同三十一年三月二十日に発生した「第一次・第二次能代大火」と呼ばれる大規模火災の資料を展示し、能代市民がいかに復興に立ち上がったのかを見せたいとのことで準備してくださった。

能代市に保管されている第一次能代大火に関する公文書は「昭和二十四年火災復興関係綴」であり、火災発生翌日の二月二十一日午後三時と同月二十六日の被害状況、そして損害額の積算資料、復興



▲能代市の展示コーナー。木製フレームの写真、ディスプレイとして公文書を使うなど工夫が光る

事業や失業対策事業、医療事業等の各種事業の予算書も合わせて綴られている。「昭和三十三年市復興祭関係綴」には、第一次能代大火後一年半で市庁舎が新設され、被災した木材工場も瞬く間に復興した様子が示されていた。この他、昭和二十九年(一九五四)八月に開催された「能代市政だより」や観光パンフレット、昭和三十三年(一九五八)八月に開催された復興祭で配布された復興事業完了報告書等が展示された。



湯沢市

● **古文書などの収蔵施設**

- ・湯沢市立湯沢図書館 湯沢市字内館町27番地
(主な収蔵資料) 佐竹南家日記 271冊
(県指定有形文化財)
- ・湯沢市稲川総合支所 湯沢市川連町字上平城120番地
(主な収蔵資料) 高橋利兵衛家文書 約1万6000点

● **普及活動**

- ・企画展
高橋利兵衛家文書を含めた歴史的行政資料や佐竹南家日記等、様々な資料展を開催
- ・『佐竹南家御日記』の発刊
当時の社会事情を知る貴重な近世史料である「佐竹南家日記」を忠実に翻刻する『佐竹南家御日記』を継続して発刊している
- ・古文書解読講座
だれでも気軽に参加して、古文書の解読に挑戦できる講座を開催している

● **歴史公文書などの収蔵施設**
湯沢市役所他

● **歴史資料の公開について**

- 【古文書】湯沢市教育委員会事務局の文化財保護室へ問い合わせ
- 【公文書】湯沢市情報公開条例により、市役所で公開請求を行い閲覧

● **公文書館的機能をもつ施設の構想・計画**
市有施設に公文書館機能を持たせることとしており、現在は歴史資料となりうる行政文書の散逸を防ぐため、未整理の行政文書の整理作業に注力している

市章



『御日記』第14巻



市83 歴20.旧川連村高橋利兵衛家文書-0002

▲企画展コーナーパネル(湯沢市)

「アーカイブズのチカラ」と聞いて、湯沢市教育委員会の職員の方が考えたのは、大正期と昭和戦前の「近代児童作品」を展示し、市の教育と子どもたちが見ていた時代像の変化を浮かび上がらせることだったという。「近代児童作品」とは、湯沢東小学校に保存されていた湯沢尋常小学校時代の明治四十五年(一九一二)から昭和三十九年(一九六四)までの児童・生徒が制作した習字・図画・作文等の作品群で、総数は一七六五点にのぼる。

児童・生徒が作った作品は、作成した個人に返されるのが一般的で、学校に群となって遺されるのは極めて稀であろう。群となって



▲湯沢市の展示コーナー。子どもたちが描いた絵を貼った特大の掛軸は注目を集めた

方を比較すると、大正期のものは、手本を見て上手に描く教育がなされ、昭和期のものは、子どもたちが見たままを描く教育がなされていたことが分かる。

遺された数多くの作品からは、当時の本県の教育環境、学業に対する姿勢、そして子どもたちを取りまく社会情勢を窺い知ることができる。展示資料は大正十三年度と昭和十二年度の複数の絵画の軸装である。双



由利本荘市

古文書などの収蔵施設

●本荘郷土資料館

〔所在地〕由利本荘市石脇字弁慶川5 ☎ 0184-24-3570
 〔主な収蔵資料〕「石沢郷検地帳」「本荘藩分限帳」
 「本荘城下絵図」「古雪・観音両町絵図」「高札」「本城満茂書状」
 〔アクセス〕JR羽後本荘駅より徒歩20分

●矢島郷土文化保存伝習施設

〔所在地〕由利本荘市矢島町七日町字羽坂64-1 ☎ 0184-56-2203
 〔主な収蔵資料〕「生駒峯岐守高俊の書」「生駒峯岐守高俊・親興の書」「生駒讃岐守親正の書」「贈従四位男爵生駒親敬の書」「公爵三条実美の書」「土直鎮家文書」「生駒記上・中」「讃羽綴遺録上・下」
 〔アクセス〕由利高原鉄道 矢島駅より徒歩5分

●亀田城佐藤八十八美術館

〔所在地〕由利本荘市岩城下蛇田字高城4 ☎ 0184-74-2500
 〔主な収蔵資料〕「象潟懐紙」
 〔アクセス〕JR羽後亀田駅より徒歩15分

●出羽伝承館

〔所在地〕由利本荘市岩谷町字西越36 ☎ 0184-62-0505
 〔主な収蔵資料〕「出羽之國油利郡屋内米坂村御検地之野帳」
 〔アクセス〕JR羽後岩谷駅より徒歩10分

●鳥海教育学習課（紫水館）

〔所在地〕由利本荘市鳥海伏見字久保193 ☎ 0184-57-3020
 〔主な収蔵資料〕「中山家文書」
 〔アクセス〕由利高原鉄道 矢島駅よりバス15分

市章



本城満茂書状



讃羽綴遺録



象潟懐紙



米坂村御検地之野帳



中山家文書

▲企画展コーナーパネル(由利本荘市)

由利本荘市は教育委員会の職員が中心となって資料の選定が行われた。展示テーマ「アーカイブズのチカラ」と聞いて考えたのは、今年度は本荘藩主六郷氏・亀田藩主岩城氏・矢島領打越氏の入部四百年に当たり、その関係資料を展示することだったとのことである。

本荘藩は由利本荘市指定文化財に指定されている「本荘藩分限帳」、亀田藩は岩城家の歴代の系譜を記した「岩城之系図」、打越氏関係資料は、打越氏初代光重から、二代光隆と六人の子について記された「系譜」が展示された。打越氏は、戦国時代「由利衆」と呼ばれた在地領主（国人）の一人で、本荘内越地区を中心に統治していた。



▲由利本荘市の展示コーナー。本荘藩・亀田藩・打越氏の古文書が並ぶ

元和九年（一六二三）三千石で矢島に入部した。秋田県内に領地をもつ大名や旗本の中で比較すると知名度が低い領主であり、その存在をアピールしてくれる資料の展示は、本県の歴史の多様性を示してくれたことになり、感謝するばかりである。

関ヶ原の戦いにより、打越氏は常陸国行方郡新宮（現茨城県行方市新宮）に移されるが、



小坂町

町章
藩境の町 小坂

秋田県北に位置し、十和田湖をいただく小坂町。近世には盛岡藩領に属し、弘前藩、秋田藩と隣接する藩境の地だった。

藩境にはその目印となる塚、藩境塚が作られた。

現在、小坂町に現存している藩境塚は4つある。

盛岡藩・秋田藩・弘前藩の3藩のちょうど境に作られた「炭塚」、盛岡藩と秋田藩の坂に作られた「向塚」「ヨシノ塚」「袈裟掛の塚」である。

炭塚は、現在の平川市(旧碓ヶ関村)と大館市、小坂町の境界にあり、東北自動車道の坂梨トンネルの中間あたりからやや西のあたりにある。残りの3つの塚は県道2号線(通称:樹海ライン)を小坂町から大館市に向かう袈裟掛峠にあり、これも大館市と小坂町の境界にある。これらは藩境が現在でも行政の境界としていきている例である。

藩境は、それぞれの藩にとって重要な場所である。ヒト・モノの移動はもちろんのこと、藩領域にも関わる場所だった。その藩領域の目印が藩境塚だった。

そのため、どの藩にとっても藩境塚は大変重要なものだった。それぞれの藩は藩境塚を管理する者を選任した。盛岡藩では「古人」、秋田藩では「抛人」と標記し、どちらも「こにん」と読んだ。

今回、展示した資料は、古人を担った工藤家の資料である。工藤家の資料から古人がどのような仕事をし、どのような身分であったかを紹介し、「藩境の町小坂」がどのような地かを多くの県民に知っていただきたいと思う。

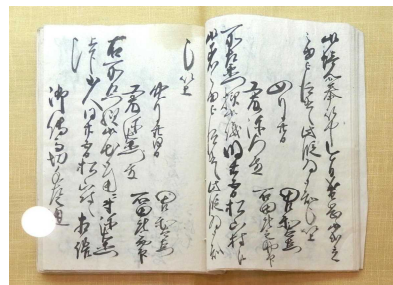
▲企画展コーナーパネル(小坂町)

小坂町教育委員会が出品してくださった資料は、小坂町指定有形文化財「毛馬内御代官所御絵図」(文化十三年)及び藩境関係の古文書である。小坂町を含む鹿角郡は、江戸時代、盛岡藩領に属しており、藩境資料は盛岡藩側から秋田藩領を見る視点で記述されている。秋田藩では藩境の見回りを行う役を「抛人」というのは知られているが、盛岡藩では「古人」と称された。古人の仕事は、藩境の見廻り、幕府巡検視への同道、不審者の監視、木々の無断伐採の監視など多岐にわたる。



▲▲毛馬内御代官所御絵図 ▲藩境関係の古文書

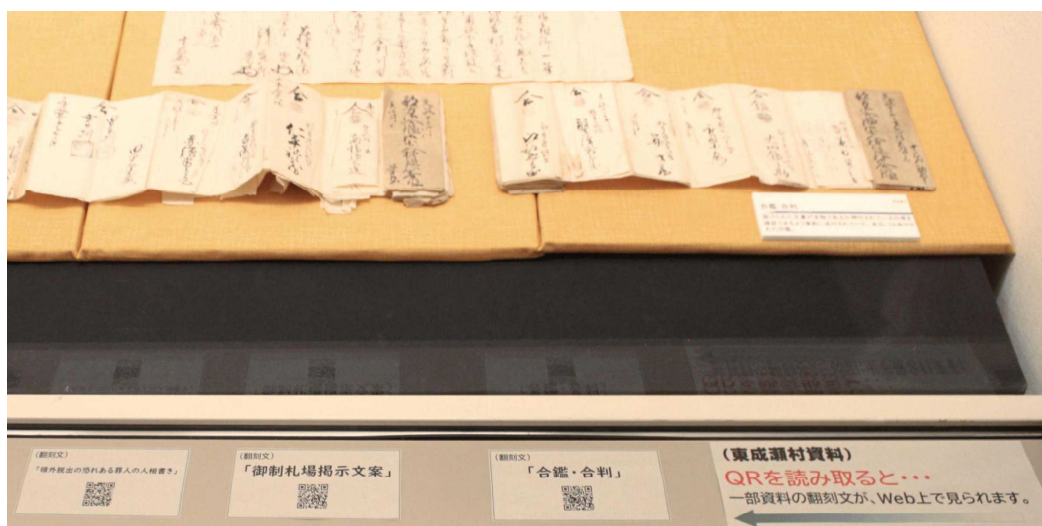
読みの音は「こにん」でも盛岡藩と秋田藩では表記が異なること、藩境の見回りに来るのが盛岡藩の役人であることなど、小坂町の資料は見る人に本県の歴史の多様性を教えてくれるものであり、大変興味深い展示区画となっていた。



▲本県の歴史の多様性を示す古文書

展示ケースには宝暦二年から十一年(一七五二〜六一)の「御境御用留」が並び、御境奉行の所左衛門が藩境

(3) 展示の工夫



▲前期展東成瀬村の展示区域

昨年度、本館では資料ラベルにQRコードを載せた展示を実施した。観覧者が手持ちのスマートフォンやタブレット等でQRコードを読み取ると、資料に付随する情報が表示される仕組みである。この利点は以下七点に集約される(5)。

- ① 原本展示以外の資料画像も閲覧可能。
- ② 画像を手元で拡大・回転して見られる。
- ③ 画像の保存が可能。
- ④ 解説を手軽に見ることができる。
- ⑤ スマートフォン等で関連事項を検索できる。
- ⑥ ネット利用に長けた若年層の利用につなげら

れる。

⑦ ウェブページを保存しておけば展示会場を離れても閲覧できる。実際の作成手順は次のとおりである。

① 美の国あきたネットの本館ページに資料解説ページを作り、QRコードとリンクさせる。

② 株式会社デンソーウェア等のウェブサイトから、資料解説ページとリンクするQRコードを取得する。

③ 資料ラベルにQRコードを貼りつける。

デジタル技術の活用により観覧者の利便性が向上することは間違いないが、本館では、デジタル技術を用いた付加情報の活用を「DX作戦」と呼んでいる。しかし前記①に関して、作成するページごとに申請が必要であり、展示資料ごとにホームページの申請手続きが必要となり、今回の展示については、前期展の東成瀬村の古文書と本館の一部の資料にのみ付加情報を付けた。

東成瀬村の古文書の付加情報は、古文書の翻刻文である。

本館収蔵資料でQRコードを付けた資料は、普段から利用の多い資料や特に注目して欲しい資料である。

〈表9〉はQRコードの一覧である。本紙からも検索できるので、ぜひ試して欲しい。

〈表9〉企画展「アーカイブズのチカラ」QRコード一覧

No.	資料名(自治体名、 資料番号)	QRコード	No.	資料名(自治体名、 資料番号)	QRコード
1	御制札場掲示文案 (東成瀬村)		8	秋田県海岸図 (県C-669) *	
2	領外脱出の恐れある 罪人の人相書き (東成瀬村)		9	秋田県公園絵図 (県C-678) *	
3	合鑑・合判 (東成瀬村)		10	「明治戊辰戦役賊軍 侵入地図」 (県C-613) *	
4	堰を開削し新田開発 した藩士と村人 (東成瀬村)		11	千秋公園設計参考図 (県C-604-1～2)	
5	猫絵 (東成瀬村)		12	花押藪 (A280-71-1)	
6	岩崎町旧県庁図 (県C-8-1) *		13	佐竹藩小旗帖 全 (AH288.6-3)	
7	旧亀田県庁絵図 (県C-287) *		14	秋田市近郊地図 附 営業者名鑑 (AH291.5-6) *	

* デジタルアーカイブのページヘリンク

4 Akita Archives Fes 2023

本館の開館三十周年記念事業の目玉は、令和五年十一月三日、秋田駅東口秋田拠点センター ALVE で開催した「Akita Archives Fes 2023」で、二八九名以上の方が足を運んでくださった。(6)。

本章では「Akita Archives Fes 2023」について振り返ってみたい。

(1) 概要

周年行事といえば、著名人による講演会とシンポジウムの組み合わせ



Akita Archives Fes 2023
～あすへ語りつなごう！秋田の未来～
令和5年11月3日(金)
秋田拠点センターALVE 1階きらめき広場

秋田県公文書館
開館30周年特別企画
秋田県公文書館まつり

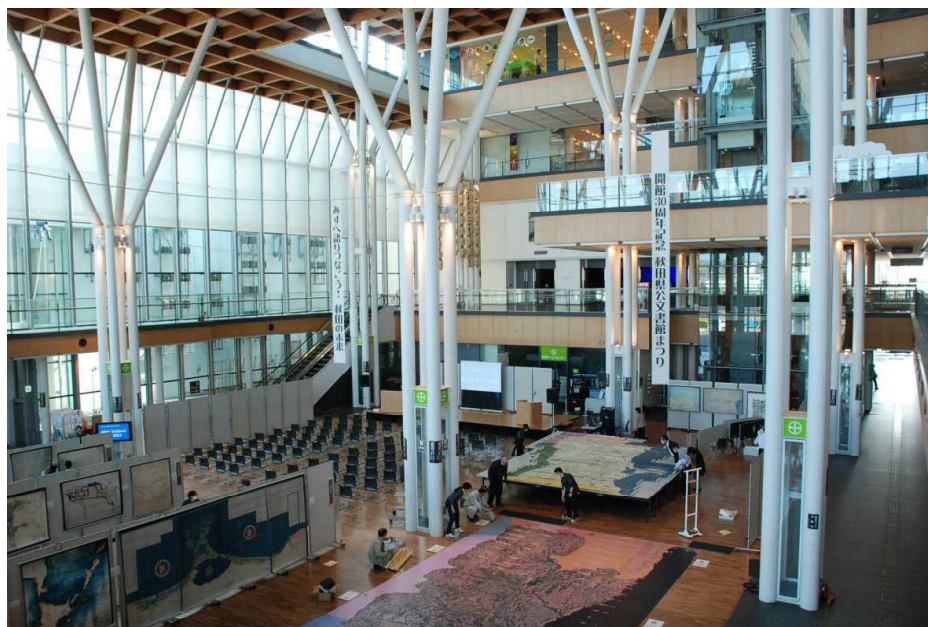
第1部 出張公文書館 へようこそ！11:00～15:00
郷土を愛す 絵図が語る秋田の姿
「出羽一國御絵図」圧巻の12×5はレプリカ
江戸・明治期の絵図約50点を展示
11:00～ 県政映画上映会
11:30～12:15 展示解説 1回目
12:30～13:15 展示解説 2回目
*展示資料は15:00まで会場に設置(案内随時)

第2部 公文書館ってナニ? トークライブ 13:30～14:30
公文書のスペシャリスト5名による
「持ち時間一人8分」のリレートーク！
■あの時何が起こっていたのか? ～秋田県公文書館誕生秘話
■謎に包まれた公文書館 他

第3部 しゃべり場 14:30～15:00
語りあう公文書館の魅力
[テーマ] 夢見るアーカイブズ

秋田県公文書館
〒010-0952 秋田市山王新町14-34
電話 010-866-8301 FAX 010-866-8303
E-mail koshonshokan@pref.akita.lg.jp

▲ Akita Archives Fes 2023のポスター



▲ Akita Archives Fes 2023 会場づくりは午前8時50分に開始。2時間でセッティングを完了した

わせを考えるのが一般的であろう。本館においても三十周年事業の構想を開始した当初はこのスタイルの催しを考えていた。しかし、記念イベントに「出羽一國御絵図」のレプリカを広げてみたかどうかというアイデアから、広い床面積があり、かつ二階からも俯瞰することができるALVE 一階のきらめき広場を会場とするのが良いのではないかという話になった。そうすると、オープンスペースに特設ステージとパイプ椅子を設置した会場で講演会とシンポジウムを開催することになる。

そこで、イベントのあり方を全面的に見直し、次の方針で開催



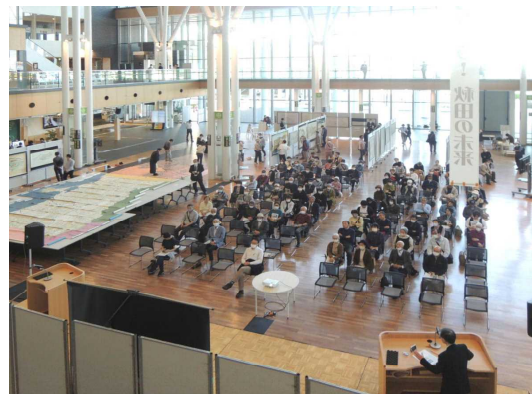
▶ バナーの長さは12メートル。館内印刷により作成した

することにした。

①会場の ALVE は、秋田駅に隣接する施設で、イベントに参加する目的で会場を訪れる方ばかりでなく、偶然通りかかる方も多い。そうした方々が足をとめて気軽に立ち寄ることができる催しにするため、名称を「公開討論会 アークイブズのチカラ E ALVE」から「Akita Archives Fes 2023」（秋田県公文書館まつり）とする。



▲「出羽国七郡絵図」に見入る参加者



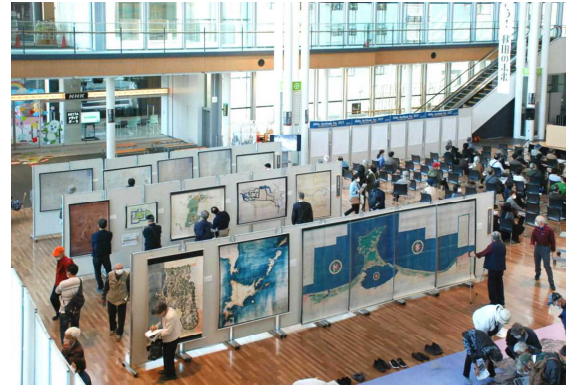
▲会場前方2階から撮影。120脚の椅子は、ほぼ満席

②講師一人による長時間の講演を、人の出入りが激しいオーブンスペースで行うのは、講演者・参加者双方に無理を強いるものがある。そこで講演にメリハリを出すため、持ち時間を八分とする短時間連続講演とし、その名称も「トークライブ」とする。講師は著名な研究者ではなく、公文書や歴史資料の保存・利用といった業務に日頃携わっている県内の公文書館、資料館の職員とする。またパネルディスカッションについても「しゃべり場」として、チラシをご覧になった方がイメージしやすいような名称にする。

③会場は特設ステージとパイプ椅子を百二十脚設置するが、それでもなお広い床面積がある。そこで「出羽一國御絵図」



▲展示した複製絵図を観覧する参加者



▲展示した複製絵図を観覧する参加者

レプリカの隣に「出羽国七郡絵図」を展示することにした。この絵図は秋田藩と由利諸藩の領地が描かれた約五×七メートルの絵図である。この絵図は東西方向に細長く切られた十三枚の絵図を南北方向に組み合わせることによって一枚の絵図になる。しかし、組み合わせるためには広い場所が必要となることから、本館では十三本の軸装全て広げた形で閲覧や展示に供したことはなかった。そこで本イベントで「出羽一国絵図」レプリカと「出羽国七郡絵図」を並べて展示することにした。両絵図の作成時期は約二百年ほどの隔りがある。従って、観覧者は両絵図を見比べることで、二百年間の変化を掴むことができる。



▲第1部 展示解説会の様子(「出羽一国御絵図」)



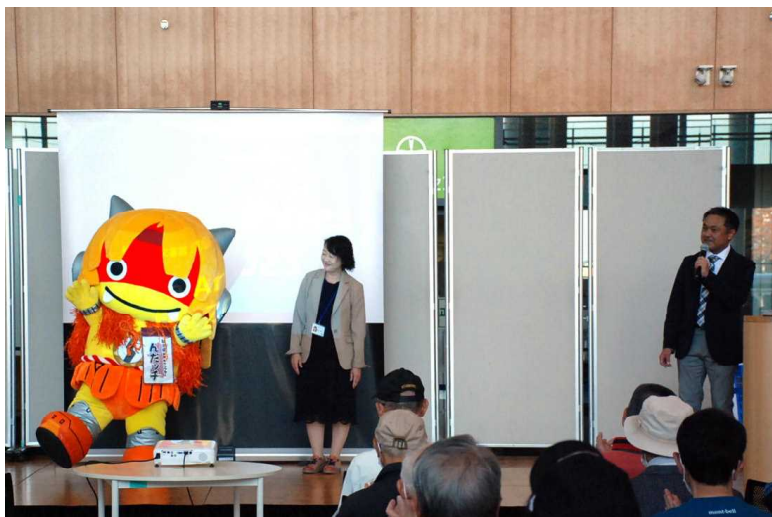
▲第1部 展示解説会の様子(「久保田城下絵図」)

④ 大型絵図二枚を広げてもお床面積に余裕があることから、会場全体を「出張公文書館」と名づけ、ALVE 備え付けの有孔パネル七十枚を全て借り複製絵図を展示した。(表10)

⑤ 当初の計画では、午後に開催する講演会とシンポジウムをメインに据え、そのプレイベントとして、展示している絵図の解説会(ギャラリートーク)を行うことを考えていた。しかし、人の出入りがフレキシブルなオープンスペースでの開催となることから(表11)のように午前十一時から午後三時までの終日開催のイベントとし、その中に第一部「県政映画上映会」と「展示解説会」、第二部「トークライブ」、第三部「しゃべり場」という形で構成した。

〈表10〉Akita Archives Fes 2023 列品資料一覧

No.	資料番号	資料名	年代
1	県C-603	出羽一國御絵図	正保4年(1647)
2	県C-431-1~13	出羽国七郡絵図	
1	県C-598	海岸絵図	嘉永3年(1850)頃
2	県C-363	松前絵図	文化3年(1806)
3	A290-114-73	六郡御絵図	
4	県C-147	秋田領絵図	享保14年(1729)
5	県C-282	矢島近辺絵図	
6	県C-284	由利郡内岩城伊予守領内絵図	元禄15年(1702)
7	県C-293	六郷伊賀守領絵図	元禄11年(1698)
8	県C-178	御国替当座御城下絵図	慶長9年(1604)
9	県C-168	久保田城御城下絵図	寛文初年(1661頃)
10	地13	久保田城下絵図	寛政11年(1799)
11	県C-179	御国目付下向之節指出候御城下絵図	文政4年(1821)
12	県C-255	羽後国秋田郡秋田城絵図	明治6年(1873)頃
13	県C-705	千秋園一部改良設計図	明治35年(1902)
14	930103-13488	[各郡全図] 秋田県全図	明治22年(1889)
15	930103-13488	[各郡全図] 南秋田郡全図	明治18年(1885)
16	930103-13488	[各郡全図] 鹿角郡全図	明治18年(1885)
17	930103-13488	[各郡全図] 河辺郡全図	明治18年(1885)
18	930103-13488	[各郡全図] 平鹿郡全図	明治18年(1885)
19	930103-13488	[各郡全図] 由利郡全図	明治18年(1885)
20	930103-13488	[各郡全図] 北秋田郡全図	明治18年(1885)
21	930103-13488	[各郡全図] 山本郡全図	明治18年(1885)
22	930103-13488	[各郡全図] 仙北郡全図	明治18年(1885)
23	930103-13488	[各郡全図] 雄勝郡全図	明治18年(1885)
24	A292-31	蝦夷地絵図	
25	混乙-153	増慶御陣屋御任地面境内略図	
26	混乙-154	増慶元御陣屋地割絵図	
27	混7-553	宗谷出張御陣屋略絵図	
28	混乙-156	北蝦夷地クシュンコタン出張御陣屋境内并御預地処絵図	
29	県C-251	百三段浜田村之内中村御台場絵図	
30	県C-110	百三段新屋滝之下台場絵図	
31	県C-316-2	秋田県第7大区中第3小区陸中国花輪村甘露村久保田村略絵図	明治5~6年(1872~1873)
32	県C-314-3-1	秋田県第7大区中第1小区陸中国鹿角郡毛馬内町毛馬内村略絵図	明治5~6年(1872~1873)
33	県C-315-2	第7大区中第2小区陸中国鹿角郡大湯村町略絵図	明治5~6年(1872~1873)
34	県C-314-20	第7大区中第1小区陸中国鹿角郡小坂村略絵図	明治5~6年(1872~1873)
35	A290-114-95	十二所絵図	寛政年間(1789~1801)以降
36	県C-189	大館御城下絵図	宝永元年(1704)
37	A290-114-114	能代町絵図	
38	県C-41	横手城下絵図	寛文10年(1670)
39	県C-94	仙北郡角館士民居所図	元禄17年(1704)
40	県C-4	湯沢絵図	享保13年(1728)
41	県C-351	奥州南部領鹿角郡花輪村毛馬内村与羽州秋田領沢尻村十二所村味噌内村茂内村別所村扇田村大館山境論争之事裁許申付覚	延宝5年(1677)
42	県C-252	享保十年乙巳九月見分之図 川辺郡新屋村至由利郡女米木村	享保10年(1725)
43	県C-320-1	八沢木村羽広村論図	元禄13年(1700)
44	県C-294	御国絵図御改六郷仁賀保生駒国境絵図	元禄13年(1700)
45	県C-349	秋田領仙台領縁絵図	元禄13年(1700)



▲「んだッチ」でイベント感が上昇
◀お楽しみくじ引きアワーの様子

⑥ イベント感を増すため、広報広聴課に県PRキャラクター「んだッチ」の出演を依頼する。

⑦ 第一部の展示解説会から第二部のステージイベントに無理なく観覧者を誘客するため「お楽しみくじ引きアワー」を実施する。

⑧ 公文書館の社会的使命は記録を残すことであることを視覚的に訴えるため、秋田ファシリテーション事務所の平元美沙緒氏にグラフィック・レコーディングを依頼する。

次節では平元氏が会場で登壇者の声を聞きながら模造紙に話の内容を文字や絵で描いてくださった完成品

〈表11〉 Akita Archives Fes 2023 進行表

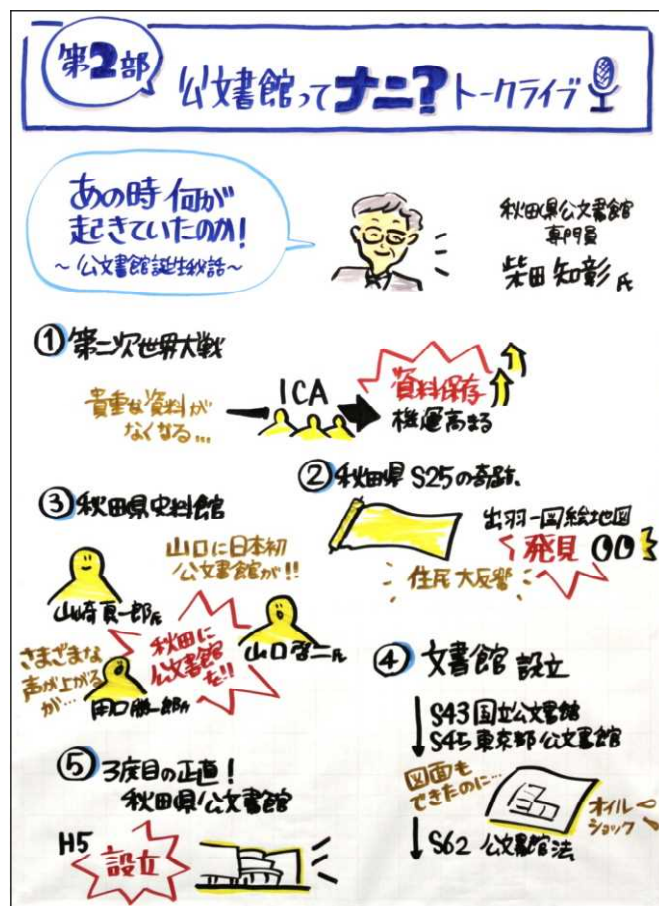
時間	イベント名称と内容
11:00	第1部「出張公文書館へようこそ」
11:00～13:15	県政映画「ふるさとは羽ばたく～県政10年のあゆみ（昭和35～45年）」（MDVD-318・319）上映
11:30～12:15	展示解説（1回目）
12:30～13:15	展示解説（2回目）
13:15～13:30	お楽しみくじ引きアワー
13:30～14:30	第2部「公文書館ってナニ？トークライブ」
	・柴田知彰「あの時何が起きていたのか!?～公文書館誕生秘話」
	・高田環樹「謎に包まれた公文書館」
	・蓮沼素子「大仙市アーカイブズの誕生」
	・大塚哲平「ミニマムアーカイブズとは？」
	・安田隼人「『新しい公共』と歴史の記憶」
14:30～15:00	第3部「しゃべり場」語り合う公文書館
	櫻田 隆・蓮沼素子・安田隼人・安田忠平
15:00	閉会

を提示しながら、第二部・第三部の登壇者の声を紙上で再現する。

(2) 第二部「公文書館ってナニ? トークライブ」

ア「あの時何が起きていたのか!?」公文書館誕生秘話」

本館専門員 柴田知彰



秋田県公文書館が平成五年（一九九三）に開館するまでの知られざるストーリーを昭和戦後から語ります。

「あの時①」

第二次世界大戦により世界各地で膨大な古文書・公文書が失われ

ました。未曾有の記録喪失の危機に直面し、戦勝国のアメリカやソ連でも敗戦国のドイツやイタリアでも、歴史資料を保存する気運が高まりました。そして昭和二十三年（一九四八）ユネスコの支援を受けて、国際公文書館会議（International Council on Archives : ICA）が国際非政府組織として発足しました（7）。

日本国内では昭和二十一年（一九四六）から、歴史研究者を中心に史料保存運動が始まりました。昭和二十四年（一九四九）の野村兼太郎ほか九十五名による「国立史料館設置に関する請願および趣意書」の衆議院議長への提出につながります。これを承けて、昭和二十六年（一九五二）に文部省史料館（現・国文学研究資料館）が初の国立のアーカイブズ機関として設置されました（8）。

「あの時②」

秋田県・昭和二十五年の奇跡をお話します。昭和二十五年（一九五〇）は、朝ドラで話題の笠置シズ子「買い物ブギ」をヒットさせ、黒澤明監督がベネチア国際映画祭でグランプリに輝きました。また前年には湯川秀樹博士がノーベル賞を受賞しており、日本人が自国の学術・文化に誇りを取り戻した時代でした。それでは、昭和二十五年、本県の県民が「アーカイブズのチカラ」によって、自分たちの歴史を見直し、誇りを取り戻した奇跡の物語をいたしましょう。

文書課長異動の引継時のことです。県庁書庫の中で文書の下から長い大きな木箱に入った軸装の絵図が発見されました。これが正保



四年（一六四七）に作成された「出羽一国御絵図」で、五・三五×一二・二五メートルの大きさで、しかも極彩色の美しさでした。この発見は、後に知事となる小畑勇二郎総務部長を通じて蓮池公咲知事に報告されました。知事は絵図の歴史的価値を認識し、書庫内に保存されていた他の古文書や明治以来の公文書も含めて修復と保存を命じました（9）。そして修復完了の披露のため、昭和二十五年十一月二十五日「旧藩時代の絵図・文書等の展示」が開催されました。

会場は県正庁、展示時間は午後一時から二時までのわずか一時間だったにもかかわらず、県民の間に予想を越えた反響が起きました。

小畑総務部長は県民の熱烈な要望に応え、二回目の展示「県庁所蔵貴重資料公開展」を企画させ、十二月八日から十五日まで八日間、新築の秋田県児童会館（現・千秋公園内）で開催しました（10）。展示を企画した人物は、戦中に文書課長や地方事務所長を務め、当時は県教育次長の任にあり、地方史研究者でもあった山崎真一郎です。

山崎は法政大学で法制史家滝川政次郎に学び、秋田県職員に採用された後、県庁書庫に眠る古文書や公文書の歴史的価値を誰よりも認識していました（11）。昭和二十五年の展示は一過性に終わらず、二十年代後半から三十年代にかけて、山崎の影響を受けた文書課で県庁書庫の歴史的価値が改めて認識さ

れ、耐火書庫での保存や県史編纂での利用が図られていきます（12）。

「あの時③」

「秋田県史料館 山崎の夢と挫折」をお話しします。山崎真一郎は昭和三十年代後半、公文書館を秋田に開設する仕事の途中で急逝しました。これがもし実現していれば、山口県に次いで秋田県に国内二番目の県立公文書館が生まれていました。

昭和三十年（一九五五）、「出羽一国御絵図」発見時、総務部長だった小畑勇二郎が県知事選に出馬し当選します。就任後の小畑知事は八郎潟干拓事業を具体化する一方、『秋田県史』編纂事業にも着手しました。翌年には、山崎真一郎が県史編纂委員を委嘱されました。

そして、山崎のほか秋田大学の半田市太郎教授の意見もあり、県史編纂の史料として県庁書庫の古文書や公文書が活用されました（13）。

さて、県史編纂事業が始まり二年目、昭和三十二年（一九五七）五月に東京大学史料編纂所の山口啓二が『大日本古記録 梅津政景日記』の翻刻のため来県し「出羽一国御絵図」を見て、重要文化財にすべきことを新聞紙上で提言しました（14）。山口啓二は史料調査の中で山崎真一郎と交流を深め、手紙での情報交換が続きます（15）。

昭和三十四年（一九五九）国内最初の県立の公文書館である山口県文書館が開館しました（16）。この後、山口は手紙の中で、秋田県に国内二番目の県立の公文書館を開館すべきことを熱く説きました。

一方、県史編纂が始まった後、県内の地方史研究者たち、田口勝一郎・益子崇・半田任克からも、県立公文書館の設立や藩政期史料

の保存を求める提言が新聞紙上に上がりました(17)。

こうした運動が実を結んで、昭和三十六年(一九六一)、山崎ら念願の県立公文書館が「秋田県史料館」として設置が決まりました。

翌三十七年(一九六二)にかけて、すべてが順調に動き出したかに見えましたが、同年の春頃から山崎の健康状態が急速に悪化し計画も暗礁に乗り上げました。山崎は六月に入院し、九月に亡くなりました。享年六十歳でした(18)。県史編纂や秋田県史料館のことが余程心残りだったか、終焉の床で「知事！知事！」と絶叫したと伝わっています(19)。中心プランナーを失った秋田県史料館計画は、昭和四十年(一九六五)頃には白紙に戻ってしまいました(20)。これが、秋田のアーカイブズ設立史では第一の悲劇だったと思います。その後、昭和四十四年に埼玉県立文書館が開館し、国内第二の県立公文書館になりました(21)。

「あの時④」

昭和四十年代半ばにあった県立秋田図書館の文書館計画を紹介します。昭和四十年代に県史編纂事業が終わった後、四十二年(一九六七)に元県史編纂参与の秋田大学教授の今村義孝が、新聞紙上で明治百年を機に文書館を設立することを提言しました(22)。県史編纂に関わった人たちの間に、県立公文書館を求める思いが埋み火のように燃えていました。翌四十三年(一九六八)には国立公文書館の建設が始まり、また東京都公文書館が開館しました(23)。このような県内外の動きを背景に、昭和四十五年(一九七〇)に現在の秋

田芸術劇場ミルハスの場所に建っていた旧県立秋田図書館において、県立公文書館設立の計画が具体化しました。図書館横の敷地に文書館を建てる青写真でした。翌四十六年(一九七一)には、文書館・図書館設立構想が秋田県第三次総合開発計画の中に入りました。しかし、敷地問題、他に優先する公共建築物、さらにオイルショックが重なり、この計画も立ち消えになりました(24)。これが、秋田のアーカイブズ設立史では第二の悲劇になります。

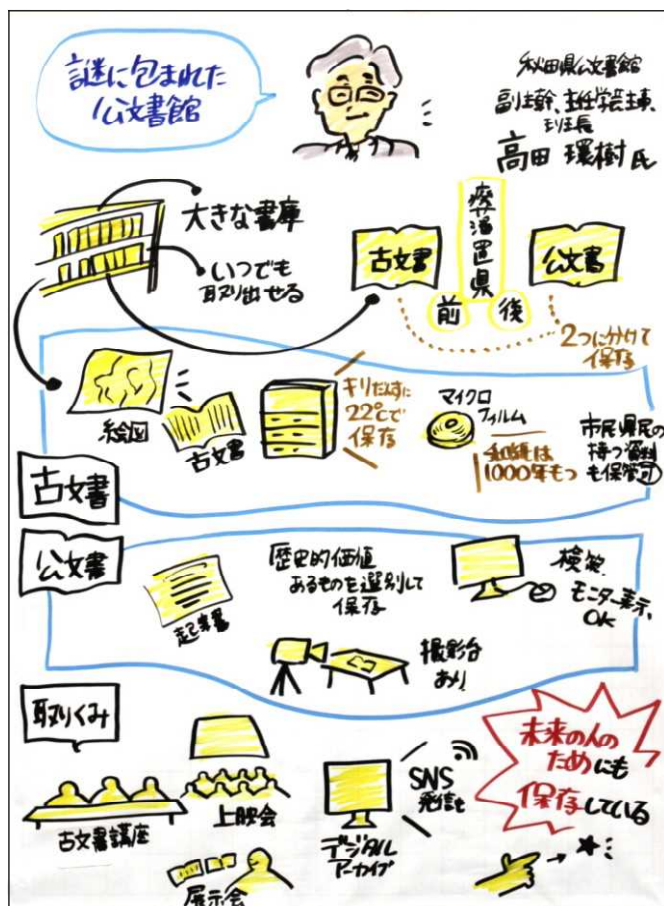
「あの時⑤」

三度目の正直、県公文書館の誕生についてお話しします。旧県立図書館が青写真まで作成した計画は一度ご破算になりましたが、県立公文書館を設置する構想は決して消えたわけではありませんでした。昭和五十三年度に総務部行政管理課が情報公開を視野に公文書館の設置検討を開始しました。昭和五十七年度には総務部文書広報課で「公文書館構想」が作成されます(25)。昭和六十二年(一九八七)十二月に「公文書館法」が公布され、各地に公文書館が開館したことも追い風となり、平成五年(一九九三)十一月二日、秋田県公文書館が秋田県立図書館との併設で、秋田市山王新町に開館しました。秋田県にとっては、まさに三度目の正直でした。今でも思い出しますが、十一月二日は秋晴れの日で、本当に大勢のお客様が来館されました。あれから三十年が経ち、今では県内の市町村にも公文書館ができました。とても感慨深いものがあります。

イ「謎に包まれた公文書館」

本館副主幹 高田環樹

開館から三十年経ちましたが、秋田県公文書館を知らないという方がいらつしやいます。そこで公文書館がどのような施設であるのか、また公文書館職員の業務について、紹介させていただきたいと思います。まずは公文書館のイメージについてです。皆様がご持ちのイメージは大きな倉庫で公の文書を保管している場所というものかもしれません。しかし、その保存されている文書は、ただ置かれているだけではありません。いつでも必要な資料が取り出せるよう



に整理した形で保存されているものです。

次に保存されている資料そのものについてです。大きく分けると古文書と公文書ということになります。江戸時代を中心とした古文書と明治四年（一八七一）の廃藩置県以降の秋田県になってからの公文書、この二つに分けられます。そのため、当館は古文書班と公文書班の二班体制で運営しております。

あまり触れる機会はないかもしれませんが、江戸時代の古文書は一般的に「くずし字」と言われる文字で書かれています。このなかなか読みづらい「くずし字」で書かれた藩政資料を利用しやすいように活字に直し、刊行しています。現在は「野上陳令日記」を刊行しております。野上陳令は、後に「明徳館」と言われた藩校の最高責任者まで務めました。その他にもその実務能力を買われ、様々な役職を務めた人物です。

古文書班が扱う他の資料として、絵図があります。この会場にも原本一点と四十六点の複製絵図を展示しておりますが、城下絵図などはカラフルに色分けされており、町名や人名も確認できます。このような資料を温度二十二度、湿度五十%ほどの書庫で保存しております。その他、公文書も含めて、文字資料についてはマイクロフィルムに撮影して、保存しているものもあります。マイクロフィルムは五百年ほどは劣化しないものと考えられています。

当館には平成五年（一九九三）の開館時に、図書館・博物館・県庁書庫から資料が移管されましたが、現在でも藩政に関わる地域資料



を寄贈という形で受け入れています。

公文書については、大戦や火災等の被害を免れた明治期から昭和二十二年（一九四七）までの県庁文書は県指定有形文化財です。簿冊という形で保存されておりますが、一つ一つの事業について、その意思決定の過程を知ることが出来ます。このような簿冊は現在も保存年限の過ぎた公文書が毎年四千冊から五千冊ほど引き渡されます。歴史的・文化的価値で評価選別を行い、未来のための歴史資料として一割程度を保存しています。

皆様のご利用に應えるために、閲覧室は充実しております。資料検索パソコンでは、キーワードでいろいろ関連性のあるものが検索できます。絵図検索モニターでは、地名・人名など細かい文字を拡大して見る事が出来ます。

図書館との共用スペースである特別展示室では、企画展示を毎年行なっております。

江戸時代のくずし字に少しでも触れていただきたく、例年、六月の末から七月にかけまして、古文書解読講座を入門編から実施しております。また、「記憶の護り人養成教室」は、「古文書を読むことができる」から一歩進んで、「資料整理ができる」人材育成を目的にした講座です。資料整理は資料の目録作りです。目録があれば、検

索・活用が容易になります。

会場の皆様の中には覚えていらっしゃる方かもしれませんが、昭和三十年代に映画の幕あいで県政映画の上映が始まります。そのフィルムが当館に保存されており、デジタル化されていますので、少し大きなスクリーンで上映会を行っております。

最近、インターネット上で資料をデジタル公開することが、普通の流れになってきましたが、当館でもデジタルアーカイブという形で公開しております。当館のホームページからアクセスできますので、ご利用ください。

SNSの活用ということで、X（旧ツイッター）でもタイムリーな情報を提供しております。今回のようなイベント等についても告知をさせていただいていますし、様々な資料も載せておりますので、ぜひご利用いただければと思います。

「謎に包まれた公文書館」について話させていただきました。公文書館って何？という認識から、公文書館とは過去の資料を現在でも利用しやすいように整理し、そして活用していただくために保存している施設であるということを少しでも御理解いただければありがたいです。そして私たち職員が現在整理している資料が、未来の人々にとっても「よくぞ残してくれたな」と思われるように、この資料を大切に、そして活用しやすい形で保存して参りたいと思っております。郷土や地元のことを詳しく知りたいと思った時には、郷土の歴史・文化を未来に伝え残す公文書館を是非ご利用ください。

ウ「大仙市アーカイブズの誕生」

大仙市アーカイブズ副主幹 蓮沼素子

市民に寄り添うアーカイブズということで、東北初の市町村立公文書館である大仙市アーカイブズの取組みについて紹介します。

大仙市は秋田市に隣接する市で、秋田市から国道十三号線を南下し、大綱引きで有名な西仙北町の刈和野に至ります。その刈和野地域に平成二十九年（二〇一七）大仙市アーカイブズが開館しました。

大仙市アーカイブズの設立経緯については二つの背景があります。まず一つめは、平成十七年（二〇〇五）大仙市は八市町村が合併し



て誕生します。実は合併前に旧太田町で町史編纂事業が始まっており、合併後も二年ほど続いている状況でした。もう一つの背景は、市民から未来の子供達に記録を残す施設を作ってほしいという提言があったことです。平成十九年（二〇〇七）当時の市長が将来的にアーカイブズを設立することを考え、重要な公文書が間違って捨てられないよう全量保存を命じます。次にどこでアーカイブズを設置するのか庁内で検討し、学校の統廃合により閉校した旧双葉小学校の校舎を国の補助金を使って改修を行い充てることになりました。二年間の工事期間を経て平成二十九年（二〇一七）に開館しました。

大仙市アーカイブズの施設について写真と図面でご説明します。

大仙市アーカイブズは、旧双葉小学校の校舎と体育館を全て使っています。来館者が立ち入ることができるのは、閲覧室・展示室・その他研修室などがある校舎一階の半分のエリアのみです。一階の残り半分は、資料の整理室に充てています。校舎の二階は、古文書と地域資料を保存する部屋として使っています。体育館は、床に書棚を入れて書庫として使っています。

アーカイブズの最も重要な業務は公文書の保存と管理です。公文書には業務により一年・三年・五年・十年・三十年の保存期間があります。保存期間が過ぎ業務上必要がなくなっても、市の業務を検証したり、市民が自分たちの住む地域のことを知りたい時に、この文書を見たら分かるという文書は残す必要があります。そのため公文書の評価選別し、公開するための目録を作る必要があります。



次に重要な業務は、地域資料の収集・保存・公開です。昨今の少子高齢化に伴う人口減少により、地域において古文書を持っていた家が、持ちきれなくなってきたという問題が起きるようになりました。

市民から古文書の寄贈について相談を受けた場合、私たちが見に行き、地域にとって重要な歴史資料をご寄贈いただくということが年々増えています。「今から家を壊すので、古文書を見てください」という話を聞き、現地へ行くと、過去におけるその地域の暮らしぶりが分かる資料をお持ちで、これを館内の展示室や大曲駅の展示コーナーで出張展示をしています。

また一般向けのアーカイブ講座、夏休みの子ども向け講座、そして資料を見ながら町歩きをするするアーカイブズ・ツアーも行っています。地域との協働ということでは、学校との連携も行っています。子どもたちが将来アーカイブズを利用できる、土台づくりを行っています。大仙市では「ふるさと博士育成事業」を行っており、児童・生徒が様々な場所に行つて見学したり体験をすると、ポイントをもらい、そのポイントを貯めていくと「ふるさと博士」になれる取り組みを行っています。その事業の対象の施設に大仙市アーカイブズも指定されています。見学では一ポイント、資料の補修体験

や歴史マップづくり等の体験をすると三ポイントという具合に、アーカイブズにおけるサービスをパッケージし、見学してもらう、資料を貸し出す、さらには私たちが学校へ出向き授業を行うといった具合に学校との連携を行っております。

さらに災害による資料レスキューも行いました。平成二十九年（二〇一七）豪雨により雄物川支流の淀川が氾濫し、淀川保育園が浸水する被害を受けました。園には昭和四十年代からの記録や写真が大量に保管されていましたが、その多くが水につかりました。その時は市民ボランティアの方々に協力いただき、半年ぐらいかけて修復する作業を行いました。

アーカイブズはなぜ必要かというと、地域の記憶や記録は、世代を超えてつないでいかないと見えなくなってしまうからです。アーカイブズには、過去・現在・未来に記憶や記録をつなぐ役割があると思っています。図書館・博物館・アーカイブズ、この三つが知のインフラであり、アーキビストは地域のことは何でもわかる存在であるべきだと思っています。

大仙市アーカイブズは市民に行政の透明性を保証する機関であるとともに、市民が残された記録を使い、地域の歴史と文化を学び、未来へ向けて紡いでゆく施設であると思っています。アーカイブズは、公務員だけのためではなく市民のための施設であるということ。今日は覚えていただければ幸いです。

エ「ミニマムアーカイブズとは？」

秋田市総務部文書法制課主任 大塚哲平

秋田市総務部文書法制課文書・歴史資料担当の大塚と申します。

私からは、秋田市におけるミニマムアーカイブズについて、主に保存と利用の二つに絞り、お話をさせていただきます。

まず、ミニマムアーカイブズとは、公文書館と同じような機能を果たすことができる仕組みと私どもでは捉えています。秋田市におけるミニマムアーカイブズの経緯ですが、本市では平成二十六年（二〇一四）から「秋田市公文書管理条例」を全面施行しています。この条例は、公文書の統一的な管理ルールを規定し、さらに、特定歴史公文書等の保存や利用等のルールについても規定しています。そこで保存や利用を専門的に行う公文書館が必要になってくるのですが、本市では「箱はなくても中身は充実」をモットーに、可能な範囲ではありますが、ミニマムアーカイブズとして特定歴史公文書等の保存や利用といった機能を果たせるよう工夫してきました。



本市のミニマムアーカイブズは、市役所分館一階の歴史資料閲覧室です。入口には先人紹介パネルを展示し、内部には、撮影室、書庫、閲覧スペース、行政資料閲覧コーナー、歴史資料関連図書コーナーなどがあります。また、秋

田市史や秋田市歴史叢書なども販売しています。

ここで、ミニマムアーカイブズで取り扱っている特定歴史公文書等というものについて説明します。まず、秋田市公文書管理条例には「歴史公文書等」という概念があります。これは歴史的に重要な公文書その他の文書のことです、それが現用文書か非現用文書かを問わず、歴史的に重要なものを指しています。そして、この歴史公文書等のうち、秋田市長の管理となったものが特定歴史公文書等です。

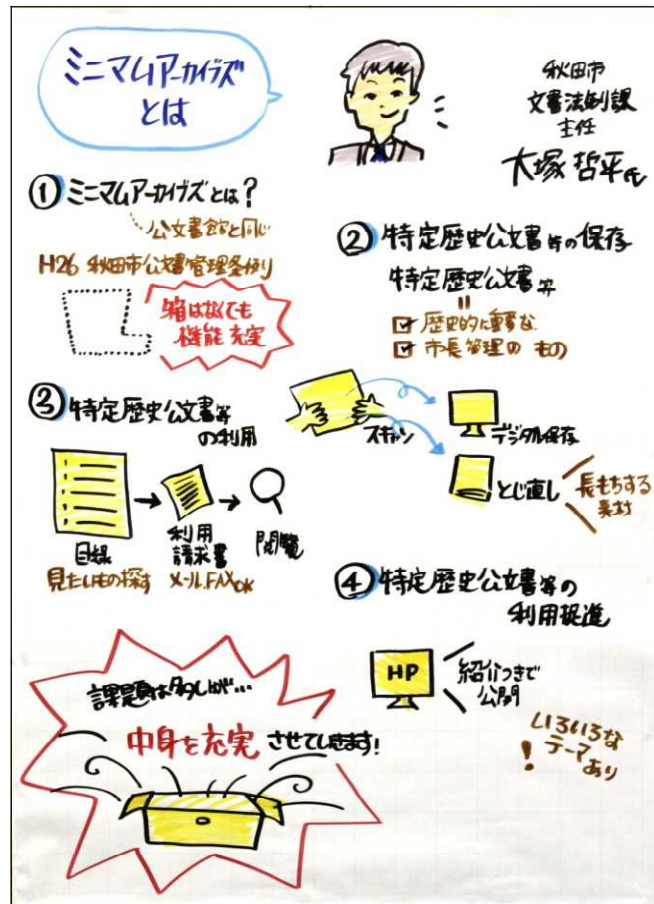
なお、民間から寄贈された古文書なども特定歴史公文書等に含まれます。これら特定歴史公文書等については、原則として全ての人に閲覧又は写しの交付の方法による利用を請求する権利が認められています。次に、特定歴史公文書等の保存について説明します。本市では、主に明治期から昭和三十年代半ばまでの特定歴史公文書等を優先してデジタルデータ化を行っています。具体的なデジタルデータ化の方法としては、まず簿冊の表紙を外し、それからスライドの写真にあるカラーオーバーヘッドスキャナという機器で一枚ずつスキャンしていきます。本市では、特定歴史公文書等を画像データとして保存しており、データの形式にはJPEGを採用しています。デジタルデータ化した後は、新たに表紙を作って綴り直します。新しい表紙には資料保存用の中性紙を使用し、特定歴史公文書等をくるむようにしています。

続いて、特定歴史公文書等の利用の流れについて説明します。今回は特定歴史公文書等の利用のうち閲覧の請求の場合をお話します。

スライドにあるのが「特定歴史公文書等の目録」です。まずこの目録から閲覧したい文書を探します。なお、目録やこの後お話しする利用請求書の様式は、本市ホームページで公開しています。

また、一部の文書に関しては、内容を一件ずつ記載した件名目録も公開していますので、ぜひそちらもご活用ください。

閲覧したい文書が見つかりましたら、「特定歴史公文書等利用請求書」に必要な事項を記入の上、歴史資料閲覧室へ提出します。利用請求書の提出は、直接の提出、郵送、電子メール、ファックスなど、どの方法でも構いません。利用の請求がありましたら、請求のあつ



た日から十五日以内に特定歴史公文書等の内容によって、全部利用、部分利用、利用制限の三つから利用の決定を行い、文書で通知します。全部利用・部分利用の場合は、お客様の都合の良い日程で閲覧することが可能です。また、このとき、デジタルカメラ等で撮影することも可能です。一方、利用制限のある場合は閲覧することができません。

最後に、特定歴史公文書等の利用促進についてお話しします。本市では、より多くのみなさまに特定歴史公文書等を利用していただくよう、さまざまな取組みを行っています。今日はそのうちのひとつ、「所蔵資料の中から」という取組を紹介します。これは、特定歴史公文書等に興味を持っていただくため、秋田市の歴史において重要なものや面白い出来事をピックアップし、分かりやすい解説を付けたものをホームページで公開するという企画です。スライドにあるのは「市章決まる」というタイトルで公開したものです。この回では「秋田市徽章市記念日書類」という特定歴史公文書等を活用し、現在も使われている市章が決まる過程を明らかにしました。以上のように、いろいろなテーマのものを公開しておりますので、ぜひ一度ご覧ください。

秋田市のミニマムアーカイブズについては、まだまだ課題が多く、十分な対応ができていない部分もあるのが現状です。それでも、はじめに申し上げましたとおり「箱はなくても中身は充実」させられるよう今後も力を尽くして参ります。

オ『新しい公共』と歴史の記憶

小坂町教育委員会 学芸員（兼）社会教育主事 安田隼人

『新しい公共』と歴史の記憶』と題して、お話しさせていただきます。「新しい公共」と言われて、皆さんは「何のことだろう?」「公共が新しいとはどういうこと?」と感じていると思います。そもそも「公共」とは何でしょうか。「公共」という言葉自体、曖昧で多義的な言葉で、捉えどころがありませんが、民主主義にとって、とても重要な事柄です。「公共」とは、役所が行うサービスや空間ばかりではありません。民間が行うサービスや空間の提供であつても「公共」という場合があります。教育を例にしますと分かりやすいです。学校には公立と私立があります。私立学校が行う教育も「公共」です。多少の例外はあるものの、誰もが享受できるようなサービスであれば「公共」なのです。重要なのは、特定の集団に縛られることなく、社会に開かれた空間であることだと思います。つまり「非排除性」がキーワードでしょう。この事業の主催者である秋田



県公文書館さんも誰もが公文書にアクセスできるような空間と手続きを提供していることから「公共」です。では「新しい公共」という言葉に立ち返ってみましょう。あえて、「新しい公共」としたのは「誰が」この「公共」を獲得したのかということ

に注目したいからです。これまで、ご報告した皆さんも「公共」のお仕事をされています。では、何を守っているのでしょうか。それは、ここに集まっている市民の皆さんが「意志」を守っていると私は思います。さまざまな公文書は、実は皆さんと行政が取り決めて行ってきたことです。そこには良いことも悪いことも記録されているかもしれません。でも、こうした記憶を保存し、良いことも悪いことも改善と反省をとおして未来に活かすために、歴史の記憶は保存されていると思います。私の話の冒頭で「誰」が「公共」を獲得したのかということ議論の話題にしました。つまり「誰が」の部分には、「市民」ということです。重要なのは「市民」の皆さんが自分の意志で獲得したという実感があるかないかです。

一般論的には「市民」が「公共」を自らの意志で作り上げたり、獲得したりしたとは、私自身も含めて言いにくいと思います。ここで言う「新しい公共」とは「市民」が自分の意志で決定していく、獲得していく「公共」という意味です。決して役所の仕事を民間や「市民」に委託しようというものではありません。

具体的な事例について触れます。小坂町では、現在、鹿角市と協働で「鹿角地域文化財保存活用地域計画」を作成しています。この計画は、従来、個別の種類毎に指定されていた文化財を、種類に関わらず関連する文化財を一体的に保存し、活用していくというものです。これまで文化財指定は専門職員やその知見を持った有識者間で指定してきたと言っても過言ではありません。鹿角市と小坂町

は、これを「市民」と一緒に決めていこうとして、この計画を進めています。本当に「市民」の皆さんが、何を大事にしているのかを知って、そのモノを保存・活用していきたいと思ったからです。

次に新型コロナウイルス感染拡大前まで二年間実施した「古文書講座」をご紹介します。これは、秋田県公文書館で実施している「記憶の護り人養成教室」をイメージして実施していました。地域の人で、自分たちの町の資料を保存・活用することで博物館にある資料を自分たちのモノとして認識してもらうことを大きな目的としていました。そして、次第に簡単な古文書を読めるようになり、自分た



ちで整理することで、より自ら「公共」を作りあげられたらいいなあと思っていました。現在、古文書講座は休止状態です。新型コロナの感染予防をしながら皆さんが集まることができるようになってきたので、復活を目指したいと思っています。

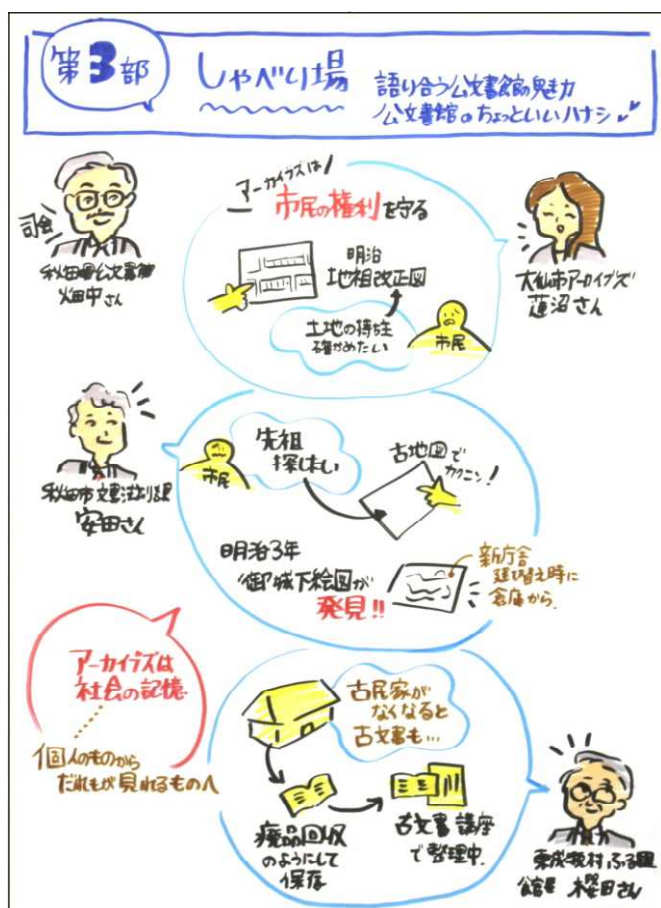
最後に当館の事業ではありませんが、総務課企画財政班が実施しているクラウドファンディングをご紹介します。新型コロナの影響で小坂鉄道レールパークの宿泊施設「ブルートレインあけぼの」は営業休止状態になりました。この間の劣化や電気設備の不良もあり、営業ができていません。営業再開のためにクラウド・ファンディングをしています。

現在、達成まであと一六・六%です。小坂町以外の多くの方が、このブルートレインあけぼのの再開を望んでいることがわかります。こうしてみると、地域の中にとくと見逃しがちな魅力は、実はたくさんあることがわかりました。これもひとつの「新しい公共」のかたちだと思っています。寄附というかたちで自らの意志を表明し、何かを守り、次世代に継承していく決意があります。

まとめになりますが、博物館が扱う資料は、ほとんどが過去のモノや記憶です。そして、過去のモノや記憶を未来に継承していくのが、仕事です。「公共」とは、必ずしも現在の人だけに開かれたものではありません。まだ見ない次世代の人にも開かれていると思います。そのまだ見ない人たちのために、現在の人たちが「公共」を獲得し、作り上げていくことが必要なのではないでしょうか。

〔3〕第三部 しゃべり場「語りあう公文書館の魅力」

「Akita Archives Fes 2023」の第三部はパネルディスカッションである。テーマは「夢見るアーカイブズ」で、パネラーは秋田市総務部文書法制課 安田忠市氏、大仙市アーカイブズ副主幹 蓮沼素子氏、小坂町教育委員会 安田隼人氏、東成瀬村ふる里館長 櫻田隆氏が務め、司会は当館畑中が務めた。以下、登壇者の方々と司会者による話の全容を記す。



〔司会〕

第三部 しゃべり場アーカイブズは「アーカイブズのちょっとしたいい話」「記憶と記録を残すということ」「未来に向けて」この三つのテーマで三十分間語り合います。

世界一の公文書館であるアメリカ国立公文書館の建物の前にある二つの石像の台座には「Study the Past (過去に学べ)」と「What is Past is Prologue (過ぎ去りし過去は未来への序章である)」しゃべり場を始めるにあたり、会場の皆様に公文書館のスピリットを紹介しました。それでは最初に、大仙市アーカイブズの蓮沼様「大仙市アーカイブズのちょっとしたいい話」をご披露していただきたいと思っています。

〔蓮沼〕

アーカイブズには、様々な存在意義があると思いますが、その一つは市民の権利を守ることだと思っています。そこで「ちょっとしたいい話」を紹介します。

先日、ふらっと来館された方が、最初は「見学です」と仰っていたのですが、次第に慣れてきたのか、土地や戸籍に関する書類を持ってきて自分の土地が実はちよつとよくわからないので教えて欲しいと話してくれるようになりました。

お話を伺っていると、明治二十二年（一八八九）の合併前の村の名前を始めとして、過去と現在では土地の名前が異なっていたりします。大仙市アーカイブズでは過去の地名が書かれた資料を所蔵し



ており、それを現在の地図と合わせて、探している土地を見つけ、大変喜んでくださいました。所蔵資料が市民の権利を守る。これがアーカイブズの重要な役割の一つだと思います。

【司会】

続きまして、秋田市文書法制課の安田様お願いします。

【安田忠市】

はい。私どもの「ちよつといい話」は二つあります。

一つは先祖探しのお手伝いです。文書

法制課にも県内外から先祖探しを目的に来館される方が結構いらっしゃいます。戸籍が頼りになるのですが、記載されている住所を探すのが大変です。しかし、所蔵資料から、だいたいこの辺りではないかと教えてあげると、すぐ行ってみますと喜ばれます。そうなるこちらも嬉しくなります。

それから、もう一つは、今年度秋田県公文書館で開催された企画展「アーカイブズのチカラ 前期展」に出品した明治三年（一八七〇）の久保田城下絵図です。この絵図は秋田市役所新庁舎建設に伴い、旧庁舎の地下書庫を整理した際、片隅に立てかけてあった絵図です。明治四年（一八七一）が廃藩置県ですので、この絵図は藩政時代最後の絵図ということになり、非常に貴重だということが分かりました。

【司会】

ありがとうございました。地域の公文書館は、学校教育で学ぶ徳川幕府がとか、明治政府がとかいう国家レベルの歴史資料を収蔵する施設ではなく、自分たちの地域の歴史資料を保管する施設であり、心のよりどころになる所であるということが蓮沼さん・安田さんの事例から言えることだと思います。

次に記憶と記録を残す、これはどういうことを考えましょう。先祖から受け継いできた古文書は、自分の家だけの記録ではありません。今年度、公文書館では自治体と連携しての展示を実施しました。東成瀬村からは猫絵の掛軸が出品されました。猫絵の掛軸は、



かつて東成瀬村が養蚕地帯だったことを物語るものです。蚕

を食ベにくるネズミの天敵が猫で、猫絵の掛軸は猫への崇敬を物語ります。公文

書館には東成瀬村で高品質の生糸を作り

出そうと奮闘した男たちの記録があります。明治十六年（一

八八三）雄勝郡で生糸の品評会が開かれ、二等賞を獲得し

た平良直松が初代東成瀬村の村長になるわけです。

地域に伝わる古文書は地域社会の記憶です。その古文書が公文書館に寄贈さ

れ、誰でも見るができるようになるということは、個人の記憶が社会の記憶になるということです。これが公文書館、すなわちアーカイブズの役割といえます。

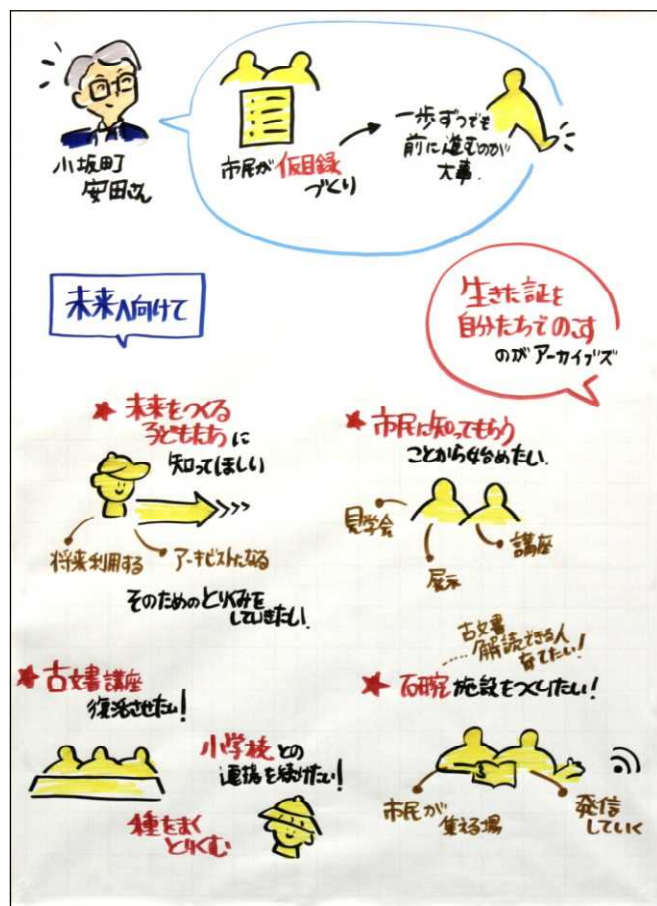
現在、秋田県公文書館では、古文書を整理できる人材の育成に取り組んでおります。しかし市町村の中には、地域の古文書を地域の方々が整理する取り組みを行っているところがあります。その事例について最初に東成瀬村ふる里館長の櫻田様よりお話し願います。

「櫻田」

東成瀬村では、住宅の建て替えや取り壊しなどで捨てられる埃だらけの不用品にも、村の歴史や生活を伝えるものだから「処分するときは必ず連絡してくれ」と呼びかけております。実は猫絵の掛軸も、その他多くの掛軸や古文書等と一緒に処分される寸前でした。

また村のある個人宅には、秋田藩領と仙台藩領を結ぶ街道の通行手形や役所からの文書等が大量に保存されていました。五年間交渉し、やっと借りることができました。しかし村には古文書をすらすら読める人が見当たりませんし、研究者に依頼する予算もありませんでした。そこで村では、村の中で村人が自ら学びながら古文書を整理し、未来へ引き継ぐべきという考えに至り、村の生涯学習講座に受講料無料の古文書教室を開設しました。

そして村では「ふるさとの文化財再発見事業」を立ち上げ、古文書解説に強い興味を示してくれた四名を雇用し、秋田県公文書館で



実施している「記憶の護り人養成教室」を受講してもらいながら、村の古文書整理を続けてもらっています。

〔司会〕

続きまして小坂町の安田様お願いいたします。

〔安田隼人〕

先ほど報告の中で少しお話ししました小坂町の古文書講座は、最終的には古文書の整理を町民がやることにあるのですが、現在は休止

状態です。しかしその活動を通して、小坂町立博物館所蔵資料の仮目録を作成することができました。これは一つの大きな成果だったと思います。

私どもの博物館の年間の入館者数は三千から四千人ぐらいですが、毎回展示を見にくたさる熱心なファンもいらつしやり、その数は年々増えています。地道な活動により、半歩ずつでも前に進んでいることを実感しています。小坂町には、寝台特急あけぼの号とかディーゼルカーといった鉄道遺産というイメージがあるのですが、鉄道資料の保存も、鉄道保存会の方々が鉄道資料の車両の塗装や修繕を行う活動をしています。小坂町の方のみではなく、県内県外の方も所属しており、月一回のペースで活動しています。

〔司会〕

地域住民の方々が自分たちの地域の古文書を整理し、保存しようという動きは、秋田市から北と南に遠く離れた小坂町と東成瀬村で起こっており興味深いところです。櫻田様・安田様の話を聞いていますと、資料保存運動というのは、先祖たちが生きた証拠痕跡を現在の私たちの手で永遠に残す取り組みだと言えると思います。

それでは、しゃべり場最後のテーマに移ります。本日のイベントの全体のテーマは「あすへ語りつなごう！秋田の未来」ですが、「語りつなごう」のがアーカイブズの役割であるという認識を本日ご参会の皆様ともつことが、このフェスを開催したねらいということにな



ります。

それでは、未来に向けて、各館が「これから取り組んでいきたいこと」について、精神性、又はスピリッツを一人二分間でお話しくださるようお願いします。

〔蓮沼〕

私の経験を一つお話しします。平成二十五年（二〇一三）一月、イギリスの国立公文書館へ行ったときのことです。そこで小学生のクラス単位の団体さんが見学に来ていました。入口で児童が集まっております、先生が彼らに「アーカイブズを知っていますか」と尋ねると、皆「知っている」と言うのです。私はこの場面を見て本当に驚きました。その後大仙市ア

ーカイブズに職を得ましたが、就職直後に一番思ったのは、地域の記憶や記録をつないでいくのは子どもたちの役割だということです。子どもたちに地域のことを知ってもらって発信してもらい、それを未来へ伝える取り組みを実施したいと考えています。

子どもたちには、まず学校の授業や子供向け講座で来館してもらいアーカイブズを知る。そして何年後に、その子たちが高校生になって再び授業等で来館する。更に年月を経て、今度は自分でアーカイブズを利用する人になる、又はアーキビストを目指すといった感じで、未来へつなげていきたいと思っています。

〔安田忠市〕

秋田市では、市民の皆さまにまずは業務内容を理解してもらうことが大事だと考えています。資料の公開やホームページでの公開を積極的に行っていききたいと思っています。資料閲覧室や施設見学会を行って参りたいと思っています。講座、学習会なども進めなくてはならないと思っています。

〔安田隼人〕

二つあります。一つは休止している古文書講座を再開させたいです。もう一つは町立博物館の資料を使った小学生に対する授業を拡張したいと思っています。小学校三年生の授業単元に「昔の暮らし」があり、博物館ではアイロン・手回し洗濯機・氷の冷蔵庫などを使



▶登壇している櫻田館長を励ます東成瀬村大応援団



▶Fesを記録する平元氏

用して、当時の暮らしを体験するような授業をしています。これからは三年生だけではなく、他の学年にも広げてゆきたいと思っています。

〔櫻田〕

東成瀬村には公文書館はありませんが、古文書の初心者が気軽に立ち寄り、村の歴史を学び調べるような施設にしたいと思っています。

ます。また、解説を進めている資料の情報を分かりやすく発信したいと思っています。古文書の解説作業により新しい視点からの価値が加えられ、村の文化財に指定されようとしている例があります。やはり古文書をきちんと読み、整理できる人たちが居ることによって、新しい価値を生み出すことができると考えております。

〔司会〕

会場の皆様、客席後ろをご覧ください。「先生張って！東成瀬村ふる里館婦人会」の大きな横断幕が掲げられております。村の皆様ありがとうございます。

最後に秋田県公文書館ですが、これから取り組んでみたいことは…今まさに開催している「Akita Archives Fes 2023」の、この風景を日常のものにしたいと考えております。くずし字を覚え、古文書を読むには、人生すべてを賭けるぐらいのエネルギーが必要です。しかし、古文書を読めるようになると、紙に文字を書いて残そうとした先人たちの息遣いを感じ取ることができ、今を生きる自分の血となり肉となるような実感が沸いてきます。この感動を県民の皆様と公文書館は共有したいです。

(4) 館長挨拶

「Akita Archives Fes 2023」の最後は、館長渡辺美伸が次の挨拶をして閉会した。

本日は秋田県公文書館三十周年特別企画「Akita archives Fes 2023」にご来場いただきまして、誠にありがとうございます。公文書館という施設、アーカイブズという言葉はまだまだ県民の皆様には馴染みが薄いのではないかと考えております。本日は三十周年の特別企



画として、出張展示とトークライブを行いました。公文書館にとっては初の試みも多かったのですが、当館職員の大変熱い思いがこもったイベントとなりました。このイベントをこの場所で皆様と共有し、そしてこの熱い思いを少しでも皆様にお伝えできたことを心より嬉しく感じております。

公文書館、そしてアーカイブズの機能が県内の市町村に少しずつではありますが、確実に広がっていることを大変心強く感じております。今後も互いに協力しながら、さらに広めていく努力を続けていかなくてはならないと考えております。

本日も協力くださいました秋田市・大仙市・小坂町の職員の皆様、それから東成瀬村ふる里館の櫻田館長様、そしてこの進行を会場の左側にグラフィック・レコーディングで描いてくださいました秋田ファシリテーション事務所平元様、お礼を申し上げます。本当にありがとうございます。職員一同、今後もこのような催しを通して、公文書館の魅力をお伝えしていきたいと考えております。

最後になりますが、年月を重ね受け継がれてきた秋田の記憶を、それぞれの地域が受け継いでいくことで、皆様の、そしてこれから先のずっとと先の県民の皆様に対しても、アーカイブズが役に立てることを心より願ひまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。



三十周年記念事業についての広報は（表11）のとおりである。

〈表12〉公文書館開館30周年記念事業 広報一覧

名称	掲載媒体	掲載日	掲載コーナー
[記事]「県公文書館30周年記念」	秋田魁新報	5月14日	ニュースの「つぼ」
[記事]「始まりは巨大絵図の発見」	秋田魁新報	6月7日	文化欄
[展示]アーカイブズのチカラ ーおらだの記憶展in東成瀬村ー	広報ひがしなるせ	3月20日	みんなの広場コーナー
	秋田魁新報	4月19日	情報コーナー
	広報ひがしなるせ	4月20日	折込チラシ
	秋田魁新報	5月12日	地域情報(県南)
	広報ひがしなるせ	5月22日	みんなの広場コーナー
[展示]「出羽一國御絵図」展示会	秋田魁新報	6月7日	イベント情報
	秋田魁新報	6月7日	情報コーナー
	ABS	6月8日	夕方のニュース
	AKT	6月9日	夕方のニュース
	秋田魁新報	6月9日	社会面
	朝日新聞	6月9日	地域情報(秋田)
[展示]アーカイブズのチカラ ーおらだの記憶展in大仙市ー	秋田魁新報	6月7日	学芸館
	秋田魁新報	6月21日	情報コーナー
	秋田魁新報	6月24日	地域情報(県南)
	大仙市アーカイブズ ニュースレター No.17	6月30日	市町村チラシ
	秋田魁新報	7月26日	情報コーナー
	秋田魁新報	8月2日	地域情報(県南)
	秋田魁新報	8月15日	地域情報(ワイド)
[展示]アーカイブズのチカラ ーおらだの記憶展in横手市ー	横手市	8月1日	市報よこて
	秋田魁新報	8月16日	情報コーナー
	秋田魁新報	8月16日	地域情報(県南)
[展示]アーカイブズのチカラ(前期展)	秋田魁新報	8月23日	情報コーナー
	秋田魁新報	9月22日	地域情報(秋田市)
[展示]アーカイブズのチカラ(後期展)	秋田魁新報	9月27日	情報コーナー
	秋田魁新報	10月13日	ふきのとう
[マンスリーブリーフィング](広報広聴課) (Akita Archives Fes 2023)	秋田魁新報	10月25日 (実施日)	
	北羽新報		
	読売新聞		
[イベント]Akita Archives Fes 2023	秋田県	9月1日	あきたびじょん
	秋田市	10月20日	広報あきた
	秋田魁新報	10月25日	情報コーナー
	全史料協HP	10月27日	情報掲示板
	北羽新報	10月27日	(3)
	秋田魁新報	10月31日	社会面(27)
	秋田魁新報	10月31日	地域情報
	秋田魁新報	11月1日	中心市街地イベントカレンダー
	秋田魁新報	11月2日	北斗星
	秋田魁新報	11月4日	社会面
	読売新聞	11月7日	秋田版

おわりに

以上本報告では、令和五年度に開催した秋田県公文書館開館三十周年記念事業の全容について述べた。

事業の展示・イベント全てにおいて職員一丸となって取り組んだ感があるが、実施したことで得た成果は、次の三点に集約することができる。

第一は市町村との連携である。本事業を通して、小坂町・能代市・由利本荘市・秋田市・大仙市・横手市・湯沢市・東成瀬村の職員の方々とは関係を深めることができた。本事業を実施する上で築き上げた関係を今後も大切にしながら、更に県と市町村の連携を強め、新たな事業を展開していきたい。

第二は公文書館の新たな魅力を提供できたことである。従来、公文書館の県民向け事業といえば、古文書解読教室や県政映画などのイベントと館の特別展示室で催す企画展であろう。しかし三十周年事業では、外部会場を使用しての「出羽一國御絵図展示会」や「Akita Archives Fes 2023」を実施した。これらは従来の本館のイメージではなく、しかも「Akita Archives Fes 2023」のような大きなイベントは、他県においても開催例はない。それだけに、県民に対し、新しいアプローチで本館の存在をアピールすることができたのではないかと思われる。

そして第三は、アーカイブズの存在意義について思いを巡らす県民が増えたことではないかという点である。アーカイブズとは、紙・写真・映像などの記録媒体に行為の痕跡が留められた記録のうち、組織や社会に共有されたものである。ある時代の出来事が書かれた資料があったとしても、誰も見ることができなければアーカイブズにはならない。

平成五年（一九九三）十一月二日本館が開館し、以来三十年、公文書及び古文書の記録資料保存の動きは、大仙、横手へと広がりを見せた。また昨今では、地域住民が地域の歴史資料保存運動に取り組んでいる自治体も見られる。今後、本館は資料整理を行うことができる人材の養成を進め、自分たちの過去を自らの手で保存し、公開することに喜びと生きがいを見出すような人材群を輩出したい。

註

（１）スー・マケミッシュ他（編）安藤正人他（訳）『アーカイブズ論―記録のちからと現代社会―』明石書店、令和元年

（２）本館の展示におけるDXの活用については、一関修二「報告企画展におけるDX作戦について」（『秋田県公文書館研究紀要 第二十九号』令和五年）を参照のこと。

（３）古文書班「出羽一國御絵図（正保出羽国絵図控）複製について」（『秋田県公文書館研究紀要 第二十二号』平成二十八年）

- (4) 本館で開催している「記憶の護り人養成教室」では「古文書整理の原則」として、次の五点を徹底している。①「出所の原則」ある家の文書と他の家の文書を混ぜ合わせてはいけない。②「原秩序尊重の原則」ある文書群が実際に現用文書として使われていた時の配列状態（原秩序）をできる限り尊重して整理する。③「現状記録の原則」ある文書群を整理する際、整理される直前の状態（現配列）を記録する。④「平等取り扱いの原則」文書群の中から整理しやすいもの、内容の面白そうなものだけをピックアップして整理してはならない。⑤「原形保存の原則」袋や包紙などによる一括状況を記録する。また文書の折り目もそれ自体大切な情報として捉え、整理封筒に入れる際、消さないようにする。
- (5) 前掲註(2)
- (6) Akita Archives Fes 2023 の観覧者数は、チラシの配布枚数から採った数字であり、実際の観覧者は倍以上である。
- (7) 国立公文書館・国際交流・一国際公文書館会議(ICA)
<https://www.archives.go.jp/about/activity/international.html>
- (8) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本の文書館運動―全史料協の二〇年―』岩田書院、平成八年
- (9) 「出羽の大古地図 秋田県庁倉庫から発見」(昭和二十五年十一月十九日『河北新聞』)
- (10) 昭和二十五年「県庁所蔵貴重資料展関係書類」(930103-50459)
- (11) 田口勝一郎「山崎真一郎氏の秋田地方史の研究」(秋田姓氏家系研究会編『あきた史記 歴史論集四』秋田文化出版株式会社、平成九年)
- (12) 柴田知彰「昭和戦後秋田県の文書管理と史料保存利用運動―昭和二〇年代・三〇年代―」(『アーカイブズ学研究』二八、日本アーカイブズ学会、平成三十年六月)
- (13) 昭和三十一年「県史関係綴」(930103-50472)
- (14) 山口啓二「国の文化財に申請へ県所蔵の「出羽一國御絵図」」(昭和三十三年五月二十六日『秋田魁新報』)
- (15) 「山崎真一郎宛山口啓二書翰」(山一八七)
- (16) 前掲註(8)三九二頁
- (17) 田口勝一郎「ことしの県史学会」(昭和三十三年十二月二十二～二十三日『秋田魁新報』、田口勝一郎「秋田県歴史学会の歩み…一九五九年を中心に…」(『出羽路』第一〇号、秋田県文化財保護協会、昭和三十五年、三九頁)
- (18) 「弔辞(秋田県知事 小畑勇二郎氏)」、「弔辞(秋田県会議長佐藤善治郎氏)」(秋田県文化財保護協会『出羽路』第一八号、昭和三十八年)
- (19) 「本会副会長山崎真一郎氏逝く」(『出羽路』第一七号、秋田県文化財保護協会、昭和三十七年、三頁)
- (20) 柴田知彰「昭和戦後秋田県の文書管理と史料保存利用運動」(『アーカイブズ学研究』二八、日本アーカイブズ学会、平

成三十年六月)

- (21) 前掲註(8) 三九四頁
- (22) 今村義孝「秋田に文書館をむしばまれ散逸している史料」
(昭和四十二年九月十二日『秋田魁新報』)
- (23) 『日本の文書館運動』三九四頁
- (24) 「秋田県公文書館設立の経緯」主要な経緯と関連書問題の考察
「」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、平成七年、二頁)
- (25) 前掲註(8)

〈資料紹介〉

秋田県庁文書群「公務控」(慶応四年一月～八月)(930103-11220)

畑 中 康 博

令和五年度公文書館講座「記憶の護り人養成教室」受講者

はじめに

「公務控」は秋田藩から秋田県に引き継がれ、平成五年(一九九三)秋田県公文書館の開館に伴い、県庁から移管された十六点の資料である。年代は慶応四年・明治元年(一八六八)から明治四年までであり、明治時代の秋田藩を知る上で貴重である。

本紀要では「公務控 明治元年戊辰」(930103-11220) 縦帳二百五十四丁のうち、慶応四年(一八六八)一月十一日から八月十九日までの百十九丁を紹介する。内容は太政官と秋田藩とで交わされた文書が記載されており、徳川慶喜追討命令から秋田戊辰戦争に至る過程を時系列で知ることができる。

資料の翻刻と校正は、令和五年度「記憶の護り人養成教室」受講者である朝野明子・阿部晃三・遠藤正彦・菊池眞市・黒澤美鈴・佐

々木彦一郎・庄子安典・地主泰子・柴田喜久子・柴田良子・鈴木充・畑中智春・藤原ユミ子・古谷眞紀子・松田采葉・山口弘靖が行い、当館職員畑中康博が監修した。

翻刻にあたり、読みやすさを考慮し次の方針を採用した。
文章には句読点を付した。文字は基本的に常用漢字を用いたが、著しく雰囲気が変わる文字や人名については旧漢字を用いたものもある。日付は内容の日付と混同を避けるためゴシック体にした。闕字及び平出は、いずれも全角一字空きで示した。割註は「」、頭註は*で示した。記載者の明らかな誤記については〈ママ〉をつけ、推定できるものについては〈〇〇カ〉とした。朱書の箇所には〈朱書〉と記した。抹消符が記された箇所は、判別できる限り解読しⅡで記した。判読不能の文字は□で記した。また空白の箇所には(空白)と表記した。

〔表紙題簽〕

明治元年戊辰 自正月〜十二月

公務 控

西京^{〔朱書〕}

慶応四戊辰 正月十一日

御用召ニ付、長瀬兵部参 朝仕候処、於虎ノ間坊城侍従殿ヲ以御渡之御書附左ニ

佐竹右京大夫

兼テ被 召設候儀は、全公平衆議ヲ可被為採 思召之所、豈図ンヤ突然干戈ニ至リ、終ニ大号令被發候通ニ付、各国力相応人数引纏、速ニ上京可有之御沙汰候事。

但、危急之御時節ニ付、速ニ上京勿論ニ候ヘ共、路程遠近モ可有之候事故、凡之所在京重役或ハ留守居共見込之趣可申出、其上 御沙汰之旨モ可有之。尚又当主所労等ニテ上京難致向は、名代又ハ家老之者可差出候事。

正月

西京^{〔朱書〕}

戊辰 正月十五日

参興^{〔与〕}御役所ヨリ御呼出ニ付、長瀬兵部出頭致候処、御渡之御書附左ニ

佐竹右京大夫

就徳川慶喜叛逆為追討、近日官軍自東海・東山・北陸三道可令進發之旨被 仰出候ニ付テハ、奥羽之諸藩宜知尊 王之大義相共謀、援六師征討之勢旨御沙汰候事。

正月

西京^{〔朱書〕}

戊辰 正月十六日

岩倉前中納言殿ヲ以、御内々平田大角工御渡相成候 御内勅之趣左ニ

秋田中將工

就徳川慶喜叛逆為追討、近日官軍自東海・東山・北陸三道可令進發之旨被 仰出候。其藩東北雄鎮奕葉名家、深知尊 王之大義者然。奥羽之諸藩未弁君臣之分者往々有之、其藩宜鼓舞之相共謀、可援六師征討之勢之旨、御内々 御沙汰候事。

追テ大小藩可有登京旨、先般被 仰出候ヘ共、右応援戮力之向不及其儀、各在国蓄兵力備糧食可被專軍国之務候也。

正月

西京^{〔朱書〕}

辰正月中於京都御家老真崎兵庫御請奉申上候趣左之通

今般御内意之趣承知仕奉畏入候。抑 朝廷御復古之折柄叛逆之者有之、奉悩 宸襟候段、於私共モ深奉恐入候。就ては右京大

夫儀、年来国役多端領内疲弊ニ及ヒ、此節微力ニ罷在候得共、旧来大祿ヲ賜、厚ク奉蒙 御国恩居候儀ニ御座候得は、聊報恩之為、羽州一国之儀は速ニ恭順欽奉候様可仕候。乍去元来遠境之儀、王化之未及兼候向々は教諭鎮撫ヲ加ヘ可申。若又順服不仕候者於有之は、断然討伐モ可仕候。尤国内勤 王之諸藩は大小二不拘、夫々談合可仕候。総て今般正明寛大之 御仁政難有奉敬承候儀ニ御座候得ハ、御趣意ニ違ヒ不申様精勤可仕候。右ハ大事件之儀ニモ御座候得は、早々右京大夫え申遣、追て委曲申上候様可仕候得共、右之趣不取敢私ヨリ御請奉申上候。以上

正月

御名家老
真崎兵庫

西京^{（宋書）}

正月廿八日於京都真崎兵庫殿より 御所え差出候御書付左之通

会津容保今度徳川慶喜之反謀ニ与し錦旗え炮発、大逆無道可被発征討軍候間、仙台公一手を以本城襲撃、速ニ可 奏追討之成功旨被仰出候。随て右京大夫ニおゐても、兼て被 聞召候義も有之候付、供に勉励応援可 奏成功旨 御沙汰奉畏候。然るニ会津之義は隣国とハ乍申、行程九拾里相隔、且つ羽州之義は雪深之土地ニて三月中旬ニ無御座候てハ馬足不立、就てハ兵器其外兵糧之軍送難渋至極有之、猶更先日奉申上候通、羽州一国如何様共鎮撫仕度申上置候処、数拾里之外ニ応援差出候。其上

一国之鎮撫両様行届候義如何可有御座候哉、甚夕以心痛至極奉存候。併 御沙汰之旨、仙台公一手ニて追討手ニ余り応援申越候節ハ人数差出候義ニ御座候哉、如何相心得可然哉、速ニ右京大夫え申達度、差 向御下知之程奉願候。委曲平田大角演說ニて奉申上度 御聞揚被成下度奉存候。

正月

真崎兵庫

正月廿六日平田大角を以差出候所、御落手ニ相成、今日御談合無之二付、明後廿八日罷出候様御差図之趣ニ御座候。

西京^{（宋書）}

兼て被 召設候儀之被仰出候付此方様より被仰立左之通

右京大夫国力相応人数引纏、速ニ上京可有之御沙汰之御旨早速国許え可申達候。猶又危急之御時節速ニ上京勿論ニ候得共、路程遠近も有之事故、見込ミ可申上奉得其意候。右京大夫国許之儀は至て遠国陸地、且積雪三月ニ無御座候てハ消払にも相成不申、往返甚夕隙取、此度 御沙汰之御旨早打を以申達候得共、北国通越後路より雪深、馬駕籠通行難相成、日数廿日余り無之てハ着不相成。夫より評議人数引纏出発にても、雪途之行進軍手間取可申、併重太之御用筋故、精々相急候ハ素より之儀ニ御座候得共、当三月中旬ニ無御座候てハ上京仕間敷哉と奉存候。此段御届申上置候。

征伐御下向之御方々

西京^{（朱書）}

今度慶喜以下賊徒等 叡断を以 御親征被 仰出候。就ては軍議 御決定被 仰出候 御旨趣可有之候間 御沙汰次第奉 命馳集るへく旨被 仰出奉畏候。早速右京大夫之可申達候。此段御請申上候。以上

二月

秋田中将家老
真崎兵庫

諸国御警衛其外持場、当時出兵等之人数一切無御座候。在家兵隊其外人数之儀は、国許え申達取調之上追て可申上候。此段御請申上候。以上

二月

秋田中将留守居
長瀬兵部

西京^{（朱書）}
三月十日鈴木三郎太郎を以大政官代え左之通申立

使者一門家老
小野岡右衛門
先般より被仰出候趣御名——於国許奉拝承、右為御請不取敢上京、昨九日上着仕候。依て此段御届申上候。以上

三月十日

秋田中将留守居
長瀬兵部

使者一門家老

小野岡右衛門

先般より被仰出候趣御名——於国許奉拝承、右為御請不取敢上京、昨九日上着仕候二付 天機窺之儀御内慮奉伺候。已上

三月十日

秋田中将留守居
長瀬兵部

右申立候所、追て御沙汰可被成被仰渡、十三日 大政官代より御呼出にて鈴木三郎太郎罷出候处、御内慮伺之通、日限随意可被伺之段浅井左近を以被仰渡候。

三月十四日

大政官代え長瀬兵部同道にて右衛門殿 御使者被相勤候处左之通
今度慶喜以下賊徒等 叡断を以 御親征被仰出候。就ては軍議御決定被仰出候御旨趣可有之候間、御沙汰次第奉 命馳集るへく旨被仰出奉畏候。依之一門家老小野岡右衛門為指登、右御請申上候。此旨宜御執奏奉願候。以上

二月六日

秋田中将

就徳川慶喜叛逆為御追討、近日官軍自東海・東山・北陸三道可令進発之旨被 仰出候。付ては奥羽之諸藩宜知尊 王之大義相共謀、援六師征討之勢御沙汰之旨奉畏候。尚又其後御内命被為在候二付、家老真崎兵庫見込之次第申上候通、今般御復古之折

柄、叛逆之者有之奉悩 宸襟候段深奉恐入候。然は年来国役多
端、領内疲弊ニ及候得共、厚奉蒙御 国恩居候儀ニ御座候得は、
羽州一国之儀ハ素より其外共速ニ恭順欽奉仕度、不取敢使者差
出、夫々談合為仕罷在候。総て今般正明寛大之御仁政難有奉敬
承候儀ニ御座候得は、奉違背候者も有御座間敷、依てハ右挨拶
形取纏、追て言上可仕候。若又順服不仕向は、勤王之諸藩申合、
断然討伐可仕候。此旨一と先以使者御請奉申上候。以上

二月六日

秋田 中将

先般より被仰出之趣奉拝承、右御請使者一門家老小野岡右衛門
為差登申候。就右奉窺 天機候。此旨宜御執奏奉願候。以上

二月六日

秋田 中将

井

一 浦井雅楽頭被止入京官位候事

井

一 小野岡右衛門殿東着之御届より御使者清達生之通

三月十四日軍務局え鈴木三郎太郎を以、左之通御届致候

当二月三日被仰渡候在家兵隊別紙之通相備置 御沙汰次第繰出
候積ニ御座候。此段御届申上候。已上

三月

秋田中将家来
長瀬 兵部

覚

一 軍将壱人

一番頭貳人

一 兵士以下輕卒迄七百九拾人

右之内西洋隊も指加申候。以上

三月

秋田中将家来
長瀬 兵部

（朱書）
辰三月十四日

右之外御続之堂上方え御使者被相勤候向々左之通

三 條 様

中 院 様

高 倉 様

滋 野 井 様

飛 鳥 井 様

野 宮 様

久 世 様

愈御康健珍重奉存候。然は此度為伺 天機一門家老為差登候間、
時候御見舞以使者申述候。

三月

佐——一門家老
小野岡右衛門

一阿州様より参候奉札三通之趣

但、京都表より被指下候分

以手紙致啓上候。然は淡路守様御儀、今般御家督被蒙 仰、去
ル二日御参 内被成、右御礼無御滞御申上被成、重畳難有仕合
被 思召候。右為御知各様迄宜得御意旨被仰付、如此御座候。

三月

阿州様

伴 剛大夫

合田 左源次

林 栄次郎

佐竹右京大夫様

御留守居中様

以手紙致啓上候。然は淡路守様御儀、今般於大政官代議定職刑
法事務局輔被為蒙 仰難有被思召候。右為御知各様迄宜得御意
旨被仰付如此御座候。以上

三月

上書右同断

以手紙致啓上候。然は淡路守様御儀、去ル八日阿波守ニ 御遷
任被為蒙 仰難有被思召候。右為御知各様迄宜得御意旨被 仰
付、如此御座候。以上

三月

西京（朱書）

一三月廿八日弁事御役所之左之通御届、鈴木三郎太郎差出候

江戸開成所之拔擢又ハ雇ニ相成居候者名元取調、早速弁事 御
役所之申上候様御達ニ付、其筋相調候处、御名家来ニハ老人も
差出シ置不申、此段御届申上候。以上

秋田中将家来

長瀬兵部

一過日御達ニ相成候在京之人数左之通

覚

一惣人数 五拾三人

一在京役人 拾六人

一当时役人 五人

一輕輩 三拾人

右は在京分人数等如斯御座候。以上

三月

秋田中将家来

長瀬兵部

辰 三月廿九日

弁事御役处より固場通行御印鑑御渡ニ相成候左之通

右之者帰国ニ候間、固場所無滞通可為致事。

秋田中将家来

長瀬兵部

弁事

伝達所印

秋田中將家来
石井 定之進

右之者帰国ニ候間、固場所無滞通可為致事。

弁事

伝達所印

〔朱書〕
西京

四月二日於京都御窺之趣

先般被 仰渡候貢士之儀は、主人用向之節交代奉願候は、被為
濟置候哉、尚住所被下置候哉、此段御内慮奉伺候。已上

四月二日

秋田中將家来
長瀬 兵部

右え御付札を以被仰渡左之通

主人用向之節交代不苦、住所は不被下候事。

〔朱書〕
西京

四月五日於京都被指出候御書面左之通り

先般より被仰出之儀、猶又 御内命之趣、為御請此度一門家老
小野岡右衛門為指登、先頃委細奉申上候通、主人右京大夫儀領
内疲弊之折柄ニは候得共、叛逆之徒奉悩 宸襟候段深奉恐入、
羽州一国之儀ハ素より其外共、速ニ尊 王之大義各国貫徹ニ相
成、孰れも恭順欽奉仕候様使者指出、夫々談合為仕罷在候所、
此間亀田侯・本庄侯より以使者 朝廷御沙汰之趣、一藩挙て奉

告愈以 朝命感戴奮励可仕之段申越候趣、從国許申達候故、諸
藩挨拶形追て取纏言上可仕候得共、不取敢一ト先私より奉申上
候。已上

四月

真崎 兵庫

一同月中於同所被指出御届書左之通

右京大夫次郎並家族共、去冬中江戸表引払、国許ニ罷在候。家
来定府之向も、追々国元え指下候得共、跡取締之向は未引払不
申も難斗、此度御趣意之旨速ニ申達、早々国元え可指下此段一
ト先御届奉申上候。以上

四月

御名家来
村瀬 清

〔朱書〕
西京

戊辰 四月十四日

太政官ヨリ御呼出ニ付、鈴木三郎太郎出頭致候处、松尾伯耆ヲ以
御渡之御書附

佐竹右京大夫

今般箱館裁判所御取建、総督・副総督等被差置候。付テハ其藩
并南部・津輕・松前四藩工同所警衛被 仰付候。以後追々蝦夷
地開拓之儀被 仰出候間、新規御企之儀別テ御大切ニ候條厚相
心得、冗兵ヲ省キ精兵ヲ以規則堅固ニ相立、総テ不締無之様可

致忠勤 御沙汰候事。

但、元奉行預り金穀倉廩等封印付置、総督下向迄右藩々申合
取締可致置候事。

四月

西京^{（朱書）}

四月十六日

一 蝦夷地御警衛御蒙二付一ト先御請、太政官代え差出書牒左之通
今般箱館裁判処御取建、総督様・副総督様等被指置候二付ては、
四藩並右京大夫え同処 御警衛被 仰付、以後遂ニ蝦夷地開拓
之義被 仰出候間、新規御企之義、別て御大切ニ候条厚相心得、
冗兵を省き、精兵を以規則堅固ニ相立、総て不締無之様可致忠
節 御沙汰之趣奉得其意、早速右京大夫え可申達候得共、昨年
幕府え領分返納仕候節人数等も無残引払候義ニ御座候得は、此
度之 御沙汰ニ付、速ニ箱館表え人数指出可申候間、同処着之
上御指揮被成下候様奉願候。此旨奉申上候。以上

四月

村瀬 内 清

四月廿四日

一 太政官え貢士之御届差出候趣左之通

秋

平田 延太郎
照嶋 啓助

右は貢士ニて昨廿三日上着仕候間、此段御届奉申上候。以上

四月廿四日

村瀬 清

四月廿七日

一 太政官弁事伝達所え差出候伺書左之通

此度為貢士平田延太郎・照嶋啓助差出候所、延太郎儀徴士被
仰付候ニ付ては、右代之者着出可申候哉此段奉伺候。此以上^{（差力）}

四月

村瀬 清

此付札只今被下置候^{（朱書）}

伺之通今一人指出し候様可仕候。

西京^{（朱書）}

四月廿七日於京都被指出候御願書

今般蝦夷地 御開拓之儀被 仰出奉畏候。此程御届奉申上候通、
先年徳川家より配当ニ相成候マシケ・ソウヤ・リイシリ・レフ
ンシリ之四ヶ所、去卯三月中返地、其節人数等も引払候儀ニ御
座候。然は此度又々御警衛被仰付、猶開拓之儀も厚相心得候様

御沙汰二付ては、返地後年歴不相立、土地人気合も互二相心得、且地勢風土之考も御座候故、如元旧領被下置候儀二御座候ハ、外土地と違開墾等一際取可申哉二奉存候。此儀不取敢見込之次第奉申上候。乍去於国元土地案内之者多人数御座候事故、於彼地委曲申上候儀も可有御座一先奉申上候。以上

四月

家老
真崎 兵庫

西京
(朱書)

戊辰 四月廿七日

太政官代軍防局ヨリ御呼出ニテ非藏人鴨脚下野ヲ以御渡之御書附

佐竹右京大夫

松平肥後益暴挙依テ追討可致旨 御沙汰候事。

但人数揃置、追テ会津追討將軍ヨリ催促之節無遅滞可差出候事。

四月廿七日

東京
(朱書)

一辰閏四月十一日廻状写、同十四日御書付書面写

御用之儀有之候間、今明日之内西丸え登 城可有之旨 参謀卿

被 仰出候。依て廻達申入候。以上

閏四月十一日

大総督府 御使番

水戸藩 留守居中

高松藩 同断

此方様御藩 同断

米沢藩 同断

忍藩 同断

加州藩 同断

*御達之分小鎮將府之記載之

一別紙之通廻状到来ニ付、即刻柳太郎登 城仕候処、大総督府御使

番筑州井上勝弥演達ニは

一当地屋敷数 何ヶ処

一当時残り居候人数男女共何人

内士分 何人

一御分家之方同断

右之通十四日朝迄西 城え御届可被成との趣。

一右ニ付十四日柳太郎持参差出候処、男女十五才以上相分ヶ認可差

出旨井上勝弥申聞ニ付、猶相調認加へ、十六日朝西 城え銚三郎

持参差出候処、慥ニ受取候旨御使番津野幸太挨拶有之。

御名当地屋敷数下谷三味線堀・神田佐久間町・浅草七曲・本

所中之郷右四ヶ処、外ニ新堀村ニ抱屋敷一ヶ所御座候。以上

閏四月

御名家来
松田 銚三郎

御名家来未此表え罷在候

惣人数 貳百五拾人

内士分 貳十七人 但十五歳以上

同徒以下 十六人 但十五歳以上

同女 七十五人 但十五歳以上

同拾五歳以下男女取交 百三十式人

右は当節此表二罷在候分二御座候へとも、旧臘御名帰国之砌、定居家来之内多分は召連候付、家族のみ残り居候分も有之候所、道中筋品々差支、其外病人等も有之、差下兼罷在候折柄、猶 京都表より御達も有之、早速差下申候付、此節日々之様出足為致、此上追々人数減少仕候儀二御座候得共、数多之児女子取纏差下候事故尺取兼罷在申候。以上

御名家来

閏四月

松田 銈三郎

右式通とも中奉書半切紙え認之、上包美の紙にて上下折返し、上轡外題為記。

西京^{（朱書）}

閏四月十九日

秋田エ

松平肥後・酒井左エ門賊徒ヲ集メ、隣境ヲ侵シ、益暴挙之有聞、依テ追討被 仰出候。各藩中申合、速ニ討入可致旨 御沙汰候事。

閏四月

西京^{（朱書）}

四月

先般於仙台表 総督様より右京大夫え庄内追討被 仰付候二付、去月十六日不取敢一番手人数領内大沢口より出張仕候趣は、当月八日御届申上候通御座候所、其後引続二番手繰出し、同廿七日領分新屋口より庄内領三崎峠え向、一番手并遊撃隊一番手進發、此上賊徒動静に寄、尚又人数指出候手配之趣、一昨廿日從国許以急飛申越候間、此段一と先御届奉申上候。以上

家来

閏四月廿日

村 瀬 清

松平肥後・酒井左衛門賊徒を集、隣境を侵し、益暴挙之聞有之候二付、追討被 仰出候間、各藩申合速ニ討入可申御沙汰之趣、奉得其意候。尤、先般於仙台表 総督様より以書付庄内追討速に討入可致奏功 御沙汰二付、不取敢人数出張仕候趣は御届奉申上候通御座候。尚又精々尽力可仕御沙汰之趣、急速に国許右京大夫え可申達、此段一と先御請奉申上候。以上

家来

閏四月廿日

村 瀬 清

右京大夫次郎並家族、旧冬江戸表引払候砌、定府家来之者多分

召連、其後引続定府家内共追々指下候得共、多人數之事故、何分尺取不申、且老少雪途之旅行相成兼連々居殘候処、其以来道中筋人馬繼立相難、此節ニ至戰爭之場所も有之、足弱^借之者引連候ては通行不相成、誠ニ於国許も出兵之折柄近境混雜ニ付、此節指下方難洩至極之趣申越候。依之申上度、甚恐入候儀ニ御座候得共、右殘人數当分之内、江戸屋敷ニ罷在候儀、御猶予被成下度奉願上候。尤奥羽道中筋鎮靜ニ及、人馬繼立等も仮成無指支事ニ御座候ハ、速ニ引払候様可仕候。尚江戸屋敷數并殘人數取調可申上旨 總督様より固御沙汰書付を以奉申上候。其内一邸官軍御用御借上ニ相成候趣、江戸屋敷取締之者より申越候間、前文之次第宜御聞上被成下候様仕度奉存候。此段御届申上候。以上

閏四月

秋田中將家来

村 瀬 清

今般京畿要衝之箇所、為御警衛万石ニ付当分兵員三人宛指出可申。尤當時此表ニ兵隊無之分ハ来月中無相違可指出。右給料ニ被為充候間、万石ニ付金三百兩宛上納、差当右三分之一を当五月廿日迄元守護職屋敷之上納可致御沙汰之趣奉得其意候。兩条共速ニ国許え可申達。乍併兵隊之儀は當時詰合無之候間、七月中迄国元より指登候様可申達。上納金之儀も国許より仕出候儀ニ御座候故、精々取急為差登候様申達候得共、遠国之事故往返

迄と月余も相掛り、且道中筋も不穩折柄ニ候得は、彼是遲延ニ罷成候も難斗、左候得は五月廿日迄之御日限ニ上納仕候儀、如何可有御座哉。尤達次第則上納勿論之儀ニ御座候得共、御期限も御座候事故、其砌差掛ケ奉申上候も恐入候儀ニ御座候間、此段前廉御届奉申上置候。以上

閏四月廿日

秋田中將家来

村 瀬 清

辰五月二日於京都、貢士照嶋清八郎指出候書面写

今般諸藩貢士え三ヶ条之 御下問被 仰出、各見込可申上と之御沙汰奉畏候。乍去御ヶ条筋不容易事、態ニて一々可申上様も無御座候得共、聊愚存之件々左ニ奉申上候。

一 軍備兵制等之儀ハ、存付無御座候。

一金穀之御ヶ条は、先般御布告被為在候通、差当り急速金札御調制相成候得は、穀ハ随て其内より如何様とも相成可申哉。乍去金札之儀、外国御交際之折柄、永統通用相成候てハ、却て存害を醸し可申哉。只々一時世上之御融通のみにて 御国内全御平定之上は御禁止、正金御引替相成可然哉と奉存候。

一 東軍御ヶ条之儀は、永々相成候てハ、幾多之生靈を損候のみならず人心之方々向ニも指響可申。殊ニ会賊之儀ハ、可然大藩四五侯えも被命鷹戦之策被為立、且又旧幕府旗下々之者共、進退於 朝廷未タ御所置振りも無之折柄、沈黙罷在候ものも不少、

是等之もの共えも被命、四十人^{元之辰}乃至五拾人位ヲ一組と被定、兵制相成候得は、陪臣吏卒ニ至、兵員も相調ひ、大藩え附属をも被仰付、不日大兵被指向候得は、成功の場合ニも立至り可申哉と奉存候。

前書鄙言之趣、乍恐奉言上候。

五月二日

秋田

照嶋清一郎啓助

辰五月七日於京都、太政官え御願書之趣左之通

先般庄内征討被仰付候ニ付、不取敢領内大沢口・新屋口之両所より追々人数出張、一番手より四番手並遊撃銃隊等指出候儀は、先月中両度ニ京都詰家来之者より御届申上候通ニ御座候所、其後尚又奥羽鎮撫御副督より速ニ可討入 御沙汰有之。引継後軍繰出候手配ニ及候ニ付、領内之固甚た手薄ニ相成、尚賊徒之動静ニ寄、自身出馬も可仕、殊ニ数十里之海岸備向も不行届、甚以心痛至極之折柄ニ御座候所、去々月十四日、從 太政官代箱館表御警衛被仰付候ニ付、冗兵を省き精兵を以、規則堅固ニ相立候様 御沙汰有之候趣、京都詰重臣より申越候。依之早速右人数指出可申処、前条申上候通、攻口々々え多人数指出候上ニ候得は、此余箱館表御警衛筋、中々以可行届様無之、併是亦方今外異御交際之折柄、別て重太之御儀、殊ニ於京都表、一ト先御請申上候趣申参候。畢竟此表出兵之儀、未相達不申以前之故

ニも有之、只今ニ至誠ニ以当惑至極奉存候。就てハ箱館表え人数指出候儀、暫御猶予被成下度。尤箱館御副総督近々下向被致候趣承知仕候間、右以前迄ニ役向之者指遣置申候。此段奥羽鎮撫御副総督えも書載を以御執成之儀相願候得共、不容易事件ニ御座候間、尚又急飛を以別段奉願候。何分前条之次第御亮察被成下、庄内成功相立候迄箱館表御警衛之儀、御猶予被成下候様奉願候。以上

五月七日

弁事御中

秋田 中将

右之通御願被仰立候処、左之通御付札を以被仰出候

御付札

奥羽鎮撫使副総督え万端可伺出候事。

上包みの紙

如此認

本紙奉書横折え認之

秋田 中将

西京^{朱書}

先般庄内征討被 仰付候ニ付、不取敢領内大沢口・新屋口之両所より追々人数出張、一番手より四番手並遊撃銃隊等差出候儀は、先月中両度ニ京都詰家来之者より御届ケ申上候通ニ御座候所、

其後尚亦奥羽鎮撫御副総督より速ニ可討入御沙汰有之、引続後軍繰出候手配ニ及候二付、領内之固甚タ手薄ニ相成、尚賊徒之動靜ニ寄り自身出馬も可仕、殊ニ数十里之海岸備向も不行届、甚以テ心痛至極之折柄ニ御座候所、去々月十四日從 太政官代箱館表御警衛被 仰付候二付、冗兵ヲ省キ精兵ヲ以テ規則堅固ニ相立候様 御沙汰有之趣、京都詰重臣より申越候。依之早速右人数差出可申处、前条申上候通、攻口々々え多人数差出候上ニ候得は、此余箱館表御警衛筋中々以テ可行届様無之、併是亦方今外異御交際之折柄、別て重大之御儀、殊ニ於京都表一ト先御受申上候趣申参候。畢竟此表出兵之儀未相達不申、以前之故ニも有之唯今ニ至、誠ニ以テ当惑至極奉存候。就ては箱館表え人数差出候儀暫御猶予被成下度、尤箱館御副総督近々下向被致候趣承知仕候間、右以前迄ニ役向之者指遣置申候。此段奥羽鎮撫御副総督えも書載ヲ以テ御執成之儀相願候得共、不容易事件ニ御座候間、尚亦急飛ヲ以別段奉願候。何分前条之次第 御亮察被成下、庄内成功相立候迄箱館表御警衛之義、御猶予被成下候様奉願候。以上

五月

秋田 中將

西京^{（朱書）}

今般御製造被 仰付候金札、先達て 御布告之通、右京大夫石高^{（朱書）}ニ相応シ式拾万兩拝借被 仰付候様仕度、此段奉願上候。

以上

五月十七日

會計御局

秋田中將家来
村 瀬

清

諸国出兵御届

右京大夫家来国々え出兵、銃隊人数役付共早速取調可申上旨被仰渡、奉得其意候。右京大夫儀は此節庄内追討被 仰付候二付、同所攻口々々え数多之人数出張、^{（朱書）}此上之動靜次第出馬も仕候手配之趣ニ御座候。尚又當時此表・大坂共詰合人数之義は、兼て申上候通り役向之者斗御座候。勿論国元出兵人数組等委細之儀未タ国元より不申越候間、爰元ニテは相知兼申候二付、国元取調之上追て可申上候、^{（朱書）}因て一ト先此段御届奉申上候。以上

五月十七日

秋田
村 瀬 清

西京^{（朱書）}

今般羽州由利郡仁賀保ヲ領候旧幕府麾下列居候仁賀保兵庫並分家孫九郎之兩人より使者差越、先祖より之由緒書ヲ以テ歎願仕候は、徳川慶喜太政返上仕候上は素より譜代恩顧之家筋ニも無之、當時ニ至ては小身者ニ候得共、先祖は私同家末流ニも有之、万事ヲ打置速ニ上京奉伺 天機ヲモ、尚分限相応之御用運相願、

御奉公可仕筈之所、遠国と申至て小祿之義、且年來勝手向不如意之上、昨年旧幕府より知行高之内半高上納被申付当惑罷在、方今不容易御時勢は十分弁居候得共、何分不行届今以テ上京不仕段々延引罷成候仕合、重畳恐入候得共何方え罷出右等之儀歎願可仕様も無之、両家打寄只管狼狽悲歎仕居候趣、附ては同国近境之好ヲ以テ 何卒 天朝え右等之次第、委曲奉言上候て宜奉懇願呉候様、両家打揃頻ニ愁訴仕候段、情実無余儀相聞得、尤小身一分ニて何之御用可相勤様も無之、指当庄内一挙中ニも有之、私人数之内え出兵相加、勤 王之志斗も御奉公仕度趣、是又尤儀ニも有之候間、不苦者人数之内え差加聊精忠之志ヲヲモ^(ママ)為遂度、且同州同家分流之末難見捨儀ニも御座候間、格別之御仁恵ヲ以テ前条之次第被届聞召 領地其俣被下置、萬分一之奉報 天恩候様御聞濟被成下候ハ、両家之者共重畳難有可奉存候。此旨宜 御沙汰被成下候様奉願候。以上

五月

秋田 中将

御付紙

何分之儀可為追て御沙汰事。

京^(朱書)

先般奉申上置候通、秋田表追々出兵、領分大沢・新屋両道より庄内え討入候手筈ニ有之候處、其後一円報告無之深痛心罷在候。然ル処聞四月廿三日国許より若州小浜え便船有之、在京之明友

え差越候私用之書状五月十二日ニ相達、閏月十九日ニ庄内ト及戦争候趣申越、其後去月初旬大坂へ便船有之、閏月廿二日庄内ト及戦争候趣申来り候得共、是又私用之書中ニ聊申越候ニ付、不束之儀ニて御届ケ申上候儀ニも不相成、弥以確報待受候得共、通路敵地ニ相成候哉、又は出水之為ニも可有之哉、彼は御届も延引仕候ニ付、前後兩度之趣、乍不束一応左ニ奉申上候。庄内海岸第一之難所大師岬辺ニ敵多勢相固居候ニ付、此辺打破候ハ、庄内城下え討入手順大ニ宜敷趣ニて、閏月十九日夕方一番隊・洪江内膳・二番隊小場小伝治・三番隊梅津小太郎・四番隊佐竹大和右申合、二番隊は庄内領小砂川ヲ破り敵七八人討斃し觀音山と申處を乗取り、三番隊は矢嶋領百宅ト申處より庄内領増田と申處ニて一戰敵五六人討斃し、此時壱番隊未会、四番隊引続候ハ、成功可相成處、右隊は嚮導之者不宜、嶮難之山路踏違手筈相違ニ付、空敷敵地之内大素郷と申處并百宅迄人数引揚候由。右戦争之節、味方は物頭中山隆吉ト申者討死之趣ニ御座候。同月廿二日払曉庄内多勢大素郷へ襲来ニ付接戰ニ及ひ候へ共、敵多勢ニて頗苦戰ニ相成候處、遊擊銃隊荒川久太郎敵之横を打立両手激戰竟ニ多勢を討破り、賊徒百三四十人斗討取、其機ニ乗じ追撃いたし、敵地小砂川・袋川等三ヶ所斗焼討、是又勝利相成、此時味方騎士式人・輕卒四人・小者式人討死、其外死傷等不詳候由 沢三位様ニは津輕并蝦夷地迄御鎮撫之由ニて秋田へ御入ニ相成、湊出入役所と申處御旅館ニ相成候由、右秋田へ

御入之日限駈と相分り不申候へ共、五月七日頃と申事ニ御座候。
右兩度之次第甚不束ニ付、定て相違も可有之候へとも確報待兼、
一応此段御届申上置候。以上

六月三日

秋田中將内
村瀬 清

弁事

御役所

西京^(朱書)

今般於諸藩從來留守居役ヲ以公務取扱来候儀不相当ニ付、向後
公務人之職を設、貢士勤之可申。素より可国論者は勿論之義ニ
て 朝廷ニ被為置候てハ公務人則貢士、藩々ニては可代国論職
分ニ付、人才任用御届申出、且是迄指出置候貢士ニて命候ハ、
右職分ニ任挙・員数・進退迄貢士之通相心得、尚補助指置候義
は勝手次第之趣、且心得方并政軀中貢士対策条件定日順項一条
宛建策、其上尚亦御用之有無相宛退散等之義御触達之趣、逸々
奉得其意候。早速国許右京大夫え可申達、何様人才選挙指出候
事ニ可有之。併段々御達面之件々ニ候得は、仮初ニも 朝廷議
事ニ關係仕候儀ニて、弊藩中々容易ニ差出候は可有之共不奉存
候得共、兎角を申上候ては四海御一途之重き御趣意ニ相戻候義
ニて却て奉恐入候間、不束候共精々人撰差出候様可申達。乍去
遠国と申、殊ニ此節戦争中之趣ニ候得は、急速任用為指登候儀

如何可有之哉、暫延引相成可申右人挙指出候迄之間、兼て指出
置候貢士ニて、当分五々之日出勤為仕可申。公務之儀は当分内
是迄之通、留主居役ニて取扱候様仕度奉願候。此段奉伺候。以上

六月七日

秋田中將内
村瀬 清

弁事

御役所

右え御付札

差当り書面之通相心得、早々公務人任挙可相運事。但急場御用
ニ上等人物差支候ハ、次等之人物相当之職分を以可差出候事。

先般当主家督年月日任叙爵位等取調、当五月中迄書出可申旨御
達之趣奉得其意候得共、此表ニては取調相成兼候ニ付、早速国
許え申達候間、当時争戦中之趣ニも御座候間、右混雑故ニも可
有之候哉未取調書相達不申、併平常ニ候得は最早疾々使宜之兩
三度も有之候頃ニて一日々々と相待居候得共未相達不申、追々
御期限ニも相後レ恐入候儀ニも御座候間、此段一ト先御届奉申
上置候。以上

六月七日

秋田中將内
村瀬 清

弁事

御役所

西京^{（朱書）}

右京大夫方叔母伊達遠江守妻病氣之處、養生不相叶、当月二日致死去候段申越候ニ付、定式之忌服左之通ニ御座候。

忌二十日 六月二日より同月廿一日迄

服九十日 六月二日より九月三日迄

右之通ニ御座候間、此段御届申上候。以上

六月十四日

秋田中将家来
村 瀬 清

戊辰 六月十九日

於西京重臣御呼出之處、御家老真崎兵庫病氣ニ付、名代公用人村瀬清非藏人エ出頭致候處、弁事大原左馬頭殿御渡之御書附二通左ニ

佐竹右京大夫

大政御一新萬機 御親裁被為在候付てハ、大小侯伯輩下ニ参集、各其分ヲ尽シ 盛業ヲ賛成可致折柄、遠隔之地ニ至候ては自然情実不相通之所致歟姦臣其旨ヲ要シ、首鼠兩端終始曖昧其形迹可疑之族モ不少之處、其藩儀は曾テ祖先勤 王之遺意承述方向相定、確然固守逆類ニ不党之趣相聞エ奇特之事被 思食候。不日官軍大挙進撃逼賊地之間、戮力奮励、藩屏禦侮之任ヲ不辱、累代之勢威愈以不失墮様 御沙汰候事。

六月

佐竹

別紙之通同様津輕藩エモ相達候間、是又同心尽力可有之候事。

六月

戊辰 六月廿日

於西京御達左之通

佐竹右京大夫

過日被 仰出候趣ヲ以テ、今度南部美濃守エモ御沙汰相成候間、戮力同心勤 王之精忠貫徹可致様奮励可有之候事。

六月

西京^{（朱書）}

六月廿二日

一弁事御役所エ御届書差出左之通

兼て澤様ニ御附属仕居候弊国杉浦九郎と申者、五月廿七日秋田領大館と申処出足、箱館へ罷越同所より乗船、六月七日横浜着船、昨廿一日御当地エ到着仕候。右之者申立候趣左ニ奉申上候。一京都并江戸エ差向、秋田より都合四組飛脚差立候得共、通路悉く敵地ニ相成候故、空敷中途より引帰候由。

一五月九日、澤三位様秋田城字館エ御着。尤薩長筑之兵士等三百五十人斗御附添申上居候由。同所エ主人中将も罷出御面謁仕候。此頃より四境多分敵ニ相成、賊徒頻ニ相迫候ニ付、因

循論差起り、澤様御安心之御場合ニも至り兼、箱館の方へ御越之趣ニて同日御出立ニ相成候処、津軽ニて弊領之太木を切倒し御通路を差塞、南部も同様之趣ニ付、大館は一門佐竹大和之居城ニて堅固之場所柄ニ付、同処ニ御滞留、其内弊藩より及応接候処、此節は両藩共模様相替り候得共、猶澤様は同所ニ御滞留、其後能代湊へ御移り之由。

一仙台其外諸賊共秋田之領口ニ迫り、澤様と薩長之二藩士とを引離し候様嚴重ニ申入候ニ付、弊藩も一応は俗論差起り候処、此節は俗論も一定ニ相成、官軍と共に斃候覚語罷在候由。

一右以前奥州白石へ罷越候弊藩戸村十太夫・金大之進と申者、自己之了簡を以其盟約書え調印ニ及候処、帰国後主人より叱申付、附て仙台へ使者として江間伊織・根岸靱負と申者差遣し、右調印之儀は中将申付候儀ニは無之、十太夫等一己之所存ニ候旨断ニ相成候由。

一閏四月十九日より同廿三日迄庄内と三ヶ度及戦争候。其節物頭中山隆吉使者寺内軍治と申者、外ニ從卒一人討死手負も七、八人有之、尤賊徒一人生捕候処、其者之申口ニては賊徒は八十人斗死亡之由。其後諸藩之兵引揚候ニ付、弊藩一手ニ相成候故、休兵仕候由。

一九條様・醍醐様ニも不日南部より秋田へ御入之趣ニ付、為御迎弊藩より河野総一郎・高久祐助・知久平之丞と申者を南部へ差出候。尤御警衛之官軍千式三百人は御附添仕居候由。

右は申立候俣書取候間、程能御取捨被成下度奉願候。就ては此上四境より賊徒襲来候ハ、素より柔弱不振之弊藩、防禦之道も有之間敷、実ニ累卵之勢ニ御座候間、速ニ御援兵御差向無之候ハ、秋田も賊手ニ陥り候場合ニも立至り可申。然ル時は御鎮撫使様ニも甚危殆之御場合ニ付、急速秋田へ大軍御差向ニ相成、夫より賊地へ御討入ニ相成候ハ、御手順も宜敷御事と奉存候。吳々国情御憐憫察被成下度、偏ニ奉懇願候。以上

六月廿二日

秋田中將家老
真崎 兵庫

奥羽御鎮撫御副総督澤三位様之兼て御附属仕居候弊藩杉浦九郎と申者、去五月廿七日秋田領大館と申処出足箱館へ罷越、同所より乗船六月七日横浜着船、昨廿一日此表へ到着仕、右之者国元之形軀申立候ニ付、別紙書付を以奉申上候。此段宜御聞届奉願上候。以上

六月廿二日

家老
真崎 兵庫

當時在京在坂之兵員并近畿関門御守衛之兵員等、来ル廿九日限り取調御届可仕 御沙汰之趣奉得其意候。当藩庄内出兵之外何方えも兵員指出不申。此段御届奉申上候。以上

六月廿九日

家来
村瀬 清

軍防局
御役所

私儀去冬中上京仕候以来滞留罷在候処、方今奥州羽之形勢不容
易儀立至深痛心仕候。乍去於右京大夫は勤 王一ト筋ニ相心得、
且此度難有奉蒙 御沙汰節、弥以勉奮可仕勿論之儀ニ御座候得
共、数多之家来共之内、世上種々之浮説妄言を信、既ニ一応は
俗論も差起候処、其後正義一定之方ニ相成候趣ニは候得共、萬
一之儀有之候ては奉対 朝廷恐入至極奉存候間、私儀忝人詰ニ
は御座候得共迅速罷下、弥以国論一定勤 王ニ尽力仕候様取運
申度奉存候間、暫之内御暇被下置度奉願候。尤跡差代候役向之
者残置候間、前条願之通御聞上被成下度此段奉伺候。以上。

六月廿九日

家老
真崎 兵庫

弁事
御役所

右え 御附札

願之趣被為 聞召届候間、先般 御沙汰之御趣意充分貫徹致し、
国論一定追々実効相顕候様可致尽力事。

七月

於西京御達左之通

佐竹右京大夫

賊徒益猖獗恣ニ近隣之小藩ヲ剽掠シ、無辜之蒼生已ニ塗炭ニ陥
ラムトス。斯ル形勢ニテ自然遷延失時機及沍寒候テは、禍乱止
ム時ナク国事艱難不容易儀ニ付、肥因及諸兵隊迅速出兵被 仰
付候間、其藩ニモ国内之兵ヲ挙ケ、諸軍ト同心戮力直ニ賊之巢
窟莊内ヲ屠リ、奥越之 官軍ト相応シ、從來祖先勤 王忠節之
遺志ヲ体シ、急度勉励尽力速ニ平治之功ヲ奏シ可奉安 宸襟候
様 御沙汰候事。

七月

西京^{〔朱書〕}

金札拝借御願上ニ付証文御差出左之通

拝借仕金子之事

合金三萬兩也

但、当辰年より来ル辰年迄十三ケ年之間、毎暮老割宛上納之
事。

右は今般金札御製造ニ付、列藩石高二応し、万石ニ付壹万兩宛
拝借被 仰付候段奉敬承候。然ル処無扨訳合も御座候ニ付、急
々御貸渡被成下候様奉願上候処、金札御都合寄、未タ諸藩之御
貸渡無之候得共、無扨訳合御聞届ケ之上、此度金三万兩引揚ケ
拝借被 仰付難有奉請取候。返納方之儀は御趣法之通無遅滞上
納可仕候。為後日証文差上申処依如件。

慶応四年辰七月三日

秋田中将内留守居
中西文左衛門

用人
村瀬清

家老
真崎兵庫

金札方
御役所

一慶応四年辰七月廿一日
（朱書）
西京

九條左府殿

澤三位殿

醍醐少将殿

国許え追々と御転陣ニ被為成、七月朔日久保田え御纏ニ相成、
同処学問処 御本陣にて、当時被遊御在陣候故、此段御届申上
候。以上

辰七月廿二日於京都同処（朱書）詰合定居村瀬清 太政官え御届書写

本月五日、秋田湊出帆之飛脚一昨夜到着仕候処、国許之形跡大
旨申越候付別紙書付を以奉申上候。此段宜御聞届奉願候。以上

七月廿二日

秋田中将家来
村瀬清

本月五日、秋田湊出帆之飛脚昨夜到着仕候処、左之通申越候付、此

段御届申上候

九條様・醍醐様本月朔日久保田 御着。同日 澤様にも領内能
代と申処より久保田え御集会ニ相成申候。然処会仙始賊徒とも
多人数領境辺迫り、既ニ仙台之重役兩人、相馬・新庄之役人を
引連れ久保田え罷越 御三卿様ハ早々速に追払可申、左も無之
候ハ、奥羽列藩之大兵四方より打入へき旨頻りに申募加之、於
仙台ハ白石え会処を設け軍務局と唱ひ、上野之法親王を会津よ
り迎取、奥羽之諸侯参勤為致候趣ニ相触候由。旁以不届至極之
所為ニ付、本月四日右久保田え罷越候賊徒七人、於弊藩加誅戮
軍門ニ梟首いたし、中將事賊徒御征討之御先鋒仕度旨 御三卿
様え相願候処、早速御許容被 仰付、即夜領内新屋口・院内口
等え兵隊繰出、猶又追々出兵之手筈ニ御座候。尤南部・津輕・新
庄・本庄等も是迄之挙動ハ不審之次第第二候得共、此節官軍御大挙
ニ相成候ハ、内応可仕趣ニ御座候。乍去元来賊徒多人数之趣に
も有之、萬一此上遂失有之候てハ奉恐入候儀ニ付、急速多分之
御援兵御差向ニ相成候様只管奉懇願候。以上

七月廿一日

別紙之通ニ付急速御援兵奉願度候間、今日弁官事御役処之差
出可申処御休日之儀ニ付、不取敢当 御殿迄御届申上置候。
以上

七月廿二日

秋田中将家来
村瀬清

西京^{〔朱書〕}

七月廿五日

先般新規被 仰出候二寸二分之印鑑、当月廿五期限御届可申上。
尚駄々へも差出可申御沙汰之趣奉得其意候。然ル処先ニ新調御
達之節、国許え新剋之儀申達候得共、連々御届申上候通、奥羽
道中向指支、更ニ報知無之、延引仕候内、又々此度御沙汰御日
間も有之事故、其後此表ニて申付候得共未出来仕兼、甚遅延恐
入奉存候得共、今一両日御届之義御猶予被_レ成下候様奉願上候。
以上

七月

駒通司
御役所

秋田
村瀬^{〔朱書〕}
浦

先般金札高並拝借之儀 御沙汰有之候二付追々奉願候処、当月
三日内三万両御繰下ケ拝借被 仰付難有仕合奉存候。然ル処又
々日間も無之奉願候も甚恐入奉存候得共、此間奉御届奉申上候
通、方今奥羽 御大挙ニ付ては已ニ五月中より 澤様ニも長々
領内 御滞留ニも相成居、当月朔日より 九條様 醍醐様御引続
南部より久保田へ 御転陣、澤様も御同様御集会、当時城下学館
御本陣ニ相成、従て御附属之 官軍二千余も所々え 御宿陣、
且庄内御先鋒も中将奉願追々進発、其上此度賊徒断然之所置仕

候ニ付ては、仙・米・会・庄始何時襲来も難斗、因て急速出兵
境口夫々固メ人数等も指出候事ニて、旧来疲弊之上へ雑費日々
相掛必至と差支難渋至極之趣申越候。乍併当時は弊藩のみなら
ず諸藩共処々え出兵更ニ甲乙無之、何れも同事ニハ御座候得共、
自国之儀ニて殊更失費も多く、且追々御大兵御差向ニ相成候事
ニ候得は、愈入用も相増可申、左候得は益軍用取運方指支、万
事不行届当惑心配仕候二付、何卒右御沙汰有之候金札之義、出
格之以御憐愍當時拝借残拾七万両之内十万金も又々御下ケ金ニ
相成候様、偏ニ奉懇願候。尤諸方御貸渡之折柄と申、御出来御
行届も無之儀は兼々拝承仕居、且此間中一ト度格別之御分柄を
以進之御下ケ金も被 仰付候処、無限奉願候も深恐入奉存候得
共、誠に急場之儀と申、追々入費何程可有之哉も難斗、萬一右
不行届故ニ此上不都合之義出来仕候ては実ニ恐入候儀ニも有之、
旁不顧前後奉願候義何分御汲^{〔取力〕}諸被成下願之通被仰付被下置候ハ
、重畳難有仕合奉存候。奥羽は別て寒国冬分に至候ては、海路
迎も容易ニ通行相成兼、追々御下ケ金ニ相成候ても、仕送り方
も如何可有之哉。呉々御亮察只管御聞届被成下、前文之通当時
御下ケ渡 御沙汰ニ相成候様御取斗之程只管奉願上候。以上

七月廿七日

秋田中将内
村瀬

清

會計官

御役所

西京^{（朱書）}

先般家来之者御呼出ニて徴兵并軍資金之儀 御沙汰有之、早速
国許之申達候得共、其砌一ト先奉申上候通、遠路之儀且庄内出
兵混雑中ニも御座候間 御期限ニ徴兵指出又軍資金相納候儀如
何可有之哉暫 御猶予之儀奉願置候処、其後道陸地ハ多分敵地
ニ相成、一円通行相成不申、又海路迎も便船相雇候事ニて誠ニ
偶々之儀已ニ此間も御届申上候通、報告も三四度途中より戻り
候程之事ニて、此上急ニ両様共相納候儀何分行届不申、彼是
御期限ニも相成候間、孰も今暫奥羽鎮静候迄 御猶予被成下候
様尚又奉願上候。尤精々国許えも申達置候儀ニ御座候間、相達
次第即御届可奉申上段宜御聞濟被成下候様偏ニ奉願上候。以上

七月廿九日

秋田中將内
村 瀬

清

軍務官

御役所

西京^{（朱書）}

先般蒸気船・帆前船等当月廿九日限取調御届可申上 御沙汰之
趣奉得其意候。然ル所何分此表ニてハ取調相成兼候ニ付、早速
国許之申達候得共、連々御届奉申上候通、庄内出兵等種々混雑
之折柄と申、且奥羽道中筋益指支、通路相成兼候故ニも可有之
候哉、未夕有無申越不申、追て延引奉恐入候得とも、偶之便船

等ニて誠ニ軍事急務等漸々申越候様之次第第二御座候間、何卒今
暫 御猶予被成下候様偏ニ奉願上候。尤取調申越次第即御届可
奉申上候。以上

七月廿九日

秋田中將内
村 瀬

清

軍務官

御役所

秋田中將家来
高久 祐助

同人儀先般重臣御呼出ニて御書付ヲ以御沙汰之趣、中將於国許
奉拝承重疊難有仕合奉存候。右ニ付御請御礼奉申上度且 天機
御伺旁差急ヲ以上京被申付、今廿九日到着仕候。尚又先便御布
告之趣ニ候得共、出兵戦争場所より上京之者ハ、当人直々軍務
官より罷出御届可申上旨被仰渡も有之、同人儀戦争場所より上
京仕候事ニは無御座候得共、方今 御三卿様ヲ初御附属之官軍
秋田表御滞留中之儀ニも御座候間、御模様形大旨心得之義、若
御尋問ニも相成候義ニ可有之候哉何分宜御指図被成下候様奉願
候。且不取敢御届旁如斯奉伺候。已上

七月廿九日

秋田中將家来
村 瀬

清

七月廿九日^{（朱書）}

一 今般從 天朝御達ニ付為御請御勘定奉行高久祐助（朱書）七月十二日

出足、京都え被差登候付、可預置候御請書并窺 天機左之通

（朱書）
〔但七月廿九日さし出候〕

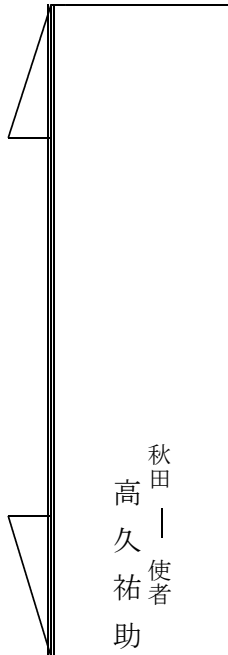
大政御一新万機 御親裁被為在候。付ては右京大夫祖先勤 王之
遺意承述方向相定、逆類ニ不党之趣被 聞召、奇特之事被 思召、
不日 官軍大挙進撃被 仰出候付、藩屏禦侮之任を不辱愈以戮
力奮励可仕、重き 御沙汰之趣奉畏重畳難有仕合奉存候。右ニ
付重臣を以御請可奉申上候得共、不取敢一先御請申上候。以上

七月

秋田中将使者

高久祐助

右中奉書半切紙え認之、上包美の紙にて上下折返し如図



一 窺 天機之趣左之通

今般御達之儀ニ付、為御請不取敢使者差出候付、奉窺 天機候。
此旨宜御執 奏奉願候。以上

七月

秋田 中将

右上包美濃紙上下折返し、秋田 — と認之。

西京（朱書）

伊達陸奥使者

用人

志茂又左衛門

士分

内崎 順治

同

山野内 富治

小人組

高橋 市平

外ニ又左衛門下人式人

右之者共 総督 御三殿并御引率之 官軍、秋田表 御退去無

之候てハ以兵力可奉迫趣申出有之、是則蔑如。総督府犯大義之

条、其罪不可猶予、依之七月四日加誅戮令梟首候。

同藩士分取扱小人組

棟方 市七郎

又左衛門家来実弟

高橋 貞吉

家老但木土佐家来

小嶋 寅之進

町方同心

佐々 徳之進

同

川越 新藏

右は右同断ニ付七月四日召捕置、同十六日 沢殿御内よりも立
会一応訊問之上誅戮令梟首候。此段御届申上候。以上

七月

七月廿九日付八月十九日付達
(朱書)
西京

此度弊藩高久祐助と申者、七月十二日秋田土崎湊より乗船、同十六日迄順風無之同所滞留、同十七日出帆、若州小浜え向着船之積之處(朱書)葉惡風にて能登岬へ落船、同所より上陸、昼夜指急一昨廿九日到着仕候。尤戦争実地之場所より罷出候事ニは無之、同湊風待中伝承之趣ニは御座候得共、左ニ奉申上候。

一九條様 澤様 醍醐様ニは此間 御届奉申上候通、南部より御転陣、秋田城学館御本陣ニ相成、右御入以来日々御軍議ニ相成、中将屢参陣、庄内御先鋒も相願、隊長之内御軍議ニも相加り、領境近辺え迫居候仙・庄・米人数速ニ御追討之御決評ニ相成、同月六日領分新屋口え向、弊藩遊撃隊長荒川久太郎一手二小隊・同佐藤日向壱手三小隊速ニ出兵並筑州銃隊同様進發ニ相成申候。翌七日又々弊藩隊長渋江内膳壱手千式百八十四人、同小野崎三郎壱手二百七十壱人大炮六門、同処田代口え同隊長古内左惣治壱手五百九人、渋江武之助壱手式百九人大炮数不相分、大沢口え同隊長梅津小太郎壱手千四十九人、中安泰治壱手式百七十人、院内口えは薩・長・肥・筑・倉之兵隊ニて進軍御持切ニ相成、其外領分土崎湊固メ之為、隊長梅津専之助壱手二百七拾人、海岸同断隊長介川敬之進壱手百人。尤右員数は凡之事ニて、六日・七日より追々進發ニ相成候。右は同人久保田ニ罷在候内ニて親裁心得罷在候趣ニ

御座候。

一前文申上候通、同十二日土崎湊え罷越居、同所滞留中出役之者え久保田より注進之趣ニ候得共、七月十三日右院内口へ御出兵之官軍五藩之兵隊新庄領及位より金山と申処ニ屯集致居、已ニ弊藩え迫り候仙・米・庄之人数生根坂と申岬え大炮ヲ備え固居候処え、院内口役内銀山三方之間道を巡り、右五藩之兵、賊兵之後口より刀戰ニて討入、前軍是ニ応し候所、一戰ニ賊徒惣敗軍と相成、仙兵隊長柳川播磨・五十嵐岱助と申者を打取、其外士分首数二十四、雑兵無限皆打捨ニ相成候由。右首級久保田え仕送ニ相成、五丁目橋と申処え梟首ニ相成候。又同日庄内境三崎峠口へ相向候官軍、小砂川と申処は銃炮ニて打払候得とも、三崎峠は誠之難所故乗取兼、同所手前ニて野陣ヲ張居候趣、且又渋江内膳手並銃隊之二夕手は観音森へ打登戦争ニ相及、賊之陣屋七ヶ所之内ニヶ処攻取候由、頗苦戦ニて手負等も尙有之趣ニ御座候。夫より追々勝利銃隊荒川久太郎・佐藤日向手ニて右峠を卸、女鹿と申処迄焼払候由。正敷火の手ハ見候と申事ニ御座候得共、実否如何可有之候哉。龜田・本庄応援出兵致、是又手負等も有之候趣相聞得申候。(朱書)一新庄藩之内、賊へ内応之者有之、城下を放火余程焼亡ニ及戸沢侯御家族、領分院内え被立退、夫より湯沢と申処え御移、當時は御滞留と申事ニ御座候。右ニ付 官軍も新庄領金山と申処迄進撃之处、焼失故ニ無拋繰引ニ相成、院内境口御取固

メ之由ニ御座候。右は当十六日迄城下二里程隔り、前文申上
候土崎湊ニ風待中之全伝聞ニ御座候間、返々不束之義追々取
調候ハ、定メシ聞相違^(朱書)等も可有之宜御取捨可被成下^(朱書)前文
通之勢ニ御座候間、其後益烈敷戰爭ニ相成居可申、先頃も奉
願候通、猶又御援兵急々御指下シ之義、偏々^(ママ)ニ奉懇願候。此
段一ト先御届奉申上候。以上

八月二日

秋田
村瀬 清

軍務官
御役所

八月四日

一当月四日京都より御達之趣、同十八日土崎湊へ蒸気船にて着

秋田 中将

上杉齊憲会賊追討之儀ニ付、先般重き御沙汰も有之、殊ニ大隊
御旗をも被渡下候処、稽遅因循不奉 朝命次第其罪難被差置候
得共、偏ニ至仁好生之 思召を以、或ハ奸臣国命を執り違誤致
候儀ニも可有之哉篤と御検覈可被 仰付ニ付、格別寛大之 御
含被為在候処、更ニ悔悟之躰無之のみならず会賊と連結、其犯
暴を助ケ、頻リニ抗 王師候段 天威を不畏、名義に戻り、地
方万民之艱苦を不顧所業実ニ典刑之所不赦。依之被止官位討伐
被 仰出候。此旨其藩より可申達様 御沙汰候事。

八月

秋田 中将

伊達慶邦儀、東国之大藩、殊に祖先之勤労も有之儀ニ付、当春
同藩一手を以会津征討之任被 仰付候程之事にて、深く御依頼
被遊候。就ては右 御旨趣速ニ奉 命一旦及出馬候処、豈図賊
徒ニ党与し軍機遷延しめ、加之 督府を輕蔑し参謀暗殺等之所
業、其罪難被差置候得共、偏ニ 朝廷至仁好生之 思召を以、
或ハ奸臣国命を執り候て之儀ニも可有之哉。篤と御検覈可被
仰付候ニ付、一ト先寛典之 御含被為在候処、更々悔悟之躰無
之、弥逆意を逞し屢 官軍ニ抗し、剩当節領内白石ニおいて会
社を結び自盟主と唱候始末、罪魁不可遁。畢竟慶邦反覆いたし
候より一層賊焰を煽動し、上ハ 宸襟を悩し、下ハ万民塗炭之
苦を醸し、遂ニ六師大挙ニ及、土方之艱難ニ立至り候段、全く
天理ニ背き人道ニ戻り大逆不可謂。最早典刑ニおいて難被赦、
依之已被止官位討伐被 仰出候。此旨其藩より可申達候様 御
沙汰候事。

八月

東京^(朱書)

大総督府応接方より御呼出にて御談并御答手續書

一八月四日大総督府応接方より御呼出にて海老原渡罷出候処、下
参謀之附属井口勘七演舌にて此節御藩にて鉄砲千挺程も御求被
成度よし当方にて聞及候ニ付、未タ御求揃ニ不相成候ハ、当方

ニゲヘー（ママ）ヘル千挺有之候間、御願被指出候得は拝借ニ相成、尤右千挺と弾薬を三拾万発相添拝借被仰付候間、此段御談可申旨下参謀申聞ニ御座候段被申聞候。何れ取調可申上挨拶仕候所、御藩ニて御不用ニ候ハ、大坂え差廻候間、明日否御答有之候様被申聞候。

一同五日渡右同所へ罷出井口勘七へ引合、昨日御談ニ御座候鉄砲拝借之儀難有奉存候得共、ケーヘルは国許ニも有之、当時不用ニてミニヘル差下し候様、国元より兼々申越居候ニ付、御不用之ミニヘル御座候ハ、何挺ニても宜拝借被仰付被下度奉願候旨申述候。夫々先頃より求置候大小炮有之、急速国許え指廻し申度奉存候得共船雇方行届兼、未々差廻兼候間、何卒羽州辺御便船え御積込御廻被成下度相談候所、右両様共参謀へ可申聞、暫控居候様被申聞候ニ付控居候所、又々被参参謀へ申聞候所、ミニヘル御用之由、此節柄御尤ニ御座候得共、何れ器械方取調之上、是より御沙汰可仕、又便船御願之儀ハ幸近々便船有之候間、荷造いたし置、追て出帆日限御達之節手続等御談可申聞、早々荷造いたし置候様被申聞候。

一同八日右同所へ渡罷出、井口勘七へ引合、過日奉願候御便船出帆日限御達之儀、四五日も御間有之、御達被下度御頃合御分り御座候ハ、伺度、且ミニヘル御取調如何御座候哉伺旁罷出候段申述候處、御気毒之次第第二候得共、当時御不用之ミニヘル無之旨器械方より申出候間、此段御断被申候旨申聞ニ御座候。

一御船えハ何程位之貫数可奉願哉、夫々賃錢之御振合相伺度申述候所、貫数等ハ御藩ニて御廻被成度、品々御書面ニて御指出可被成、其節御差図可仕賃錢振合も其節御挨拶可致被申聞候ニ付、退出いたし候。

一同十日右同所え渡罷出、井口勘七え引合、取調品書持参願書相添差出候所、参謀え可申聞とて被引取控居候所、又々被参参謀え差出候所、誠ニ御氣之毒之次第第二候得共、実は横浜ニて異人より船御借請被成、兵隊為乗込羽州へ被指遣候ニ付、夫え御藩之品積込之心得ニて罷在候所、少々手違出来ニて船無之と相成、兵隊も空く横浜ニ罷在候様之訳ニて、当節柄少しも早く御国元え御廻申度参謀共評議もいたし候得共、差当工風も無之候間御断被申候。当方ニて船を尋居候間、都合出来次第御沙汰可仕。若又御藩ニても能々御尋被成船有之候ハ、御申立可被成。左候ハ、大総督府ニて御世話被成御廻し可申候間、此段能々御重役方え御断被下度参謀宜申候と申聞ニ付直ニ退出仕候。

西京（朱書）

今般東京え鎮将府御取建鎮将被 指置、東国御政務 御委任被 仰付候ニ付、駿河以東十三ヶ国之諸侯諸願御届、総て御同処え指出可申。猶公務人一兩人宛相添候様 御布告之趣奉得其意候。右ニ付左之通奉窺候

一上京并帰国共一々鎮将府え指出可申候儀。右は国許出足日限並

帰国日限御届之儀ニ可有之候哉、又ハ右時節日限等御窺之儀ニ可有御座候哉奉窺候。諸願御届等総て鎮将府指出候儀、右は輕重ニ寄らす御同処へ差出、御当地ニては別段差出不申共宜儀ニ可有之候哉、但御双方え同様差出可申候哉、兼て御承知被為在候通、遠国事ニも有之、京地・江戸と双方え差出候事ニては自然遠近之遲速も有之、又一途ニ仕候様取運候ても、路程・山川・風雨等不時之指支も有之、弗却て行違等ニも相成可申、且急速之儀は何分行届申間敷、自然不都合之儀出来仕候ては甚以恐入候儀、殊ニ方今奥羽筋陸地は処々賊地ニ相成通路相絶、国許より之報告、又此表より申達儀も皆以海路之往復ニ御座候て、大坂・兵庫或は若州小浜・越前敦賀、右辺之諸湊より出帆又は着船ニて、直々此地え向候儀便宜のみニ御座候処、夫より又々江戸府迄差出候事ニてハ甚以不順ニ罷成、尤中将領分より江戸府迄東海之船路も御座候得共、至て風波之海上ニて、毎度難破船も有之容易ニ廻船相成兼、如何とも難渋之次第ニ御座候。右旁御亮察被成下、奥羽鎮定仕候迄諸願御届共此御地御一方え指出申度奉存候。此段奉窺候。

*札之趣

国元出足・到着・御国等并願伺類事件輕重ニよらす諸事鎮将府え可指出事。

一公務人一兩人宛指出候儀、右は兼々御届奉申上候通、当御地え

指出候公務人之 御沙汰ニ付、国許え兼々人撰指登可申様申達候。乍去遠国且當時戰爭混亂中之儀ニも御座候間、急々撰挙如何可有之候哉。彼は延引可仕夫迄之處、是迄勤来候留守居ニて、公務取扱之儀奉願候処、願之通御聞濟之趣、御付紙を以被仰渡候。付ては東京え相詰候儀も右同様之心得ニて可宜候哉。近々 御東下之御沙汰も有之候処、前々申達候儀も未人撰行届兼候仕合、東京之 御沙汰は此頃之御事ニて、此節漸々国許え相達候程之儀ニ御座候間、中々以急々人撰行届申間敷、其内於御同処 御用之儀有之候ては何共奉恐入候間、追々任挙指出候迄、是亦同処ニ罷在候家来之内ニて、当分公務取扱候て可宜候哉奉窺候。

右之件々触頭之事ニも御座候ニ付、追々触下より取合も有之、且遠国之儀ニて早速国許え申達候得共、否や之儀未不申越候間、一ト先此段奉窺候。

宜御取捨御聞濟御指図被成下候様、偏奉願上候。以上

八月十二日

秋田中将家来
村 瀬 清

弁事

御役所

*札之趣

東京え公務人差出候義伺之通不苦事

東京^{（朱書）}

八月十二日十三日弁事より御書付を以御達之手続

八月十二日鎮將府弁事より御呼出二付、松田銚三郎罷出候所、増野又蔵を以御書附五通御渡ニて出羽国諸藩へ廻達可致、尤此表ニ詰合無之候ても、当時帰順之藩々えは国許より廻達致候様、外ニ鎮將府日誌一冊・詔書之写一冊御渡ニて、是又壺冊も藩々へ相渡候間、藩数取調明日可申出旨、猶大政官日誌廿七・廿八二冊是は、此方様え御渡之由ニて、前篇之处も未夕受取無之は可相渡被申聞候二付、取調可申上旨御答仕引下り候所、次席ニて明十三日弁事より今日之通御呼出之趣御達有之候二付、承知仕候段申述退出仕候。

一同十三日銚三郎罷出弁事ニ御逢被下度申述候所、応接方天野嘉左衛門引合候二付、昨日増野又蔵殿ヲ以御書付御渡ニて、出羽国諸藩へ廻達可致、尤此表ニ詰合無之藩々えは国許より廻達致候様被仰渡候。右は当節道中筋差支通行相絶罷在候二付、京都表弊藩詰合之者え右申遣、夫より便船を以国元え申遣候手配可仕候間、急速ニは難相達延引ニ相成候筈。此段前以申上置候旨及示談候所、承知之趣挨拶有之候。

一鎮將府日誌・詔書之写、諸藩銘々え御渡二付、此表詰合有之藩数取調申上候様昨日御達二付、戸澤様始七軒之御名前申上候。

一昨日大政官日誌式冊御渡ニて、猶前篇之所も是迄受取無之ハ御渡可被下被仰渡候得共、京都表ニて御渡御座候間、別段不奉願

旨申達候。

一御書付廻達之義、此度之御達は格段之御儀二付、藩々銘々より御請為致候。尤弊藩よりも廻達済御届は申上候段申談置候。

右之通申述候处、承知被致候趣ニて、引取暫過同人罷出申聞候は、諸藩へ御渡之日誌等今日ハ別て御用多、殊ニ文蔵も出勤無之二付、御渡ニ相成兼候間、猶明日ニても罷出候様被申聞候。

一同日御呼出之廉銚三郎相勤候所、弁事岡田雄次郎を以御書付壺通御渡昨日御渡相成候御書附之通廻達致候様御達有之候。

一同十四日銚三郎罷出、天野嘉左衛門引合日誌等今日御渡御座候哉申述候处、控居候様申聞、暫過同人引合鎮將府日誌二篇目壺冊御渡ニて、諸藩銘々え御渡之分未夕綴出来不致候二付、追て御渡相成候間、先日御渡之分御書附同様一ト先見廻しニ致、追て御渡之節配達之旨通達致置候様被申聞候。此節津輕御藩も同様席ニ被居、太政官日誌も廻達と承候二付、弊藩えハ太政官日誌廻達之義不被仰渡候段右嘉左衛門え問合候处、矢張見廻し之事故、廻達致候様被申聞候。

一昨日日誌御渡無之二付、御達御書附最早廻達差出申候。右二付日誌之義、跡より廻達ニ相成候間、藩々より御請ニは及ひ申間敷哉申述候所、御請有之向も無間も有之候間、銘々より御請ニは及不申、尤廻達済御触元より御届致候様被申聞候。

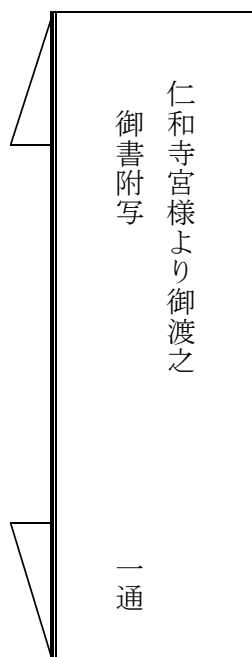
八月十九日

一於越後總督仁和寺宮より御渡之御書付

久保田藩へ賊軍益猖獗連々苦戦之次第被 聞召、速ニ援兵被差
向候条、弥勉励尽力可有之 総督宮 御沙汰候事。

八月十九日

上包



活動報告

(令和六年二月現在)

一 展示

○「出羽一國御絵図展示会」

会期…六月九日～十一日

会場…秋田県総合生活文化会館・美術館

アトリオン 地下一階

※「出羽一國御絵図」ほか古絵図のレプリカを展示

○連携展「おらだの記憶展」

・おらだの記憶展㊦東成瀬村

会期…四月二十二日～六月二十二日

会場…東成瀬村ふる里館

・おらだの記憶展㊦大仙市

会期…六月二十七日～八月一七日

会場…大仙市アーカイブズ 展示室

コーナー設定

・古文書に見る歴史の世界

・描かれた地域の姿

・江戸時代の大仙市アーカイブズ周辺

・ふるさとの温泉

・明治14年の温泉調査

・アーカイブズのチカラ

・未来に残す資料 鉄道資料を中心

・おらだの記憶展㊦横手市

会期…八月十九日～十月十九日

会場…横手市公文書館

コーナー設定

・江戸時代の横手城下町

・藩政初期の城下の出来事

・市民による古文書解説の成果

・蝦夷地警備と横手の武士

・横手の武士の幕末旅日記

・明治・大正・昭和の横手町

・近代横手町の誕生(町村合併)

・横手川と人々の暮らし

・横手町の物産と文化

・伊澤慶治収集資料より

・サーカスの華・有田夏子の凱旋興行

・横手中学・横手高女と石坂洋次郎

・懐かしの校舎

・駄菓子屋もりたを覚えていますか

○企画展「アーカイブズのチカラ」

会期…八月二十四日～九月二十四日(前期)

九月二十八日～十一月五日(後期)

会場…秋田県公文書館 特別展示室

コーナー設定

(前期展)

・秋田県公文書館

・記録資料(アーカイブズ)を保存すると

いうこと

・記録に残る先祖の姿

・行政の信頼感・安心感

・記録資料へのいざない

・修繕した資料の紹介

・公文書館の取組 記憶の護り人養成教室

・東成瀬村

・秋田市総務部文書法制課歴史資料閲覧室

・大仙市アーカイブズ

・横手市公文書館

(後期展)

・秋田県公文書館

・記録資料(アーカイブズ)を保存すると

いうこと

・公文書に添付された意外なもの

・デジタル画像の楽しみ

・県公文書館翻刻事業のあゆみ

・公文書館の取組 記憶の護り人養成教室

・湯沢市

・能代市

・由利本荘市

・小坂町

○開館三十周年特別企画

「Akita Archives Fes 2023

「あすへ語りつなぐ！秋田の未来」

特別展示「出張公文書館」

会期…十一月三日

会場…秋田拠点センターALVE

コーナー設定

- ・ようこそ絵図の世界へ
- ・江戸時代の秋田のカタチ
- ・久保田城下町の建設と変遷
- ・明治時代の絵図
- ・北方世界へのまなざし
- ・鹿角郡の絵図
- ・秋田藩支城と在郷町
- ・藩境絵図の魅力

○旧松倉家住宅（秋田市）一周年企画「出張！秋田県公文書館（仮）」

会期…三月九日～二十四日

会場…旧松倉家住宅 座敷

（秋田市旭南、県指定有形文化財）

令和五年度は開館三十周年記念のイベントとして自治体との連携展、秋田市内での出張展、当館での企画展を、四月から十一月にかけて大々的に展開した。イベントの共通テーマは「アーカイブズのチカラ」であり、公文書館所蔵資料がもつ潜在的な利用価値を広く一般に普及することを目的とした。特に、江戸時代や明治時代の絵図や地図は、生まれ育った土地の歴史に関わる身近なもので、熱心に見入る観覧者の方々の姿が印象的だった。

また、令和四年度に改修が竣工した旧松倉

家住宅（秋田市）からの依頼で、三月に古絵図を中心とした出張展を開催する予定である。

二 公文書館講座

（柴田知彰）

○古文書解読講座

館蔵資料をテキストに使用し、くずし字解読の手助けを行うことを目的として実施した。全六回、各回の定員は三十名まで。参加者数は延べ百六十四名。

第一回「初級者向け」

六月三十日

家老の日記で学ぶ古文書

「岡本元朝日記」を題材に

第二回「初級者向け」

六月三十日

家老の江戸道中記

「岡本元朝日記」の記事から

第三回「初級者向け」

七月七日

岡本元朝日記に書かれた元禄の事件

第四回「初級者向け」

七月七日

松之廊下の刃傷、吉良邸討ち入り

第五回「中・上級者向け」

七月十四日

戸村家文書に見る秋田戊辰戦争

第六回「中・上級者向け」

七月十四日

「梅津政景日記」を読む

第七回「中・上級者向け」

七月十四日

山口啓二「秋田藩成立期の藩財政」をもとに

第八回「中・上級者向け」

七月十四日

「町方ヨリ揚屋へ相渡書付控」

第九回「中・上級者向け」

七月十四日

（混二九一六六）その他

（講師・金森正也）

初級者向け講座では、比較的くずし字が読みやすく、かつ当館が既に翻刻本全八巻を刊行した「岡本元朝日記」をテキストに使用した。

また、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、定員を昨年度より十名増やし、かつ市町村広報紙や新聞紙上での広報を増やしたことで、初めて受講する方の数が飛躍的に増加した。初級者向けでは、パワーポイントを使った視覚的な講座で、ゆっくりとした進み方、一文字ずつの丁寧な解説で好評を得られた。中・上級者向けでは、比較的長い古文書をテキストのみで読み進めた。難易度は高いが、戊辰戦争、徳川家康の臨終、遊女の生活など興味尽きない歴史の話を織り込み、これも受講者に好評であった。

○記憶の護り人養成教室

「記憶の護り人養成教室」は、令和四年度

から開講し、今年度で二年目に入った。「記憶の護り人」とは当館の造語であり、「古文書を読める人」から一步進んで「古文書を整理して護り伝える人」の意味を込めた。単なるボランティアではなく、急速な社会変動で資料散逸の危機にある地域に、古文書を整理できる人材、地域の記憶を護るエキスパートを送り出すことを目指した。

古文書解読経験を持つことを受講条件として定員十名枠で募集を行い、県内各地から八名の男女が新たに応募した。そして、基本的に一年で修了する教室だが、昨年度の修了生より八名が引き続き学ぶことを熱望し此に加わった。

教室は、古文書班の畑中康博副主幹（兼）主任学芸主事が講師となり、当館三階多目的ホールで八回開催した。各回の内容は次のとおりである。

- 第一回 五月十一日（木）
午前…開校式、オリエンテーション
資料「公務控」翻刻作業打合せ
午後…岡文庫（追加分）解説・資料整理
第二回 六月一日（木）
午前…岡文庫（追加分）解説・資料整理
午後…岡文庫（追加分）解説・資料整理
第三回 七月十三日（木）
同
第四回 八月十日（木）

同

- 第五回 九月十四日（木）
午前…岡文庫（追加分）解説・資料整理
午後…企画展（前半）資料解説聴講
第六回 十月十二日（木）
午前…岡文庫（追加分）解説・資料整理
企画展（後半）資料解説聴講
午後…岡文庫（追加分）解説・資料整理
第七回 十一月九日（木）
午前…岡文庫（追加分）解説・資料整理
午後…岡文庫（追加分）解説・資料整理
第八回 十二月十四日（木）
午前…資料「公務控」翻刻確認
貴重書書庫、公文書書庫見学
午後…ISAD(G)（国際標準記録史料記述一般原則）に基づく目録整理法講義
修了式
翻刻の教材「公務控」は、慶応四年（一九六八）一月から明治五年（一八七二）三月まで、秋田藩から秋田県にわたって作成された公的記録である。新政府の指令、藩や県からの伺文、他藩や他県との往復文書を日付順に書き写してあり、戊辰戦争時から廃藩置県後の様子が詳細に分かる興味深い資料である。今年度は、慶応四年一月から八月までの分を解説した。十六名の受講生が翻刻を分担し、十一月の期限まで提出。講師が確認・校正の上で『秋田県公文書館研究紀要』第三十号に

研鑽の成果を資料紹介として掲載した。
また、岡文庫は旧秋田藩士岡家の資料群である。受講生で分担し未整理の追加分を資料整理した成果三百十四点を年度末に公開する予定である。

○出前講座

「公文書館所蔵資料に見る〇〇」をテーマに、県内の団体やグループで行う学習会に講師を派遣し、講座を開催した。

- 第一回 四月十三日
【南檜岡婦人会 南外コミュニケーションセンター】
参加者三十人
昭和史の中の婦人会（講師・畑中康博）
第二回 五月二十三日
【御所野の歴史文化を語る会主催 研修会 秋田市御所野元町四丁目公民館】
参加者十一人
県政ニュースで見る秋田
昭和40年代の秋田アーカイブ（講師・桜田慎一郎）
第三回 五月九日
【横手市連合婦人会 平鹿生涯学習センター】
参加者百七十人

昭和史の中の婦人会 (講師・畑中康博)

第四回 五月十二日

【能代市連合婦人会 能代市二ツ井町庁舎】

参加者五十二人

昭和史の中の婦人会 (講師・畑中康博)

第五回 五月二十五日

【東成瀬中学校 東成瀬村ふる里館】

参加者三十六人

おらだの記憶展 東成瀬村

(講師・畑中康博)

第六回 七月二十一日

【東成瀬村教育委員会 東成瀬村ふる里館】

参加者十人

古文書教室

(講師・畑中康博)

第七回 七月二日

【飯田川婦人会 トレイク潟上】

参加者七十人

昭和史の中の婦人会 (講師・畑中康博)

第八回 七月四日

【食生活改善推進協会 大仙市健康増進セ

ンター】

参加者六十人

公文書から見られる大仙市のくらしと食

生活について (講師・畑中康博)

第九回 七月十四日

【大仙市地域婦人団体連絡協議会 南外コ

ミュニティーセンター】

参加者百十七人

昭和史の中の婦人会 (講師・畑中康博)

第十回 七月十四日

【秋田市南部市民サービスセンター(なん

びあ)】

参加者二十三人

県政ニュースで見る昭和40年代の秋田

(講師・桜田慎一郎)

第十一回 七月二十五日

【奥羽エコール メトロポリタンホテル】

参加者二十二人

クニマスはなぜ生き残ったのか

(講師・柴田知彰)

第十二回 七月二十八日

【男鹿市中央女性学級 男鹿市民文化会館】

参加者六十七人

昭和史の中の婦人会 (講師・畑中康博)

第十三回 七月二十八日

【河辺雄和神社総代会 ヴィラ・フローラ】

参加者七十五人
出羽一國御絵図ものがたり
(講師・柴田知彰)

第十四回 七月三十一日

【平鹿町婦人会 横手市平鹿交流センター】

参加者六十人

昭和史の中の婦人会 (講師・畑中康博)

第十五回 九月十二日

【横手郷土史研究会 横手市公文書館】

参加者十三人

「おらだの記憶展」横手市」展示解説

(講師・柴田知彰)

第十六回 十月三日

【西仙北高等学校】

参加者十八人

公文書にみる西仙北地域の歴史

(講師・畑中康博)

第十七回 十月十一日

【秋田の史跡を学ぶ会 秋田市東部市民サ

ービスセンター(イーぱる)】

参加者五十人

グッとくる古文書 LIFE

(講師・畑中康博)

第十八回

十一月二十三日

【『能代山本の先人たち』協作実行委員会
能代市文化会館】

参加者七十五人

能代幕末随感

(講師・畑中康博)

第十九回

十二月十二日

【東成瀬村教育委員会 東成瀬村ふる里館】

参加者十人

古文書教室

(講師・畑中康博)

第二十回

十二月二十七日

【中央ナイスミドルカレッジ 秋田市中央
市民サービスセンター(センタース)】

参加者三十二人

慶応4年秋田戊辰戦争に見る戦争の姿

(講師・畑中康博)

第二十一回

一月十九日

【仙北市婦人会 にしき温泉ふれあいプラ
ザ(クリオン)】

参加者四十人

昭和史の中の婦人会

(講師・畑中康博)

第二十二回

三月十三日

【おもしろ講座 大仙市神岡中央公民館】
公文書館所蔵資料にみる神宮寺

(講師・畑中康博)

第二十三回

三月二十二日

【川内婦人会 由利本荘市鳥海公民館(紫
水館)】

昭和史の中の婦人会 (講師・畑中康博)

昨年度に開拓した地域婦人会での講座が盛況で、今年度は八件の出前を頼まれた。また、東成瀬村では、村民による古文書整理の参考となる講座を定期的に連続開催した。さらに、学校連携となる中学校や高等学校への出前は、生徒や先生、また地元の教育委員会にも好評であった。このほか、地域公民館での県政映画の出前上映も、参加者の郷愁を呼び起こした。

近年、出前講座の依頼元が多彩になり、当館の普及活動の間口が広がったことは、三十三周年を迎えた今、喜ばしいかぎりである。

(柴田知彰)

三 県政映画上映会

○県政映画上映会

昭和三十年～五十年代前半に県が広報のため制作した「県政映画」を大きなスクリーンでご鑑賞いただく上映会を当館多目的ホールで開催した。全二日間、一日当たり三回の上

映で各回定員は二十名。来場者数は二日間合計九十四名。

上映会

八月三十一・九月一日

従来、白黒映像を中心に上映してきたが、新たな顧客層を開拓するために、昭和四十年後半から五十年代前半のオールカラー映像を上映した。

(梅田浩彰)

四 研修・協議会等

○「令和五年度アーカイブズ研修Ⅰ」

八月二十一日～二十五日

国立公文書館

(東京都千代田区)

研修会場及びオンラインのハイブリッド方式で実施された研修会に参加した(秋田県はオンライン参加)。目的は、公文書等に係る基本法令、アーカイブズに係る基本的な理論及び方法論等を習得、デジタル化・電子文書等についての理解を深めることにより、「アーキビストの職務基準書」が示す基礎的知識を習得することである。対象は初任者を対象として内容は全般的なものにわたり五日間をかけて行われた。また、講義のみではなく全国の公文書館業務に携わる職員同士のグルー

プ討論・報告の講義時間もあった。

五日間を通して公文書館業務の全体像をイメージすることができ大変参考になったと同時に、今回は初任者研修ということであり、さらにその先の公文書館業務としての奥深さを感じる研修であった。

◆研修内容

二十一日

・講話

・アーカイブズの役割と国立公文書館

・アーカイブズ概論

・日本におけるアーカイブズ公文書管理とアーカイブズ

・国立公文書館本館見学（不参加）

二十二日

・公文書等の管理に関する法律等について

・国における公文書の評価選別

・事例報告① 鳥取県における公文書の評価選別

・グループ討論・報告①

二十三日

・電子公文書等の保存・利用及びデジタルアーカイブズ

・特定歴史公文書等の目録作成等（所蔵資料情報の提供等）

・事例報告② 広島県における公文書の保存業務

・資料の保存・修復・環境管理

二十四日

・特定歴史公文書等の利用

・利用の促進（展示・情報の発信）

・グループ討論・報告②

二十五日

・他のアーカイブズ等との連携

・学校教育との連携

・アジア歴史資料センターについて

・特別講演 〈資料整理と歴史研究〉

（鈴木 厚）

○第四十九回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）全国（東京）大会

十一月三十日～十二月一日

駒澤大学駒沢キャンパス記念講堂

（東京都世田谷区）

今年度の全史料協大会はリアル開催及びオンラインのハイブリッド方式で開催された。

大会テーマは「自治体アーカイブズの現在と未来」である。二日間にわたる大会の内容は次のとおりである。

◆研修会A（施設見学）

① 東京都公文書館

② 武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館

③ 豊島区立郷土資料館

④ 駒澤大学禅文化歴史博物館

◆研修会B

・ヨーロッパにおける基礎自治体の文書管理と専門職〈イタリアの地方から日本のアーカイブズの明日を語る〉

湯上 良（昭和女子大学大学院）

◆研修会C

・被爆者運動資料の整理・保存・活用
〈戦後史料を後世に伝えるプロジェクトの取り組み〉

印出也美（昭和女子大学大学院）

吉村知華（本庄第一高等学校）

◆特別講演会

・料紙研究とアーカイブズの関わり

増田勝彦（元昭和女子大学大学院教授・和紙文化研究会副会長）

◆特別報告

・アーキビスト認証の取組について〈准認証アーキビストの創設を中心に〉

中野 佳（独立行政法人国立公文書館）

◆大会テーマ研究会

大会テーマ「自治体アーカイブズの現在と未来」趣旨説明

全史料協 大会・研修委員会

報告Ⅰ

「東京都の基礎自治体における文書管理」〈アンケート調査から見るその実態と課題〉

西木浩一（東京都公文書館）

報告Ⅱ

「自治体アーカイブスのこれまでとこれから」～あまがさきアーカイブズの新たな挑戦～

河野未央（尼崎市立歴史博物館・あまがさきアーカイブズ）

報告Ⅲ

「公文書管理条例・歴史公文書等保存条例と自治体アーカイブズの行方」～市町村との連携と防災への対応等～

田中健一（元鳥取県立公文書館長）

◆ポスター・刊行物展示

・ハンセン病療養所と公文書管理法「未登録文書」の継承基盤構築をめぐる諸課題

・元小川プロダクション資料の整理・活用
の経過と展望～千葉県成田市・芝山町における歴史伝承の取り組みから～

相川陽一（長野大学）・森脇孝広・今井 勇

・戦後史史料を後世に伝えるプロジェクト
～活動体制とこれまでの成果～

印出也実（昭和女子大学大学院）

・「広島県立文書館ボランティア」の開始

西向宏介（広島県立文書館）

・海外アーカイブズボランティアの会二〇二三活動報告 国連高等弁務官緒方貞子さんのアーカイブズの整理作業

大西愛（海外アーカイブボランティアの

会）

・学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻パンフレット、研究年報

（GCAS Report）第十一号

・三豊市文書館リーフレット、三豊市文書館秋期企画展チラシ、香川県内の文書館・博物館のチラシ等

都道府県の公文書館機能施設の設置率が8割を超えるなか、本県の市町村の設置は3市のみである。公文書館法で地方公共団体に求められている目的（国民の共通の財産として後代に伝えるための公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ等）から懸け離れていると言わざるを得ない。今回のテーマで講義を受けた知見や地方公共団体の状況による報告を、県内の市町村に対し、公文書の持つ重要な意義を提供・伝達する必要性を強く感じた。（鈴木 厚）

五 古文書班広報紙「古文書倶楽部」改め

「資料紹介・とっておきの話」

第四十三号「公文書館だより」 六月五日

・【資料紹介】

武士の心得

～「岡本元朝日記」から～

（高田環樹）

・【とっておきの話】

秋田の戦国大名②

小野寺氏

（佐藤 隆）

第四十五号「公文書館だより」 三月七日

・【資料紹介】

放送県民大学に関する記録

～「知事祝辞挨拶」から～

（畑中康博）

・【とっておきの話】

金易右衛門の書状

（金森正也）

令和二年度末に第百号を発行した「古文書倶楽部」は、三年度より「資料紹介」・「とっておきの話」とタイトルを変更し、当館広報紙「公文書館だより」に統合した。日頃の調査・研究の成果をわかりやすく紹介しながら、当館の所蔵資料をよりよく利用していただくという目的は引き継いでいる。館内配布の他に、閲覧室やエントランスホールに掲示し、当館ウェブサイトやX（旧ツイッター）でも公開している。なお、第四十四号「公文書館だより」は開館三十周年特別号として発行し、「資料紹介・とっておきの話」は含めなかった。（高田環樹）

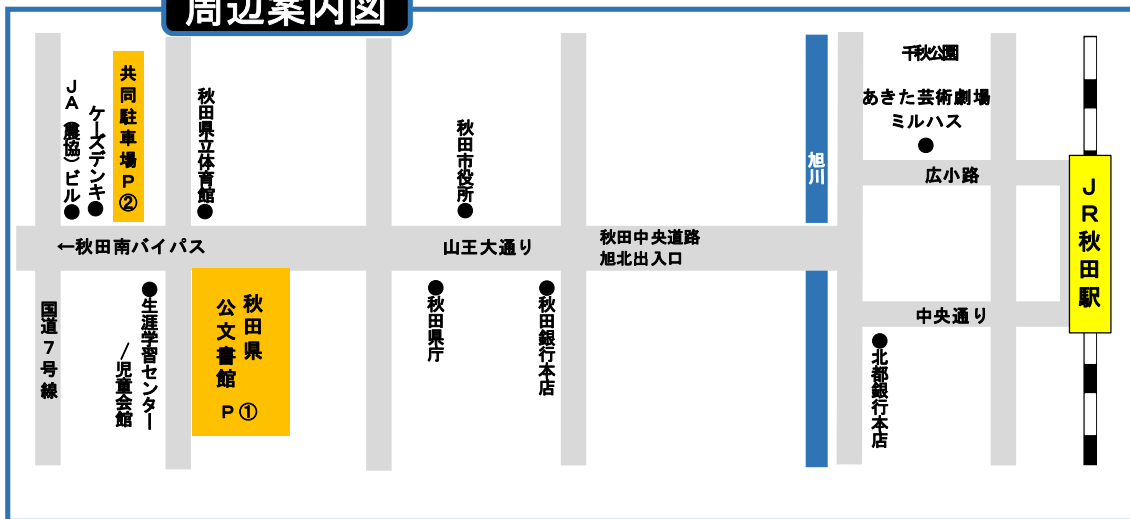
開 館 時 間（令和6年度）

- 平日……………午前9時～午後7時
- 土曜日・日曜日・祝日……………午前9時～午後6時

休 館 日（令和6年度）

- 毎週水曜日
- 年末年始（12月28日～1月3日）
- 特別整理期間（1月16日～28日）

周辺案内図



秋田県公文書館研究紀要 第三十号
令和六年三月一日発行

編集
発行
秋田県公文書館

〒010-0952
秋田市山王新町一四一三二
電話 〇一八（八六六）八三〇一

（題字 寿松木 毅）

HP



E-mail



X

